

令和4年 第4回

# 宿毛市議会定例会会議録

令和4年12月6日開会

令和4年12月21日閉会

令和四年第四回宿毛市議会定例会会議録

宿毛市議会事務局

令和4年第4回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (令和4年12月 6日 火曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会 (午前10時00分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 令和3年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計 決算認定について	4
委員長報告	
予算決算常任委員長	4
質疑・討論・表決	6
○日程第4 議案第1号から議案第27号まで	6
(提案理由の説明)	
市 長	6
散 会 (午前10時25分)	
陳情文書表	9
----- . . . -----	
第 2 日 (令和4年12月 7日 水曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (令和4年12月 8日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (令和4年12月 9日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (令和4年12月10日 土曜日)	休会
----- . . . -----	
第 6 日 (令和4年12月11日 日曜日)	休会
----- . . . -----	
第 7 日 (令和4年12月12日 月曜日)	

議事日程	1 1
本日の会議に付した事件	1 1
出席議員	1 1
欠席議員	1 1
事務局職員出席者	1 1
出席要求による出席者	1 1
開 議 (午前10時02分)	
○日程第1 一般質問	1 3
1 今城 隆議員	1 3
企画課長	1 3
今城 隆議員	1 3
市 長	1 3
今城 隆議員	1 4
市 長	1 5
今城 隆議員	1 5
企画課長	1 5
今城 隆議員	1 6
企画課長	1 6
今城 隆議員	1 6
市 長	1 6
今城 隆議員	1 6
危機管理課長	1 7
今城 隆議員	1 7
危機管理課長	1 7
今城 隆議員	1 7
危機管理課長	1 7
今城 隆議員	1 8
危機管理課長	1 8
今城 隆議員	1 8
危機管理課長	1 8
今城 隆議員	1 8
危機管理課長	1 9
今城 隆議員	2 0
危機管理課長	2 0
今城 隆議員	2 0
危機管理課長	2 0
市 長	2 1

今城 隆議員	2 1
危機管理課長	2 2
今城 隆議員	2 2
危機管理課長	2 2
今城 隆議員	2 2
危機管理課長	2 3
市長	2 3
今城 隆議員	2 3
危機管理課長	2 4
今城 隆議員	2 4
危機管理課長	2 5
今城 隆議員	2 5
危機管理課長	2 5
今城 隆議員	2 6
長寿政策課長	2 6
今城 隆議員	2 6
長寿政策課長	2 6
今城 隆議員	2 7
長寿政策課長	2 7
今城 隆議員	2 7
長寿政策課長	2 8
今城 隆議員	2 8
長寿政策課長	2 8
今城 隆議員	2 9
長寿政策課長	2 9
今城 隆議員	2 9
長寿政策課長	2 9
今城 隆議員	3 0
長寿政策課長	3 0
今城 隆議員	3 0
長寿政策課長	3 0
今城 隆議員	3 1
2 高倉真弓議員	3 1
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	3 1
高倉真弓議員	3 2
人権推進課長	3 2
高倉真弓議員	3 3

	市 長	3 3
	高倉真弓議員	3 4
	市 長	3 4
	高倉真弓議員	3 4
	福祉事務所長	3 5
	高倉真弓議員	3 5
	産業振興課長	3 5
	高倉真弓議員	3 6
	産業振興課長	3 6
	高倉真弓議員	3 6
	商工観光課長	3 6
	高倉真弓議員	3 7
	危機管理課長	3 7
	高倉真弓議員	3 8
3	野々下昌文議員	3 8
	健康推進課長	3 9
	野々下昌文議員	4 0
	健康推進課長	4 0
	野々下昌文議員	4 0
	健康推進課長	4 0
	野々下昌文議員	4 1
	健康推進課長	4 1
	野々下昌文議員	4 1
	健康推進課長	4 1
	野々下昌文議員	4 1
	健康推進課長	4 1
	野々下昌文議員	4 1
	健康推進課長	4 1
	野々下昌文議員	4 1
	健康推進課長	4 1
	野々下昌文議員	4 2
	教育次長兼学校教育課長	4 2
	野々下昌文議員	4 2
	教育次長兼学校教育課長	4 3
	野々下昌文議員	4 3
	教育次長兼学校教育課長	4 3
	野々下昌文議員	4 3
	教育次長兼学校教育課長	4 3
	野々下昌文議員	4 3

	教育次長兼学校教育課長	4 4
	野々下昌文議員	4 4
	教育次長兼学校教育課長	4 4
	野々下昌文議員	4 5
	教育次長兼学校教育課長	4 5
	野々下昌文議員	4 5
	教育次長兼学校教育課長	4 5
	野々下昌文議員	4 5
	教育次長兼学校教育課長	4 5
	野々下昌文議員	4 6
	教 育 長	4 6
	野々下昌文議員	4 6
	教 育 長	4 6
	野々下昌文議員	4 7
	教育次長兼学校教育課長	4 7
	野々下昌文議員	4 7
	教 育 長	4 7
	野々下昌文議員	4 8
	市 長	4 8
	野々下昌文議員	4 8
4	川田栄子議員	4 8
	健康推進課長	4 9
	川田栄子議員	5 0
	健康推進課長	5 0
	川田栄子議員	5 0
	健康推進課長	5 0
	川田栄子議員	5 0
	健康推進課長	5 2
	川田栄子議員	5 2
	健康推進課長	5 3
	川田栄子議員	5 3
	健康推進課長	5 3
	川田栄子議員	5 3
	健康推進課長	5 4
	川田栄子議員	5 4
	健康推進課長	5 4
	川田栄子議員	5 4

健康推進課長	5 5
川田栄子議員	5 5
健康推進課長	5 6
川田栄子議員	5 6
健康推進課長	5 6
川田栄子議員	5 6
健康推進課長	5 6
川田栄子議員	5 6
健康推進課長	5 7
川田栄子議員	5 7
健康推進課長	5 8
川田栄子議員	5 8
健康推進課長	5 9
川田栄子議員	5 9
健康推進課長	5 9
川田栄子議員	5 9
健康推進課長	6 0
川田栄子議員	6 0
健康推進課長	6 0
川田栄子議員	6 1
健康推進課長	6 1
川田栄子議員	6 1
教育次長兼学校教育課長	6 1
川田栄子議員	6 2
教育次長兼学校教育課長	6 2
川田栄子議員	6 2
教育次長兼学校教育課長	6 3
川田栄子議員	6 3
教育次長兼学校教育課長	6 3
川田栄子議員	6 3
教育次長兼学校教育課長	6 3
川田栄子議員	6 4
健康推進課長	6 4
川田栄子議員	6 4
健康推進課長	6 4
川田栄子議員	6 5
健康推進課長	6 5

川田栄子議員	6 6
延 会 (午後3時49分)	

----- . . ----- . . -----

第 8 日 (令和4年12月13日 火曜日)

議事日程	6 7
本日の会議に付した事件	6 7
出席議員	6 7
欠席議員	6 7
事務局職員出席者	6 7
出席要求による出席者	6 7
開 議 (午前10時01分)	

○日程第1 一般質問	6 9
1 岡崎利久議員	6 9
市 長	6 9
岡崎利久議員	6 9
企画課長	7 0
岡崎利久議員	7 0
企画課長	7 0
岡崎利久議員	7 0
企画課長	7 0
岡崎利久議員	7 0
市 長	7 0
岡崎利久議員	7 1
市 長	7 1
岡崎利久議員	7 1
市 長	7 1
岡崎利久議員	7 2
教 育 長	7 2
岡崎利久議員	7 3
教育次長兼学校教育課長	7 3
岡崎利久議員	7 3
教育次長兼学校教育課長	7 3
岡崎利久議員	7 4
教育次長兼学校教育課長	7 4
岡崎利久議員	7 4
教育次長兼学校教育課長	7 4
岡崎利久議員	7 4



教育次長兼学校教育課長	7 4
岡崎利久議員	7 4
教育次長兼学校教育課長	7 5
岡崎利久議員	7 5
教育次長兼学校教育課長	7 5
岡崎利久議員	7 5
教育次長兼学校教育課長	7 5
岡崎利久議員	7 6
教育次長兼学校教育課長	7 6
岡崎利久議員	7 6
教育長	7 6
岡崎利久議員	7 6
教育長	7 7
岡崎利久議員	7 7
教育長	7 8
岡崎利久議員	7 8
教育長	7 8
岡崎利久議員	7 8
教育長	7 8
岡崎利久議員	7 8
2 川村三千代議員	7 9
教育次長兼学校教育課長	7 9
川村三千代議員	7 9
教育次長兼学校教育課長	8 0
川村三千代議員	8 0
教育次長兼学校教育課長	8 0
川村三千代議員	8 0
教育次長兼学校教育課長	8 1
川村三千代議員	8 1
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	8 2
川村三千代議員	8 2
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	8 2
川村三千代議員	8 2
教育長	8 2
川村三千代議員	8 3
教育長	8 3
川村三千代議員	8 3

	市 長	8 5
	川村三千代議員	8 6
	市 長	8 7
	川村三千代議員	8 7
	商工観光課長	8 8
	川村三千代議員	8 8
	市 長	8 8
	川村三千代議員	8 9
	市 長	9 0
	川村三千代議員	9 1
3	松浦英夫議員	9 1
	企画課長	9 2
	松浦英夫議員	9 2
	企画課長	9 2
	松浦英夫議員	9 3
	市 長	9 3
	松浦英夫議員	9 3
	生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	9 4
	松浦英夫議員	9 4
	企画課長	9 4
	松浦英夫議員	9 5
	企画課長	9 5
	松浦英夫議員	9 5
	教 育 長	9 5
	松浦英夫議員	9 5
	教 育 長	9 6
	松浦英夫議員	9 6
	教 育 長	9 6
	松浦英夫議員	9 6
	教 育 長	9 6
	松浦英夫議員	9 6
	教 育 長	9 7
	松浦英夫議員	9 7
	健康推進課長	9 7
	松浦英夫議員	9 8
	健康推進課長	9 8
	松浦英夫議員	9 8

	健康推進課長	9 9
	松浦英夫議員	9 9
4	山上庄一議員	9 9
	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	1 0 0
	山上庄一議員	1 0 0
	土木課長	1 0 0
	山上庄一議員	1 0 0
	土木課長	1 0 0
	山上庄一議員	1 0 0
	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	1 0 1
	山上庄一議員	1 0 1
	土木課長	1 0 1
	山上庄一議員	1 0 1
	都市建設課長	1 0 1
	山上庄一議員	1 0 2
	土木課長	1 0 2
	山上庄一議員	1 0 3
	都市建設課長	1 0 3
	山上庄一議員	1 0 3
	都市建設課長	1 0 3
	山上庄一議員	1 0 3
	都市建設課長	1 0 4
	山上庄一議員	1 0 4
	市    長	1 0 5
	山上庄一議員	1 0 5
	市    長	1 0 5
	山上庄一議員	1 0 6
	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	1 0 7
	山上庄一議員	1 0 7
	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	1 0 7
	山上庄一議員	1 0 7
	都市建設課長	1 0 7
	山上庄一議員	1 0 8
	産業振興課長	1 0 8
	山上庄一議員	1 0 8
	市    長	1 0 9
	山上庄一議員	1 1 1

散 会 (午後4時02分)

----- . . ----- . . -----

第 9 日 (令和4年12月14日 水曜日)

議事日程	113
本日の会議に付した事件	113
出席議員	113
欠席議員	113
事務局職員出席者	113
出席要求による出席者	113

開 議 (午前10時00分)

○日程第1 議案第1号から議案第27号まで	115
質疑	115
1 三木健正議員	115
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	115
三木健正議員	115
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	116
三木健正議員	116
商工観光課長	116
三木健正議員	116
商工観光課長	117
三木健正議員	117
都市建設課長	117
三木健正議員	117
2 川田栄子議員	118
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	118
川田栄子議員	119
委員会付託 (議案第1号から議案第27号まで)	119

散 会 (午前10時24分)

議案付託表	120
-------	-----

----- . . ----- . . -----

第10日 (令和4年12月15日 木曜日) 休会

----- . . ----- . . -----

第11日 (令和4年12月16日 金曜日) 休会

----- . . ----- . . -----

第12日 (令和4年12月17日 土曜日) 休会

----- . . ----- . . -----

第13日 (令和4年12月18日 日曜日) 休会

----- . . ----- . . -----  
第14日（令和4年12月19日 月曜日） 休会

----- . . ----- . . -----  
第15日（令和4年12月20日 火曜日） 休会

----- . . ----- . . -----  
第16日（令和4年12月21日 水曜日）

議事日程	1 2 3
本日の会議に付した事件	1 2 3
出席議員	1 2 3
欠席議員	1 2 3
事務局職員出席者	1 2 3
出席要求による出席者	1 2 3
開 議（午前10時00分）	
○日程第1 議案第1号から議案第27号まで	1 2 5
委員長報告	
予算決算常任委員会委員長	1 2 5
総務文教常任委員長	1 2 7
産業厚生常任委員長	1 2 9
質疑・討論・表決	1 3 0
○日程第2 陳情第16号及び陳情第17号	1 3 0
委員長報告	
産業厚生常任委員長	1 3 0
質疑	1 3 1
(陳情第16号)	
討論	1 3 1
今城 隆議員（委員長報告に反対）	1 3 1
川田栄子議員（委員長報告に反対）	1 3 2
表決	1 3 3
(陳情第17号)	
討論	1 3 3
今城 隆議員（委員長報告に反対）	1 3 3
表決	1 3 3
○日程第3 委員会調査について	1 3 4
継続調査	1 3 4
(閉会挨拶)	
市 長	1 3 4
閉 会（午前10時49分）	

委員会審査報告書	136
陳情審査報告書	139
閉会中の継続調査申出書	140

----- . . ----- . . -----

付 録

一般質問通告表	付一 1
議決結果一覧表	付一 7
議 案（令和4年第3回定例会提出分）	付一 7
議 案（令和4年第4回定例会提出分）	付一 8
陳 情	付一 10

令和4年  
第4回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（令和4年12月6日 火曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○諸般の報告

第3 令和3年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について

第4 議案第1号から議案第27号まで

議案第 1号 令和4年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 2号 令和4年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 3号 令和4年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第 4号 令和4年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第 5号 令和4年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について

議案第 6号 令和4年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第 7号 令和4年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第 8号 令和4年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第 9号 令和4年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第10号 令和4年度宿毛市水道事業会計補正予算について

議案第11号 宿毛市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

議案第12号 宿毛市過疎地域指定における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

議案第13号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第14号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第15号 宿毛市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第16号 宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第17号 宿毛市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第18号 宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第19号 宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第20号 宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第21号 すくもサニーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例について

議案第22号 指定管理者の指定について

議案第23号 指定管理者の指定について

議案第24号 指定管理者の指定について

議案第25号 指定管理者の指定について

議案第26号 指定管理者の指定について

議案第27号 工事請負契約の変更について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 令和3年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定につ  
いて

日程第4 議案第1号から議案第27号まで

----- . . . -----

3 出席議員（12名）

1番 今 城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三 木 健 正 君	4番 川 田 栄 子 君
5番 川 村 三千代 君	7番 高 倉 真 弓 君
8番 山 上 庄 一 君	9番 山 戸 寛 君
10番 岡 崎 利 久 君	11番 野々下 昌 文 君
12番 松 浦 英 夫 君	13番 寺 田 公 一 君

----- . . . -----

4 欠席議員（1名）

14番 濱 田 陸 紀 君

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長 黒 田 厚 君

議事係 長 桑 原 美 穂 君

庶務係 主任 宮 本 恵 里 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長 中 平 富 宏 君

副 市 長 岩 本 昌 彦 君

企画課 長 上 村 秀 生 君



総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	桑原	一	君
危機管理課長	有田	巧史	君
市民課長	岡本	武	君
税務課長	山岡	敏樹	君
会計管理者兼 会計課長	佐藤	恵介	君
健康推進課長	松田	まなみ	君
長寿政策課長	谷本	裕子	君
環境課長	谷本	和哉	君
人権推進課長	川村	志保	君
産業振興課長	岩本	敬二	君
商工観光課長	長山	敏昭	君
土木課長	澤田	英典	君
都市建設課長	小島	裕史	君
福祉事務所長	朝比奈	淳司	君
水道課長	川島	義之	君
教育長	鎌田	勇人	君
教育次長兼 学校教育課長	和田	克哉	君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	中平	成也	君
学校給食 センター所長	平井	建一	君

----- . . ----- . . -----  
午前10時00分 開会

○議長（寺田公一君） これより、令和4年第4回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において岡崎利久君及び野々下昌文君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月21日までの16日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月21日までの16日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

濱田陸紀君から、会議規則第2条の規定により、欠席する旨の届出がありました。

地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分事項の報告につきましては、お手元に配付していただいております。

本日までに、陳情2件を受理いたしました。

よって、お手元に配付してあります陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告期限を本日後3時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでございますので、これにより御了承願います。

○議長（寺田公一君） 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3「令和3年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

本決算は、令和4年第3回定例会において、予算決算常任委員会に付託し、閉会中の継続審査となっておりますので、この際、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（川村三千代君） おはようございます。予算決算常任委員長。予算決算常任委員会の審査結果につきまして、御報告いたします。

令和4年第3回宿毛市議会定例会におきまして、閉会中の継続審査として、本委員会に付託されました令和3年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定の審査を終了いたしましたので、宿毛市議会会議規則第110条の規定に基づき、御報告いたします。

まず、審査方法といたしましては、令和3年度各会計の決算審査については、監査委員から提出された宿毛市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査意見書を参考とし、予算が議会議決に従って、適法かつ合理的、効果的に執行されているか、また、財政の健全化並びに財産が適正に管理されているか。

これらに加えて、期待された行政効果を上げ、いかに市民福祉の向上に寄与したかという観点から審査を行いまして、これからの予算審議に活用することを主眼といたしました。

審査の結果につきましては、各会計における予算は適法かつ合理的、効果的に執行されており、令和3年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算につきましては、全会一致をもって認定すべきものと決しました。

委員会審査の中で指摘いたしました事項の中

で、主なものにつきまして、御報告いたします。

まず、1点目は、収入未済金の早期解消についてであります。

市税、国保税については、コンビニ納付の開始など、徴収率向上に向けた取組の効果もあり、収納率の向上が見られるものの、依然として厳しい財政状況である。

収入未済金は、財政運営に及ぼす影響はもとより、税の公平負担の原則から、納税者の不公平感を招くなど、憂慮すべき問題であり、滞納者の経済状況等に十分配慮する必要はあるが、今後も適切な納付指導や各関係法令、条例等に基づく厳正かつ適正な対処を実施し、収入未済金の早期解消に向けた、さらなる取組に努められたい。

2点目は、移住定住促進の取組についてであります。

移住・定住の促進は、全国の自治体が行い、様々な特色を打ち出し、地域の魅力や各種補助金等で競っている。

本市においても、PR動画の作成や、移住フェアへの参加、オンライン相談等も行っているが、セールスポイントが弱いのではないかと考えられる。

1次産業への新規就業は、移住者が多いことから、一定の収入を得て、安定した生活が送れるという実績を提示できれば、移住につながりやすいのではないかと考えられる。新たなセールスポイントの開拓と併せ、移住支援の取組を求める。

また1次産業は、施設設備に関する費用も高額となることから、中古ハウスや機器等が借り受けでき、初期投資を抑えられるなどの情報の共有、提供に努め、定住促進を図られたい。

3点目は、防災情報伝達システムについてであります。

防災アプリやライン等を活用し、文字情報として伝えることは効果的とは考えられるが、携

帯電話を持っていない高齢者等もいるため、現在の防災情報伝達システムでは、市民に等しく情報が届けられていない。

今後、コスト面や地理的条件などを考慮しつつ、様々な側面からの模索、検証を進め、有益な情報伝達システム構築に努められたい。

4点目は、西地域小中学校の移転についてであります。

今後、造成設計や学校建築等を進めるに当たり、単に学校移転だけではなく、街全体をつくり上げていくという視点を持って事業の推進に努められたい。

5点目は、文化活動の振興についてであります。

市展や、オールドパワー文化展の出展数が年々減少傾向にあり、文化活動に対する関心が低下しているのではないかと危惧している。

文化活動が活発に行われている周辺自治体の取組なども参考にし、一層の文化・芸術活動の振興に努められたい。

6点目は、森林管理についてであります。

伐採届け受理後における森林管理について、伐採後に市道等が傷んでいる箇所が発生している事例が見受けられる。各道路管理者と情報共有を行うとともに、誤伐採なども含め、さらなる管理体制の強化に努められたい。

7点目は、咸陽島公園の整備についてであります。

当公園は、重要な観光資源であり、アクセス道路を含めた咸陽島全体の振興につながる整備計画を求める。

8点目は、認知症対策についてであります。

新型コロナウイルス感染拡大による人的交流の減少は、認知症進行にも影響を与えている。感染収束後に向け、住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、認知症サポーター養成講座など、認知症予防や進行緩和に向けたさら

なる取組の充実を図られたい。

9点目は、土地区画整理事業についてであります。

宿毛駅東地区の土地区画整理事業は、令和3年度で償還が完了したが、土地区画整理事業事務完了後の保留地の売却に際しては、地価や情勢を考慮し、適正な販売価格を認定するよう、十分な協議、検討を求める。

以上、本委員会の審査における指摘事項については、今後の市政運営に反映し、さらなる市民の福祉と暮らしの向上が図られますよう切望して、委員長報告といたします。

○議長（寺田公一君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「令和3年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について」を、電子表決により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるものとするものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することについて、賛成または反対のボタンをお押し願います。

（電 子 表 決）

○議長（寺田公一君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成10、無効1で賛成多数であります。

よって、「令和3年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について」は、委員長の報告のとおり、認定することに決しました。

日程第4「議案第1号から議案第27号まで」の27議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。

本日は、令和4年第4回宿毛市議会定例会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

先ほどは、令和3年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算を御認定いただき、誠にありがとうございました。

審査報告書の御指摘はもとより、審査の過程におきまして御指摘をいただきました点におきましては、今後さらに検討を重ね、これからの市政運営に反映させてまいりたいと考えております。

それでは、御提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号は、「令和4年度宿毛市一般会計補正予算について」でございます。総額で1億9,104万6,000円を増額しようとするものです。

歳入で増額する主なものは、市債4億7,200万円となっております。これは、本年第3回定例会において議決いただきました「宿毛市過疎地域持続的発展計画」に基づく関連事業についての財源として、過疎対策事業債を充当することによるものです。

一方、歳出で増額する主なものは、商工費で

は、すくもサニーサイドパークリニューアル関連予算として、1,354万2,000円、土木費では市道改良工事費として、1,953万5,000円、また、これら以外に、人事院勧告等に伴う人件費や、市有施設における電気料や燃料費の高騰に伴う関連予算を計上しております。

次に、債務負担行為補正につきましては、新庁舎清掃業務委託料以下11事業を、新たに追加しようとするものです。

議案第2号から議案第10号までは、令和4年度の各特別会計及び水道事業会計の補正予算でございます。総額で、5,616万円を増額しようとするものです。

主な内容は、一般会計同様に、人事院勧告などに伴う人件費の補正、電気料や燃料費の高騰に伴う補正、そして、学校給食事業特別会計における設備改修工事費の補正、特別養護老人ホーム特別会計における施設改修工事費の補正となっております。

議案第11号は、「宿毛市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について」でございます。

内容につきましては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第13条第1項の規定に基づき、情報通信技術を利用する方法により市の機関に係る申請、届出その他の手続を行うために必要となる事項を定めるため、本条例を制定しようとするものです。

議案第12号は、「宿毛市過疎地域指定における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」でございます。

内容につきましては、本年第3回定例会で議決いただきました、宿毛市過疎地域持続的発展計画に定めている振興すべき業種に掲げている製造業等について、取得した一定の事業用資産の固定資産税を課税免除するため、本条例を制

定しようとするものです。

次に、議案第13号は、「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」でございます。

内容につきましては、国家公務員の定年を引き上げる法律改正に併せて地方公務員法が改正されたことに伴い、市職員の定年を引き上げるため関係条例を改正しようとするものです。

議案第14号は、「督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」でございます。

内容につきましては、現在、市税等のコンビニ納付を導入しており、来年度からは、QRコードを利用した電子納付の導入を予定していません。

このような納付方法の拡大に伴い、市民の利便性及び収納事務の効率化などから、現在徴収している督促手数料を廃止するため、関係条例の一部を改正しようとするものです。

議案第15号は、「宿毛市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、議案第13号と同様に、市職員の定年を引き上げることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第16号及び議案第17号は、「宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」及び「宿毛市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、令和4年の人事院勧告により、国家公務員の給与の改定について閣議決定されたことから、本市においても国に準拠し、両条例の一部を改正しようとするものです。

議案第18号は、「宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、議案第13号及び議案第15号と同様に、市職員の定年を引き上げることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第19号及び議案第20号は、「宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」及び「宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、刑事施設等への被收容者に対する国民健康保険税及び介護保険料について減免できるようにするため、両条例の一部を改正しようとするものです。

議案第21号は、「すくもサニーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、現在リニューアル工事中のすくもサニーサイドパークについて、新たに、イベント広場やRVパークなどを整備することから、当該施設の利用などについて規定するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第22号から議案第26号までは、いずれも「指定管理者の指定について」でございます。

内容につきましては、まず、議案第22号から議案第24号までは、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間、神有地区を神有多目的集会所の指定管理者として、楠山地区を楠山多目的集会所の指定管理者として、坂本地区を坂本多目的集会所の指定管理者として、また、議案第25号は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間、N'sグループを、すくもサニーサイドパークの指定管理者として、議案第26号は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間、合同会社ドラマチックを宿毛市林邸の指定管理者として、それぞれ指定することについて、地方自治法第244条

の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第27号は、「工事請負契約の変更について」でございます。

内容につきましては、令和3年5月10日の議会議決を受け、四電エンジニアリング株式会社高知支店と契約締結しました錦川ゲートポンプ機械設備工事につきまして、物価水準の変動により、契約金額に変更が生じたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（寺田公一君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、12月7日から12月9日まで休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、12月7日から12月9日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

12月7日から12月11日までの5日間休会し、12月12日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時25分 散会

陳 情 文 書 表

令和4年第4回定例会

受理番号	受理年月日	件名	提 出 者	付託委員会
第16号	令和 4.11.28	宿毛市の独自事業として、難聴者への補聴器購入補助事業の導入を求める陳情書	団 体	産業厚生
第17号	令和 4.12. 1	要介護高齢者等への訪問理美容サービス制度を求める陳情書	宿毛市 個 人	産業厚生

上記のとおり付託いたします。

令和4年12月6日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一

令和4年  
第4回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第7日（令和4年12月12日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（12名）

1番 今 城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三 木 健 正 君	4番 川 田 栄 子 君
5番 川 村 三千代 君	7番 高 倉 真 弓 君
8番 山 上 庄 一 君	9番 山 戸 寛 君
10番 岡 崎 利 久 君	11番 野々下 昌 文 君
12番 松 浦 英 夫 君	13番 寺 田 公 一 君

----- . . . -----

4 欠席議員（1名）

14番 濱 田 陸 紀 君

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	黒 田 厚 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈 良 和 美 君
議 事 係 長	桑 原 美 穂 君
庶 務 係 主 任	宮 本 恵 里 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	上 村 秀 生 君
総 務 課 長 兼 選挙管理委員会事務局長	桑 原 一 君
危 機 管 理 課 長	有 田 巧 史 君
市 民 課 長	岡 本 武 君
税 務 課 長	山 岡 敏 樹 君



会計管理者兼 会計課長	佐藤 恵介 君
健康推進課長	松田 まなみ 君
長寿政策課長	谷本 裕子 君
環境課長	谷本 和哉 君
人権推進課長	川村 志保 君
産業振興課長	岩本 敬二 君
商工観光課長	長山 敏昭 君
土木課長	澤田 英典 君
都市建設課長	小島 裕史 君
福祉事務所長	朝比奈 淳司 君
水道課長	川島 義之 君
教育長	鎌田 勇人 君
教育次長兼 学校教育課長	和田 克哉 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	中平 成也 君
学校給食 センター所長	平井 建一 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時02分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告いたします。

濱田陸紀君から、会議規則第2条の規定により、欠席する旨の届出がありました。

日程第1、「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） おはようございます。

今回もよろしくお願いいたします。

まず、最初のテーマです。

定住自立圏協定について、伺っていきます。

四万十市、宿毛市を中心市とし、その周辺市町村と交わした定住自立圏協定に、看護系4年制大学の誘致案が盛り込まれ、令和2年9月の宿毛市議会でも可決しました。

しかしながら、先日の11月29日、四万十市は正式に看護大学誘致を断念すると発表しました。

そこで質問します。看護系4年制大学誘致の協定案について、いつ頃から、どのように提起され、どのような期間で取りまとめ、議案提出に至ったのかをお聞かせください。

よろしくお願いいたします。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、1番、今城議員の御質問にお答えいたします。

看護系4年制大学誘致の取組を含む定住自立圏の形成に関する協定書の議案提出に至った経緯でございますが、令和2年7月21日に開催された、幡多地域定住自立圏共生ビジョン担当課長会におきまして、四万十市より看護系4年制大学誘致に関する項目が追加されました第3次ビジョンの改訂案及び定住自立圏の形成に関する協定書の改正案が示され、同年7月31日

に開催された有識者や関係者で構成される幡多地域定住自立圏共生ビジョン懇談会において、第3次ビジョンの改訂案が議題として取り上げられました。

その後、同年10月に第3次ビジョンを策定することを踏まえまして、令和2年9月議会で定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更することについての議案を提出させていただきました。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 令和2年7月から始まったということで、第3次ビジョンが案として、7月31日、有識者懇談会なんかで話し合われて、決定していったということになりますね。

それでは、次の質問です。

学生確保の見通しがたたず、誘致断念となったことに対し、市長の見解を伺いたいと思えます。併せて、地域医療機関や教育機関、住民に対し、十分な合意もなく、どうして強引に進めてしまったのか、よろしければ見解をお聞きます。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） おはようございます。

お答えをさせていただきます。

看護系4年制大学誘致の取組につきましては、幡多圏域に4年制大学を誘致することで、高度な知識や技術を習得できる教育機関の確保や進学先の選択肢の増加、そして看護人材の育成確保と共に、若者の転出抑制や流入人口、外から来る人ですね、こちらの拡大を図り、あわせまして、産学官連携による生涯における看護教育環境の整備が図られるなど、幡多圏域にとりまして、複合的な効果が期待されていたために、今回の看護大学の誘致断念は、残念な結果であるというふうに思っているところでございます。

なお、これまでの誘致の進め方についてで

ざいますが、第3次幡多地域定住自立圏共生ビジョンでは、関係市町村の役割分担といたしまして、四万十市は看護系4年制大学の誘致に中心となって取り組み、他の関係市町村は、四万十市や関係機関等と連携をし、誘致に取り組むとなっております。四万十市が主体となって行ってきたこの方法について、私のほうから答弁する立場にないと考えているところでございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 四万十市が中心になって取り組んでいることに対して、支援体制ということであって、あまり関与というか、する立場になかったという感じだったと思います。

自分も、実はある一定時期から、統合の問題が進み始めているから、地元の保護者と相談を受けまして、意見交換をしてきた経緯があります。

そこで、こんなことなんです。強引にというのは、私が持っている情報から言えば、統合もできていない下田中学校の校舎を、なぜ大学に明け渡すのか。それから、そういうことで地元の不信感が大変強かったということは、報道でも御存じかと思います。

簡単に経緯を確認したいと思います。

まず、当初、下田地区の保護者の8割が中学校統合に反対であり、令和元年には、教育長は合意が得られるまで統合しないと断っていました。

しかるに、住民側から情報開示請求で、大学誘致に関わる協議記録が出てきました。そこで、令和2年2月6日の協議記録では、四万十市長は、大学に下田中学校舎の利用を進言していました。また大学は、学生確保は留学生がいないと10年もたないと述べています。

共倒れになっては困るので、県の幡多看護専門学校の吸収合併ができればという記述もされ

ています。

そのような中で、同じく令和2年3月に、地元の説明がない時点で、四万十市議会で、下田中学校の跡地に看護大学誘致を発表しました。10月には、結局、市議会決議などを受けて、協定締結となるわけですね。

そういうことで、統合という話が地元には舞い上がってきます。

昨年5月、私も多く相談を受け始めたのが、統合に関わってです。

下田中学校1年生一同が、市長に統合反対表明書を提出しています。同7月には、下田地区の区長会、自主防災会が、相談なく大学にかえることは許されないと、申入れもしました。

同じく、同9月、下田中学校の存続を求める請願が出されました。

そういった経緯を経ながら、今年の4月から新1年生は中村中学校となり、下田にどうしても残りたいという生徒たち10名は、卒業までは下田小学校で学ぶということで、今、進んでいます。

保護者、住民は、今もなお下田中学校の存続を求め続けているという現実があります。

あと、こんなのも開示記録で出ています。協議記録ですね。

昨年の5月3日の協議記録にありました。大学側からの要求があります。

誘致に後ろ向きな医療機関に対し、政治的な働きかけをしてほしい、こういう文書が出てきました。

これを見た住民は、怒りが止まらなかったということがあったわけです。

実は、私は、この市議会で協定案が出てときに、あまり気がつかなかったんですが、この1年ほど前に、ある県議より、幡多地域振興に中国、アジアなどの留学生や、インバウンドを呼ぶ構想を聞かされたことがありました。

今となつては、この看護大学誘致につながる話だと思っています。

私も提案がされたときに、留学生を呼ぶ話かということを知ったことがあります。それはやっぱり、執行部もわかっていなかったということだったと思います。

下田の子供たち、理不尽さに苦しんでいます。それから、下田区長も住民をわやにするな、こう言っていました。協定を提案した宿毛市にも、可決した市議会にも、そして同意した私自身にも、今となつては大きな責任があると感じています。

質問します。

本市は、看護大学誘致を進める中心市として、反省すべき点はなかったのでしょうか。よろしければお答えください。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほどの答弁と重なるようにはなりますが、自分といたしましては、四万十市が中心となってやるということで、このビジョンについて議会の議決もいただいて、進めていったということとございます。

そういった形の中で、今城市議のほうは、四万十市の方から御相談を受けたというお話も、今、聞かさせていただきましたが、どこに問題といたしますか、何かあったのか。そういうことに関しては、四万十市の市民によって選ばれた四万十市議会議員と市長によって、お話が今、進められているのではないかなと思うところもございます。

そういった形の中で、今回について、自分のほうから、特に答弁するものはございませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 予定した質問ではなか

ったので、結局、内容としては、こういうことを聞いたかったわけです。

実は、こういうこと、住民の悩み、訴えとか、どう行政に伝えていったらいいんでしょうかという話とかで、相談を受けてきました。

いろいろ申入れを、それによってしたということがあったと思います。

四万十市の市議会議員などの調査の中でも、地元医師会なども、当初は大学受入に否定的な部分がかかなりあったようです。

それは何かというと、ずっとここでやっていけるという確証はあるのかということが出てきます。協議録の中にもね。そこに対して、働きかけをしてほしいという、大学からの要請があったりする。

ということは、一枚岩ではなかったということが出てくる。

結局、そういうことも含め、地元のことも含め、そのあたりの前提をしっかりとした上で、この話が進んでいたら、違った形があったんじゃないか、というふうに思うんです。

それでは、次のことにいきたいと思います。

本市の今後の方針について、伺います。

協定では、誘致に中心になって取り組むとともに、必要な経費を負担するとありますが、宿毛市はこれまでの経費の一部を負担することになるのでしょうか。お答えください。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、1番、今城議員の質問にお答えいたします。

定住自立圏の形成に関する協定書は、中心市宣言を行った四万十市及び宿毛市と、その宣言に賛同した土佐清水市、黒潮町、大月町、三原村の役割分担を記載したものであり、その協定書だけを見ると、四万十市及び宿毛市は誘致に中心となって取り組むとともに、必要な経費を負担するとなっておりますが、協定の締結内容

を踏まえて作成いたしました、具体的取組を示す第3次幡多地域定住自立圏共生ビジョンにおきまして、関係市町村の役割分担を、四万十市は看護系4年制大学の誘致に中心となって取り組むとともに、必要な経費を負担すると明記されており、本市がこれまでの経費の一部を負担することはありません。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 了解しました。

それでは、今後、協定から看護系4年制大学誘致を削除するのかどうか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、1番、今城議員の質問にお答えいたします。

現在、幡多地域定住自立圏構想の事務局である四万十市より、定住自立圏の形成に関する協定書及び第3次幡多地域定住自立圏共生ビジョンに記載のあります看護系4年制大学の誘致を削除する方向で調整したいと考えているため、説明の時間を設けたい旨の打診が来ているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 了解しました。削除ということですね。

それでは、この項の最後の問いになります。

下田地区の話をしました。今、建設途中で止まっている校舎のこともあります。今後の下田の施設の活用は、地域住民の声を十分に受け入れ、教育や福祉の再生と、そして協定という意味では、幡多地域全体の振興にも役立つものになるよう、本市としても可能な協力をお願いしたいと思っています。

本来は、四万十市中心のものでありますが、定住圏協定の中で進めてきたこと、これが近隣市町村にとっても役立つ形、地域住民の喜ぶ形

という形で、協力ができたらということでの質問です。

市長の回答を求めます。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

今後、下田の施設自体を協定に結ばれているわけではございませんが、今後の下田の施設の活用につきましては、当然のことながら、四万十市が主体となって実施するものでありますが、本市を含め、幡多地域の振興に資すると思われる、そういった事業につきましては、今後におきましても、本市にできることは、当然、協力をさせていただきたい、そのように思っているところでございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 今、中学校は仕切りが取り除かれた状態やサッシがないという状態で止まっていますが、中医学研究所は、もう完成していますね。それから、高速インターネット配信ができるようになっています。

ひょっとしたら、高等教育を受ける場として、大学誘致の話は20年ほど前からの地域の取組がありました。そういうものを生かして、高知大学や県立大学とか、一つの例ですけれども、そういうところで地域の方々が高等教育を受ける場というか、講義を受けられる場というような利用法もあるのかと思います。

地域全体で一緒に考えて、みんなで使えるものになればと思うところです。

この件は、これで終わりにしたいと思います。次の項目にいきます。

防災行政無線について、伺っていきます。

それでは、まず最初の質問です。

防災行政無線の現用システムの今の構成の概要をお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（寺田公一君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、今城議員の一般質問にお答えいたします。

現在、使用している災害時の情報伝達につきましては、平成27年度より情報伝達システムを整備し、運用をしております。

本システムにつきましては、携帯通信網を活用した災害情報伝達の仕組みとなっております。災害時に対し、多重的な対策が考えられておりますNTTドコモの回線を使用しております。

本システムに入力した災害情報などの伝達情報は、屋外スピーカーにて音声で放送されるほか、宿毛市の防災アプリにて、携帯電話やスマートフォンなどに、文字情報として伝達する仕組みとなっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） NTTデータ、NTTドコモの配信網で野外拡声機を鳴らし、それから携帯アプリで文字情報を伝達するということですね。

追質問させてください。

携帯やタブレットでの音声受信ですね。野外放送で聞けるような、音を携帯やタブレットで音声受信は可能かということ。

それから、戸別端末、家にラジオみたいな形のを置いたりして、戸別端末が設置可能なシステムになっているか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

現行のシステムにおきましては、携帯電話やタブレットに伝達できる情報は、文字情報のみとなっております。音声での伝達はできないものとなっております。

また、戸別端末は可能となっているかという御質問もございましたけれども、同様に戸別端

末は、可能となっているシステムとはなっておりません。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 宿毛市が設置したときに、宿毛の内容をNTTデータがユーチューブにあげたりしていますが、さらにいろいろと送信システムを追加すると、戸別端末が設置になるというような感じで、受け取られるようなのがあったと思います。

LPWA、低電力送信システムというような形のもが出てきていますけれども、今の状態では、戸別端末はできないということですね。

今までで確認したことですが、携帯通信網を使って野外拡声機を鳴らし、あとは携帯アプリで文字情報を伝える。つまり、携帯電波が届かないところには、情報が伝わらないシステムだということになるかと思えます。

それでは、次の質問に移ります。

携帯アプリと防災行政無線を、現状でどのように活用しているのか、その活用状況を確認させてください。

○議長（寺田公一君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

本システムを使用し、屋外スピーカーにて伝達している放送内容等につきましては、避難指示などの避難情報や、火災情報などの消防の情報、また、行方不明者に関するものなどを屋外スピーカーにて放送をいたしております。

それから、本システムにおける屋外放送と防災アプリ以外につきましては、防災アプリで伝達する情報を、固定電話で受信できるシステムを導入し、主に携帯電話の電波が入らない地域の方に対しまして運用しており、御希望いただいた14件の世帯に、固定電話にて伝達をいたしております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 防災情報、行政情報、外で聞こえますね。その情報を音声と携帯アプリ。さらには、携帯が届かないところで希望された14件に対して、同じ情報を電話回線で行っているということになります。

追質問になります。電話のことを知らないものですから。固定電話に配信する場合、どういうふうな伝え方になるのか、ちょっと聞きたいんですけども。

電話のベルが鳴ると。それをとったら、放送内容と同じものが流れる。こういう形でよろしいのでしょうか。それとも、自動的に電話が音声配信をするようにセットするとか、そういうことなんでしょうか。

電話が鳴って受話器を取ると、内容が聞こえてくる。あるいは、取らなくても音が出るような仕組みになるとか。分かりましたらお願いします。

○議長（寺田公一君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

議員おっしゃられましたように、受話器を取って音声を聞いていただくという形になります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） わかりました。電話が突然鳴るということも、当然、重要な情報になります。

その件数、まだまだ14件ということで少ないようですけれども、ひよっとしたらもっともっとあるんじゃないかと。必要などころがあるんじゃないかと思っています。

次に、情報伝達における問題についてという内容にいきます。

宿毛市防災アプリの活用者数、それから電話

配信件数は、14件だといいますが、それに追加できる、トータルとして何回線ぐらい追加ができるのか。また、野外拡声機で防災情報の伝わる範囲、伝わらない範囲をどう認識しているのかもお聞かせください。お願いします。

○議長（寺田公一君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

まず、宿毛市防災アプリの登録者数でございますけれども、本年12月現在では、6,808人の方に登録をいただいております。

登録いただいている方の中には、市外の方もいらっしゃるけれども、単純計算では、市民の3分の1の方に御利用をいただいているという登録者数となっております。

それから、次に、屋外スピーカーにて音声放送が伝わっている範囲、それから伝わっていない範囲についてでございますけれども、屋外スピーカーにつきましては、市内全体で60基を設置しておりますが、津波想定地域である沿岸部を中心に整備していることから、津波想定地域外におきましては、放送が聞こえないエリアがあり、全ての住民に音声で情報伝達を行うシステムとはなっておりません。

それから、もう1点、固定電話に何回線まで伝えることができるのかといった質問だったと思いますけれども、現在は100回線までのシステムというふうにしておりますけれども、一度に100回、同時に通知できますので、それが10回できるということで、トータルの大枠としては1,000件登録できるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） アプリのダウンロード数が約6,800、市民の3分の1に伝わるだろうということですね。

それから、野外放送が、結局、電柱について拡声機が60本、沿岸部を中心についているということですので、この分で、旧市庁舎辺りからも流れる放送があったと思いますから、今の旧街区ぐらいは、結構通じているんじゃないかと思います。

それであっても、音声で市民の3分の1に届くかといったら、そうでもないんじゃないか。ないですよ、恐らく市民全体でいうとね。

携帯で市民の3分の1、拡声機で市民の幾らでしょう。5分の1ぐらいでしょうか、わかりません。

それで、携帯と音声が両方とも使える人もいるでしょうから、ひよっとすれば、市民の半分ぐらいが情報が伝わらない状況にあるのかもしれないと、こういう想像もできるんじゃないかと思います。

緊急事態が、同時に伝わらない人が市民の半分いるということがあるとしたら、ということになります。ちょっとメモしてきましたが、大月町はこのたび、全戸に光ケーブルを引き、IPテレビ電話端末を配置しました。それで行政防災情報を伝える。それから、困ったときに顔を見ながらの相互通信ができる状況になりました。補助金を使ったんですよ、ITということの。

それから、宿毛市は、津波想定地域で山間になるところがあります。谷間になるところがありますから、津波想定地域でもスピーカーの音が聞こえないところがあります。幾つかありますね。そこに回線が伝わってない現状があるんだと思います。恐らく。

回線は、早急に広げる必要があるんじゃないか。今、14件ですから、順次、同時には100回線、その後、10回繰り返す。別の回線で繰り返せるということですから、1,000回線届くわけですから、10分もすれば、1,0

00件に電話が届くということになるかと思います。

宿毛であれば、湾になっていますから、宿毛湾は津波の第1波は、30分ぐらいは猶予があります。ありますよね。

第1波が太平洋岸に面しているところは、5分とか10分で来るとありますが、宿毛は周期の関係で、第1波でも30分ぐらいの猶予があります。湾自体が膨らみ始める。そのかわり高いですよ。高いところ。

30メートルという振幅が出るところもあると思います。ないですかね、25メートルとか、その辺が出るんだと思います。

ですから、ある一定線、時間的には猶予があって、多くの人に10分とか、そういう程度で伝わる努力というのをさせていただければと思っています。

追質問します。

本市の災害情報伝達は、現状で十分と思っているのか、不十分と感じているのか、その認識を確認させてください。よろしくお願いします。

○議長（寺田公一君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

現在、避難情報などの災害緊急情報は、屋外スピーカーだけではなく、テレビやラジオ、携帯電話、それからスマートフォンなど、広く普及しているメディアを通じて、発信をされておりまして、本市としても、宿毛市防災アプリを主要な伝達手段として運用していることから、アプリの登録者を増やしていく取組を推進しているところでございます。

しかしながら、先ほど議員おっしゃられましたように、携帯電話などをお持ちでない方など、防災アプリで情報を受け取ることができない方に対して、どのように情報を伝達していくかにつきましては、本市としても、課題と捉えてい



るところでございます。

1つの方法としましては、固定電話にて情報を受信するシステムがございますが、これまでは携帯電話の電波が入らない地域に対しまして、運用をしておりますけれども、携帯電話などをお持ちでない高齢者世帯などに対しても、御利用いただけるよう運用をしてみたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 現状では、まだ十分でないので、対応を広げていくという回答だったと思います。

固定電話は、今、準備されているものですから、ぜひ急いでほしいと思います。

次の質問です。

今度は発災後のことを聞きます。

発災後、停電が3時間続くと、携帯の通信網、中継局の電池が切れていくという話をNTTからも確認しています。

3時間ほどで切れ始めると。そうすると、携帯通信網が停止すると。

行政と各地区の情報が途切れてきますが、発災後の情報伝達体制と、その課題をお聞きしたいと思います。よろしく願います。

○議長（寺田公一君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

被災によりまして、携帯通信網が停止した場合は、市役所や各支所、それから消防署に配備しています衛星携帯電話を活用することが考えられます。

また、本市のシステムが利用しているNTTドコモでは、災害時の通信の確保や、早期復旧のため移動基地局や電源車などが整備されておりまして、通信が途切れた基地局の近隣の局のアンテナ角度の調整や、出力のアップなど、過

去の大規模災害を教訓とした多重的な対策が考えられております。

本市が独自に防災行政無線の基地局を整備した場合には、電源や通信の確保を独自に復旧させなければならないことと比較しましても、通信の継続性や、それから復旧速度の速さにおいて信頼性が高いものとなっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 停電などで途切れた場合、衛星携帯電話の活用などがあると。

NTTの復旧工事も比較的早く行われるだろうと。それは、今までの中継局、別の電波網で行っていた、これまでの電波網ですね。

市独自の中継局を持っていたということだと思いますが、維持運営はNTTのインフラを使うことができるので、復旧は速い。これはもちろんそうです。

ただし、それは大きな業者が車でも使って、近くにやってこられる状況になってからということになると思いますので、大きな地震、津波が押し寄せてくるというような状況では、しばらくはそういうことにはならないんだろうと思います。

課題が、お答えしていただけてないと思いますが、発災後の情報伝達体制の課題は、どう考えていますか。課題について、もう一回、よければお願いします。

○議長（寺田公一君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

課題ということでの回答にはならないかもわかりませんが、先ほど申し上げさせていただきまして、本市が独自に防災行政無線の基地局を整備した場合には、なかなかそういった、独自に早期復旧させるのは難しい状況でございます。

ですから、今、活用させていただいておりますNTTドコモにおきましては、早期の災害復旧、それから、そういった多重的な対策を既に設けておりますので、そちらを活用させていただくことで、スピーディーな防災対策とさせていただきます、このように考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えさせていただきます。

発災後の課題ということでございます。

特に今城議員言われているのは、携帯通信網停止ということでございますので、発災前に、発災後はなかなか連絡が取れないということを想定する中で、御家族であるとか、またどうしても連絡を取らないといけないといった方々には、どういったところで、どういった連絡の取り合いをするのかというのを、それぞれの家族間であったり、関係機関で取り決めを事前しておくというのが、一番重要だというふうに思います。

そういった形の中で、例えばNTTであれば伝言板であるとか、そういったような、東北の震災以後、構築されたいろいろなものがありますので、そういったものを自分たちもお知らせをする中で、連絡をどのようにとっていくのか。また、皆さん一度ばらばらになると思いますので、その後、そういったときには、どこに集合するのかといったことを、事前に話しておくというのが、一番大事ななというふうに思っております。

そういった形の中で、自分たちもそういったことを想定する中で、できる限り、確実に連絡は取り合えるような環境を整備していかなければならないと思っております。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） NTTの携帯通信網で

システムを構築したということ、これを批判する気持ちは全くありません。これはかなり強固なインフラですから、それを活用したということは、いい選択だったと思います。

けれども、それにのらない地域があって、どうやって広げるかとか、それが途切れた場合、どのような連絡手段を取っていくのかという、ここで考えてもらうということに、ひとつの、今回の質問の意味が、考えて、じゃあどうしましょうかという次の思考に移っていくという提案です。

追質問ですが、ですからどうするかということ、いろいろなことがあると思います。

自分も議員になる前に、清水中学校に勤めたときには、対応はかなり、はるかに進んでいました。避難所に、清水中学校は高台になるので、結局、そこに市の防災拠点になっていくということですから、中学生といったら結構大人ですから、いろんな市民に指導するようなことができるように、教育していくという営みがありました。

伝言ダイヤルとか、みんなが使えるようにするとか、家族に、どうなったときには、主にどういふところに移動するよというようなことの確認をお互いにしておくとか、そんなような取組を、市長が言われた。

これはまさに、連絡ということですよ。伝達体制。

追質問ですが、非常時こそコミュニティの底力になるんでしょう。行政に頼らぬコミュニティの底力が、まず必要になってくると思います。

住民間、自主防災組織間の情報伝達力も機能すれば、ひょっとしたら行政と地域が、数時間たつかもしれないけれども、つながる状況が起こるかもしれない。

つまり、一番大事なものは、住民が情報共有の

力を持つということじゃないでしょうか。情報教育の力を持つ。情報共有のですね。

それと、自分らも、そういう動きをしなければならぬという、住民に意思があるということ。周りの人に伝えようという意思があると。これが、地域にできることが、地域防災に最も重要なことと考えますが、どうでしょう。

そういうことの、住民が情報共有をしていくという、自発的な力を生み出すということは、地域防災に最も重要な位置づけになるんじゃないかということで、その見解を伺いたいと思います。

○議長（寺田公一君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

地域の防災力としてでございますけれども、本市としましては、地域の避難訓練でありましたり、またその地域の学習会等々で、そのときに自助の重要性であるとか、地域での支え合い、助け合いができる共助の重要性についても、いろいろ御説明なり、やり取りもさせていただいているところでございます。

いずれにしましても、地域の防災力を高めるということ、大規模災害時の被害を最小限に抑えることができるというふうに考えているところでございます。

こうした地域の防災力を高めることが、情報を受け取りにくい方であるとか、そのような方に対しての取組につながるものというふうに考えておりますので、引き続き自主防災、それから地域の方々との情報共有含めて、連携を取りながら、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 恐らく、被災時には、地域内の情報がどのようになっているか、どこ

に行けば、何が得られるのかとか、そういうのが自主的にくみ上げられていけるというようなことが起これば、解決が早いかもしれませんね。

ボランティアが来て、そういうテクニックを知っている人が来るまで動かなかったというよりも、来る前にそういうことをやり始めるという地域になれば、いいんだと思います。

それでは、問題の克服について、伺っていきます。

これまでいったトータルとして、防災行政情報伝達の課題について、どう取り組むのか、それぞれに今まで言ってくれたこともあると思いますけれども、確認をしたいと思います。

お願いします。

○議長（寺田公一君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

先ほどの答弁と同じこともあろうかと思っておりますけれども、現在、宿毛市におきましては、携帯電話、それからスマートフォンを通じた情報伝達を推進しておりまして、電波の不感エリアには、先ほど申しました固定電話での通知しておりますけれども、今後は、携帯電話などを持たれていない高齢者世帯等へ運用を拡大していくことを考えております。

こうした取組を一層推進していくと共に、より多くの方に情報を届けられるように、様々な角度から、側面から検討してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 今、答えていただきましたけれども、なおもう一回、次の点について、直ちに対応を求めたいと思います。

ほぼ解答は得られていますけれども、1番として、市民にできるだけくまなく、防災アプリのダウンロード要請を行っていただきたい。

これは、3分の1というか、もうちょっと、あと1,000人ぐらいは広げられるんじゃないかと思うわけです。恐らくね。

子供は携帯持ってない方もいますから。

市内の職場に声をかけていただいて、職員さんに携帯アプリを入れてくださいよと、通達してくれますかというようなことも広がる材料です。私、議員になるまで入れてなかったですからね。

入れろとも、誰も指示しなかったですから。指示受けてなかったですから、それまで入れてなかったです。

それから、行政機関、市役所に来たり、市行政機関への来訪者に一言、声をかけてみる。それから、イベント来訪者などに、その場でまた呼びかけてみる。

こういうようなことが広がれば、ダウンロードぐらいですから、多くの人が進んでいくんじゃないでしょうか。ぜひ、すぐにやってください。

それから、防災情報用固定電話の回線接続を、可能な限り広げてください。

1番は、津波が来るところで携帯を持っていない人とか、放送が聞こえないとかですよ。これから急ぐべきなんだろうと思います。

それから、その次は、電波が届かない、山間部とかもあると思います。

これ、今、14件入っていると思いますが、それもぜひ広げてください。

これは、区長さんなんかは、すぐに聞いていけば、大体のところがつかめますね。それで、こういうことをすぐに始めてほしいと思います。

この2点、回答、直ちにできますかということで、直ちに対応を求めますということで、その回答を聞かせてください。

○議長（寺田公一君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、

2点御質問いただきましたけれども、まず、1点目の、防災アプリを、さらに登録者を増やしていく、そういう取組をしていくべきではないかといった質問だったと思います。

これにつきましては、本市としても、防災アプリの登録は、まさに推進しているところがございます。議員のおっしゃったことも含めて、様々な手法といいますか、あらゆる手法を用いて、防災アプリの推進、登録の増に努めてまいりたいと考えております。

それからもう1点の固定電話を増やす取組についてでございますけれども、先ほど答弁させていただきましたことと重複いたしますけれども、これまでは、携帯電話の電波の不感エリアの方のみ対象としておりましたけれども、今後は、例えば電波が届く、届かないに関わらず、高齢者世帯等にも、そういった固定電話に通知していきけるような対策としても、そういった運用も図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 私のほうからも、お答えをさせていただきます。

今までも、担当課において、いろいろな場において周知を図ってきたところがございますが、年末年始にかけて、可能な限り、早い段階で広報であるとか、いろいろな場において、特にこの固定電話の登録について、強く推進をしていかなければならないというふうに思っております。

この防災アプリについても、同時に広報してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ありがとうございます。頑張ってください。

次の質問です。

本市のシステムのオプションにある専用タブレット端末が有効であれば、これ有効であるかどうか分からないのですけれども、難聴区域等に配備する考えはありますかということです。

音声が出るということで、自分もNTTデータに聞いたところ、音声が出るものは、専用タブレットというのがありますということをお聞きしております。

そういうことで、いかがでしょうか。

○議長（寺田公一君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

タブレットを用いれば、いろいろ連動させて、さらなる地区への情報発信につながっていくのではないかと御質問だと思っておりますけれども、そういう仕組みづくりにつきまして、調査、それから研究はしてまいりたいというふうに考えておりますけれども、こういった形で有効性、有益性もあるのかも、先ほどと一緒にありますけれども、調査をさせていただきたいと考えておるところでございます。

そういったことも含めて、より皆様方に正しい情報、それを迅速に伝えていくということが目的でありますから、決して防災アプリだけにこだわっているわけでもありませんし、全ての取組を淘汰するつもり、毛頭ございませんので、そういったことも含めて、より一層、皆様方に情報をしっかりと届けられるように、様々な対策を講じてまいりたいと、研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） これも最近になって、NTTデータのタブレットシステムというホームページとか、見て、これは文字情報の伝達システムでした。

文字情報で応答できる、今、どこにありますか

というような返事ができるようなこと、これは携帯でも、今、できますよね。

それから、文字情報を音声読み上げするということですから、これが放送と連携できるかという、文字が音声で自動的に読み上げるものを放送で流しても、多分、聞き取りにくいだろうなと思ったわけです。

有効かどうかということを検証してほしいと思います。

地域コミュニティーで無線放送や有線放送を設置していれば、電話による音声や専用タブレット端末の音声、こういうものと連動できます。

できます。私は電気が得意ですから、自作でもできます。私ならできます。いじる人がいますから、それは業者がやるというわけにはいきませんが、原理的には簡単にできます。

連動により、防災行政無線に加え、地域放送とか、コミュニティー無線があれば、地域内の地区内の情報共有に役立つんだという、これは間違いない。

地区内の情報共有というのは、コミュニティーを育てることになりますよね。自分で受け取って、というスタンスから、責任者というか、区長さんが、「どうで」というような応答をしていくという活動になっていくと思います。

そういう意味で、特に、質問です。電池駆動型のコミュニティー無線、大体、コミュニティー無線っていうのは、トランシーバーみたいな形があって、ラジオみたいな端末があって、結構広い範囲、中継局もつきながら、地区で区長さんが言ったら、決まった場所に送信できるというものはあります。

電池駆動型のコミュニティー無線なら、停電時も、地域内の伝達網は生きるのです、その有効性、実現可能性についても、一緒に研究しませんかという提案になるわけですが、一緒に研究しませんかということで、これが補助してくれ

とか、そういう話ではありません。地域が求めたときに、こういうものを使えますよということがあれば、地域独自で出費しながら、セットするというのも起こってくるんじゃないかということです。

回答を求めます。

○議長（寺田公一君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

今城議員のほうから、地域コミュニティーの放送設備と、それから屋外スピーカーで放送される内容が、音声による専用タブレットとか、電池稼働型等とかあれば、そういったものを連携させて、地区放送で放送できる仕組みがあるよ、そういう可能性があるよという説明だったと思いますけれども、これらにつきましては、繰り返しにはなりますけれども、現在、宿毛市においては、携帯電話、それからスマートフォンを通じた情報伝達を推進しておりまして、先ほど申し上げましたように、電波不感エリアには固定電話で通知をしております。

そういったことを踏まえて、今後は携帯電話を持たれない高齢者世帯などへの運用も拡大したいというふうに、先ほど答弁させていただいたことと重複いたしますけれども、このような取組を、さらに磨きをかけていくというか、推進することによりまして、今後、より多くの方に情報を届けられるように、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） よろしく申し上げます。

決して行政にやれやれというのではなくて、一緒に考える姿勢をつくりましょうという形ですので、ぜひ一緒に考えてください、ということです。

地元の方々と一緒に考えて、解決方法を探っ

てください。

次の質問です。

市内アマチュア無線との連携で、免許取得への支援を進めたらどうかということですが、アマチュア無線4級の免許講習は、希望者が20名集えば、宿毛で免許講習が受けられます。講師来てくれます。

そうすると、すぐに免許がとれます。ですから、職員とか各地区住民に希望を募って、これは例えば広報とかで3カ月ぐらい前から出して、20名、その希望者がそろると。そして、宿毛でやりますよということができるということになります。

それで、アマチュア無線家とつながりながら、自主防災の取組を市と共にやっていくという形がとれると思うんです。

そういうことを進めてはどうか、回答を求めます。

○議長（寺田公一君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

アマチュア無線につきましては、東日本大震災でも携帯電話などが通じない中、被災地の情報を発信したりするなど、大きな役割を果たしておりまして、非常時の通信手段として、その効果は実証されているところでございます。

大規模災害時では、行政だけではなくして、地域や個人の力を活用することも重要でございますので、本市におきましても、地域での防災学習や避難訓練など、地域と一緒に取組を実施しているところでございます。

市民の防災の取組が広がることにつきましては、非常に大切なことでございますので、今後も防災対策の取組を積極的に進めてまいりたい、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番(今城 隆君) 無線のことなども、ぜひ考えてみてください。

繰り返される行政防災無線が聞こえるようにという、各地区からの要求って、これすごく大事なことだと思っています。

なぜかと言うと、地区の代表の方々が、何とか伝えんといかんと思っている、この気持ちというのは、これは大事にするべきです。

これ、真剣に地域防災に向かい合う姿勢ですよ。住民の声、この地域防災に向き合っている住民の声を、市は解決のために何ができるかということ、一緒に考えていってほしいと思います。

よろしくをお願いします。

ということで、最後のテーマに移ります。ちょっと時間が押してきました。急ぎます。

それでは、最後のテーマ。介護保険サービスについてということで、本題に入る前に、在宅介護者が受けられる介護保険サービスの概要をお聞かせ願いたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長(寺田公一君) 長寿政策課長。

○長寿政策課長(谷本裕子君) 長寿政策課長、1番、今城議員の一般質問にお答えいたします。

介護保険は、介護が必要な状態になっても可能な限り、地域でその方の有する能力に応じた自立した生活を送ることができるよう、自治体が保険者となり、支援するものでございます。

議員御質問の在宅介護サービスとして利用できるものを幾つか御紹介いたしますと、ホームヘルパーが居宅に訪問し、食事、入浴、排せつなどの身体介護や、調理、洗濯などの生活援助が受けられる訪問介護、日帰りで食事や入浴等の支援や、機能訓練などを受けられる通所介護、いわゆるデイサービスでございますが、そのほか、家族の介護負担軽減にもつながるショートステイといわれる宿泊サービスのほか、訪問看

護などの医療面のサービスなどもございます。

なお、介護サービスの御利用は、御本人や家族の申請に基づいて、市が要介護認定調査を行い、介護度を判定した後、ケアマネジャーが作成したケアプランに基づき、必要な介護サービスが提供されるといったこととなります。

以上でございます。

○議長(寺田公一君) 1番今城 隆君。

○1番(今城 隆君) 概要は分かりました。

介護認定を受けて、ケアマネジャーの指示に従って申請をするという形になる。基本的にですかね。

一つ質問です。

最近聞いた話で、要介護1になって、歩行器を購入したいということで、筒井病院の職員さんに付き添ってもらって、これがいいということで買ったと。

同じ物を買った、一緒になった人、大月町、三原村は1割負担でできた。恐らくこれ、介護保険適用になったんだと思いますけれども、宿毛市は出ないと言われた。これは本当かどうかわかりません。そういうような感じのお話が出てきました。

こういう市によつての差というか、市独自の取扱いがあるのか。それとも、歩行器は介護保険サービスの適用になるのか。ちょっとこのあたりわかりましたら、お願いします。

○議長(寺田公一君) 長寿政策課長。

○長寿政策課長(谷本裕子君) 長寿政策課長、御質問にお答えいたします。

歩行器の購入にあたってのということの御質問でございますが、福祉用具の対象になるかならないかということのほか、形態といえますか、歩行器によつても、対象、対象外というものがあると思いますし、まずはその方の身体の状態というものがあります。

また、購入前に御相談をいただくということ

が条件にもなったりしますので、その3つが備わっていれば、要件を満たしていれば、介護保険の給付対象ということで、1割の御負担で済むかと思いますが、その要件を満たしていない場合には、どの市町村であっても、介護の給付の対象にはならないというふうに思っておりますので、議員のお近くにおられた方の場合には、どれかを満たしていなかったのではないかとというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） サービスを受ける場合は、相談の上、申請するという形ということになりますね。

それでは、本題の介護保険外の支援についていきますが、市のホームページに、介護をしている家族への支援についてというのが、出てきました。

本市が行っている、介護をしている家族への支援内容及び支援要件、申請方法を伺います。

また、どのように周知し、実際、どれだけの家族が支援を受けているか、分かれば教えてください。

○議長（寺田公一君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（谷本裕子君） 長寿政策課長、御質問にお答えいたします。

介護を要する高齢者の家族への支援策との御質問ですが、在宅において、介護をしている家族への経済的な負担軽減と、在宅生活の継続支援を目的として、介護用品給付事業、それから家族介護慰労金支給事業を実施しております。

介護用品給付事業は、要介護認定4・5、または4・5相当の方を在宅で介護されている方へ、紙おむつや清拭に必要な介護用品を現物支給するもので、令和3年度の申請者数、利用者数とも23人です。

家族介護慰労金支給事業は、要介護認定3以

上、それから3相当以上の方で、介護保険サービスの利用をせず、この介護保険サービスというのは、一部、10日以内のショートステイが認められるとか要件はございますが、基本的には、介護保険サービスを利用せず、在宅で介護している家族に対して、年間10万円を支給するもので、令和3年度の申請件数、支給件数とも2件です。

申請方法は、御家族から長寿政策課窓口へ、書面でお申し込みいただくものですが、両事業とも介護者、要介護者ともに、介護保険料の滞納がないこと、生活保護を受けていないことに加え、介護用品給付事業につきましては、要介護者が市民税非課税であることが要件となっています。

制度周知の方法といたしましては、市公式ホームページや、広報すくもへの掲載、SWANテレビでの放送のほか、介護事業所への制度案内チラシを配布しております。

予算を伴う支援は以上になりますが、介護の悩みは経済的なことに限らないため、宿毛市地域包括支援センターや、ケアマネジャーと連携しながら、介護に関する様々な御相談に対応しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 家庭で介護している方への介護用品給付は、要介護4以上、6万円給付と。23人が支援を受けていると。

それから、家族介護慰労金、これは要介護3以上で、介護保険サービスを受けていない方ということですね。これは10万円と。2件というのは少ないですね。

分かりませんが、恐らく申請すれば、もっと適用される人がいるんじゃないかと、この数字であれば、と思いますので、ぜひ必要としている方が、漏れなく受けられるというような条件



を、ぜひつくっていただきたい。周知体制ですね。制度がある以上、伝えるという必要があるんじゃないかと思っております。

地域包括支援センターというところに相談していく。市でも、当然構いませんよね。まず、もらいたいだということ、連絡すれば、いいということによろしいでしょうか。

次に移ります。

アシストスーツの助成等について、伺います。

介護に関わるものが、深刻な腰痛になり、介護に支障を来している現状認識について、伺います。

それから、その予防や、アシストスーツの効用について、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（谷本裕子君） 長寿政策課長、御質問にお答えいたします。

市が平成30年度から令和元年度にかけて実施しました在宅介護実態調査によりますと、現在の生活を続けていくに当たって、主な介護者が不安に感じる介護等の質問に対して、日中・夜間の排せつや、屋内の移動を挙げられた方が20%から30%と、多くいらっしゃいました。

この結果から、介護をされる場合の頻繁な前かがみの動作などにより、介護者に腰痛などの身体的負担が生じて、介護をされる際や、日常生活に支障が出ることも多いものと考えます。

腰痛の予防法といたしましては、介護をする際の姿勢や、重心の置き方への注意のほか、ベッドの高さやコルセットの着用等の環境整備も効果的と考えます。

議員御質問のアシストスーツですね、かるうような形で、腰痛が緩和されるスーツになりますが、そういった御利用も、身体的負担の軽減に有効なものの一つと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 時間がなくなってきましたので、次の質問の予定を飛ばして、制度が作れないかというところで聞きたいと思っております。

アシストスーツは、本当に必要にされることであろうかと思っております。その際の相談、購入補助、レンタルなど、市として何らかの支援の仕組みがつかれないでしょうかという質問にさせていただきます。

その前の質問は、ちょっと飛ばして。制度はあるのかという質問がありましたが、宿毛市として、仕組みがつかれないかということでお伺いします。

○議長（寺田公一君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（谷本裕子君） 長寿政策課長、御質問にお答えいたします。

まず、アシストスーツの助成というのが、現時点では、宿毛市では行っておりませんが、宿毛市地域包括支援センターや、宿毛市においてもそうですけれども、そういった御相談に対応できる窓口というものは設置しております。

例えば、アシストスーツは、5万円から10万円ぐらいの高価なものになるわけですので、購入をして合わなかったですとか、御不安もあろうかと思っておりますが、市内の事業者には試着ができる事業者もございまして、そういった御相談ですとか、腰痛予防ですとか、そういったところの相談窓口というのは、いつでも来ていただければ対応できるようになっております。

それから、アシストスーツというものは、介護者の身体的負担の軽減につながるものとは考えておりますので、来年度策定予定の第9期宿毛市高齢者保健福祉計画及び宿毛市介護保険事業計画のための基礎資料としまして、今年度、先ほど申しました在宅介護調査、これは介護認定を受けていて在宅介護サービスを利用されている方ですけれども、そういった方への調査で

すとか、65歳以上で介護認定を受けられていない方に対しましては、介護予防・日常圏域ニーズ調査というものを、それぞれ実施する予定となっておりますので、これらの調査から得られた結果を分析し、御提案のアシストスーツも含め、在宅介護を行う支援に効果的な事業を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ありがとうございます。ぜひ進めていってください。よろしく申し上げます。

それでは、次に、加齢性難聴者の補聴器補助についてです。

本市において、加齢性難聴で会話が聞き取りにくくなっている難聴者が、どのくらいいるのか、想定でいいですので確認させていただければと思います。

○議長（寺田公一君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（谷本裕子君） 長寿政策課長、御質問にお答えいたします。

65歳以上の高齢者のうち、加齢とは人が生まれてから亡くなるまでの時間経過をいいますが、そういった加齢を原因とした聴覚障害のある方の実数というものは、把握できておりませんが、参考までに、障害者手帳、介護認定、医療データから分かる聴力障害等の情報をお答えいたします。

令和4年3月31日現在の高齢者数は、住民基本台帳ベースで7,674人おりますが、65歳以上になって聴覚障害で身体障害者手帳を交付された方は31人、介護認定調査を行ったときの聴力判定区分が、かなり大きな声なら何とか聞こえる、ほとんど聞こえない、となっている方が149人。

令和3年度の1年間で医療にかかられた方のうち、傷病名が難聴とされている方は、61人

いらっしゃいました。

なお、傷病名が老年性難聴とされている方はおりませんでした。

以上の情報を統合いたしますと、当市の65歳以上の高齢者のうち、少なくとも230人が難聴といわれる状態にあるものと判断しておりますが、加齢性難聴で中等度、または補聴器装用が必要になる高度難聴と呼ばれる状態になっている方の実数の把握については、どのデータを活用しても難しいところです。

なお、中等度難聴は、テレビのボリュームを大きくしないと聞こえない。それから、高度難聴は、耳元で大声で話しかけないと聞き取ることができない、などの状態を言います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 今、230人と言われましたけれども、この方々は、なかなか日常の会話に参加できない状況になっているということになるかと思えます。

ということは、高齢者の社会的参加がなかなかできない状況になっている。ということは、その以前、そうなる前に、ちょっと聞こえにくくなって、会話に参加ができにくくなった状態から援助してあげると、恐らく高齢者の社会活動が維持されたまま、健康に生活できる状態ができるんじゃないかと思えます。

ということで、この高齢者の社会交流における補聴器の役割を踏まえて、補聴器購入に関わる補助や相談窓口など、市として何らかの支援はできないかということで、見解をお伺いします。

○議長（寺田公一君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（谷本裕子君） 長寿政策課長、御質問にお答えいたします。

まず、先ほど説明したところで、230名というところでしたけれども、確かに難聴の状態

におられる方は少なくとも230人以上おられるかと思いますが、イコール会話に入れないかといいますと、補聴器を購入されている方もおられると思いますので、イコールにはならないということは御理解いただきたいと思います。

答弁に入らせていただきます。

加齢性難聴による日常生活への影響は、コミュニケーションの取りづらさから人との交流を控え、ひいては引き籠もりや孤立、認知症の発症リスクが高まることが考えられています。

宿毛市では、聞こえに対する御相談があった場合には、その内容に応じた情報提供や支援を心がけておりますが、現時点では、補聴器購入や診断費に対する助成制度は設けておりません。

今後は、加齢性難聴者の実態を把握し、他市町村等の助成制度も注視し、事業の実施について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 補聴器を要する割合、65歳以上の割合というのが国立長寿研究センターの割合で、13%程度というデータがありましたので、7,600人掛ける13%ということで、1,000人ぐらいが補聴器をかけるべきだという状況になっているんだろうと。

そういうことがありますから、ぜひまた検討をお願いしたいと思います。

最後に、訪問理美容サービスについて伺います。

本市において、在宅介護を受けている高齢者や、介護をしている人への訪問理美容サービスをしてくれる事業者はどの程度あるか。訪問サービス事業者を一定確保し、リストアップしていただきたいと思いますが、その点について、回答をいただきたいと思います。

○議長（寺田公一君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（谷本裕子君） 長寿政策課長、

御質問にお答えいたします。

市内で開業している理容所及び美容所のうち、訪問理美容サービスを実施している事業者数について、当市が把握しているものは5件です。

訪問サービス事業者のリストアップにつきましては、現在、長寿政策課でガイドブックを作成しております。

これは、御高齢の方が在宅生活を送る上で、必要な情報を掲載する予定でございますが、その中で、訪問理美容情報も掲載する予定でございます。

掲載に当たりましては、市内の実施事業者とサービス内容の確認を再度行って、掲載を心がけてまいります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ありがたい話です。

今までどこに尋ねていいのかわからなかった人たち、これは助かる、本当に歴然と違いが出てくると思います。ぜひ進めていただきたいと。

5件というのは、ちょっと少ないので、また呼びかけしていただき、対応できる業者を、また募っていただければと思います。

最後の質問になります。

必要とする人にも事業者にとっても、持続的サービスができるということは、重要になると思います。そういう意味で、四万十市や高知市などのように相談窓口、それから年数回分の有料サービス券、業者への出張補助などが出されたりしているという事例があります。

こういうような制度についても、今後、検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（寺田公一君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（谷本裕子君） 長寿政策課長、御質問にお答えいたします。

髪を整えることは清潔で快適な生活につなが

るだけでなく、自尊感情を高め、社会性の回復を図る上で、有効なものといわれておりますので、理髪が気軽にできる体制を整備するため、在宅で介護を受けられている方のニーズや、訪問理美容サービスの実態を確認することが必要と考えております。

なお、県内の自治体でこの制度を導入しているところ、ほかにも議員に教えていただいたところ以外にもございますが、全て出張費への補助のみとなっておりますが、そういったことも含めて、検討してまいります。

また、この前にいただいた御提案もありますけれども、アシストスーツ、補聴器助成など、在宅介護を支援する事業は様々ございますので、宿毛市における高齢者支援、在宅介護のために何が効果的であるのか、市民の皆様のニーズや市内のサービスの状況、それから市が保有するアンケートや、医療・介護給付データ等を分析して、優先順位をつけて制度化を検討してまいります。

なお、高齢者支援につながるものの周知につきましては、先ほど申し上げましたガイドブック、それから広報すくも、市公式ホームページ等にできる限りわかりやすく掲載するほか、お困り事に対して気軽に相談できる体制づくりを心がけてまいります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 高齢者の健康を守り、それから介護負担を支えられるまちづくりは、介護をする若い世代を支えることにもなると思います。

困ったときに、市民の誰でも支えてもらえるよい制度ができることを期待しています。

今回はどうもありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（寺田公一君） この際、10分間休憩

いたします。

午前11時32分 休憩

-----

午前11時44分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） 7番、高倉真弓です。一般質問をいたします。

今回は5項目、6点についてをお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

1項目め、コロナ禍における文化財等の保護についてを、お伺いいたします。

コロナ禍における状況は、中止、延期など、思うようにならないことばかりで、御関係の皆様には気苦労の多かったことと存じます。

祭りや地域行事の現状把握についてを、お伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、高倉議員の一般質問にお答えします。

令和元年度から3年度まで、高知県による民族芸能緊急調査におきまして、本市も一緒となり、市内の祭りなどの行事について実情の把握に努めました。

令和元年度には57件の情報を把握し、その中の20件について、現地調査を実施いたしました。それらをもとに、令和2年度以降の詳細調査を準備していたところ、新型コロナウイルス感染症が全国を襲い、市内の祭りも軒並み中止となり、調査自体も中断となっております。

令和3年度から徐々に再開し始め、片島の獅子舞の詳細調査を実施し、同年度刊行の報告書内にも掲載されております。

今年度に入り、各地域での祭りなどの再開も増えてまいりましたが、内容を縮小するなど、

コロナ禍以前と比較すると、まだまだ同様とは言えない状況が続いております。

地域の行事、主に祭りの現状について、以上になります。

○議長（寺田公一君） 7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） コロナのおかげで、どの地区も、御関係の皆様には本当に感染対策の上から、御苦労があったとお労い申し上げます。

私の地元の平田町黒川の野菜祭り、通称、ヤーサイといいます、神事や竹回し、奉納の舞、子供さんの相撲、また多くの小中学生の踊り子さんたちの御協力を得て成り立っておりますが、コロナの影響で、お子様たち、地域住民の安心安全を考える上から、ここ数年は神事のみであった現状です。

そのことは、もうどうしようも仕方がないので、今後、コロナが落ち着いていただいて、また元のほうに戻ってほしいという希望を持っています。

また、別の例を挙げますと、浜田の泊り屋、北西の屋根の部分に雑草とツタが生えているように見えまして、低い位置から見たので、草が生えているのは見えますが、ツタがそこから生えているのか、上から垂れてきたのかは、ちょっとその辺の判断ができませんが、ここは国指定の文化財ですので、小さなことではありますが、しかるべき手段、手順によって、保護に結びつけていただきたいと思います。

この点、教育長のきめ細やかな御判断で、どうぞ対処していただきますようお願い申し上げます。

また、新聞の力がすごいというのは、改めて感じました。

11月27日の高知新聞紙上に、「7つの滝はあった」と記事があり、どこなが、草刈りやったら行くけんというふうにお声をかけていただきました。

私が参りましたのは、子供が小学生のころです、30数年前になりますので、定かではありませんが、淵のところに黒い鯉と錦鯉みたいなような鯉がいたような記憶を、覚えております。

また、中筋川水系や松田川水系のホテルの保護など、自然環境保護などもお声をかけていただいております。

担当課は違うと思いますが、市民の皆様の声をお届けしておきます。

2項目めにまいります。

パートナーシップ制度についてをお聞きいたします。

今回、この件をお伺いしたいと思いましたが、生涯学習課の人権教育推進講座の中で、ちょっと首をひねることがあったからです。

性の多様性を尊重し、性的マイノリティー、性的少数者の方々の気持ちに寄り添うことができる制度とお聞きしております。

パートナーシップ制度について、宿毛市の状況・考え方をお尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 人権推進課長。

○人権推進課長（川村志保君） 人権推進課長、高倉議員の一般質問にお答えいたします。

パートナーシップ制度につきましては、性の多様性を尊重し、一人一人の違いや生き方を認め合う取組として、全国の自治体でも導入が進んでいるところであります。

本年12月1日現在で、高知県内では3つの市と1つの町で導入されており、幡多地域では土佐清水市と黒潮町が制度を開始しています。

その内容を見ますと、細かな部分では、自治体ごとに差異もございますが、大まかには戸籍上の性別に関わらず、お互いを人生のパートナーとして協力し合いながら、継続的な共同生活を送っているお二人が、その関係性、パートナーシップを住んでいる自治体に登録することが

でき、自治体が登録の事実を公的に証明するものとなっています。

土佐清水市と黒潮町での制度の利用者は、まだないとお聞きをしておりますが、多様な生き方、暮らし方を選択される方々の気持ちに寄り添うことのできる制度であると考えておりますので、お互いを尊重し合い、共に生きる社会づくりを目指している宿毛市といたしましても、今後、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） 宿毛市も今後、検討していただけるということで、何分よろしく願いたいと思います。

その講座の中で、誰もが使用できるトイレのお話もありました。休憩中に御案内いただきましたが、研修会場でありました庁舎3階には、多目的に使用できるトイレがないことに気がつきました。えっと思えますよね。絶句ですね。

当然あると思っておりましたので、これも問題ではありますが、今回はそれはさておきまして、勝手知ったこの4階に御案内を申し上げたことでした。

今回の講座は、10月27日より始まり来年1月27日までの5回の講座です。

講座では、人権全般、同和問題について、ネット差別について、性的指向、性自認、高齢者の人権、障害者の人権、子供の人権などについて学びます。

それぞれの立場の方から、人権に対する知識や考え方を習得し、啓発につなげるものです。

講師の方から、私が所属しております宿毛市連合婦人会のメンバー4名で参加しておりますが、私を含め年齢が高い、80歳の方もいるんですね、と言われました。言外に、正直ちょっと嫌な雰囲気を感じましたので、差別を問題にしている方が、年齢のことを言うかなと思って、

ちょっと何か悔しいような感じのこともありました。

そこはもちろん、私も年をくっておりますので、年を重ねても、お役に立つことはありますって返事をしました。

問題はそこです。同和問題に置き換えれば、今でも結婚問題は、家柄、血筋などを問題にして、反対があり、つらいこともたくさんあるとお伺いしています。

親御さんは、子供の幸せを願って、一番に賛成してくださると思いますが、問題は御年輩の方です。私たちよりは、ずっと年上の者ですね。確かな知識を持たずに、ただ世間体に囚われた反対では、何ともなりません。

そんなとき、講座を受けて私たちが学んだことを伝えて、共に喜ぼうよ。来たら会わせてや。お祝いせんといかんねと言える人にならないといけないと思うのです。

パートナーシップにしても、同和問題にしても、分かっていますが大変微妙な部分です。まして、私は、異性婚を推進する高知県の婚活サポーターです。ですが、御本人の意思で異性婚、同性婚、それ以外のお考えの方もたくさんいらっしゃることは承知しております。

市長にお伺いいたします。

きょう、あすに解決できる問題ではないことは重々承知いたしております。全ての方に、希望どおりにならないことも承知いたしております。だからこそ、誰もが住みやすい宿毛市を、市長が先頭に立って引っ張っていただきたいのです。

市長、お返事いただけますか。これは再質問ではありません。今のことを聞いて、市長のお考えというか、お心をお尋ね申し上げます。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） すみません、通告を受けておりませんでしたので。非常に広い範囲の

話でしたので、どこの部分を答えるべきなのか、戸惑っております。

そこらあたりを端的に質問していただければ、お答えをさせていただきます。

○議長（寺田公一君） 7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） 大変失礼しました。再質問ではないので、誰もが住みやすい宿毛市を、市長につくっていただきたい。

ですから、全部を含めて、市長のお考えというか、お心というのを知りたいのです。

市長が先頭に立って、誰もが住みやすい宿毛。その点すみません、お願いします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

住みやすいというのは、本当にいろいろな人権の問題だけじゃなくて、いろんな、トータルの考えないといけないので、非常に多岐にわたる考え方、述べないといけなくなってしまう。

今回は、パートナーシップ制度についての御質問をいただいていますので、そこは、先ほど課長もお答えさせていただいたように、多様な生き方、暮らし方というのは、それぞれ選択される方々、またそういったものを望まれている方々、またそういった生活をしないと、そういった生活しか——しかという言い方もよくないですが、そういった生活をされている方々、また先ほども言ったように、望まれている方々がおられると思います。

そういった方々に寄り添ったまちづくりをしていく必要があるのかなというふうに思います。

議員もさっきおっしゃられましたが、年齢のことも、一方では言われるということもありますが、また一方では、質問の中にもありましたが、年をとった方々は、こういった考え方をし

ているという、一方では固定観念があったりとか、いろいろな考え方があるというふうに思います。

ただ、そういった形の中で、皆さんが嫌な気持ちになることなく、生活ができるようなまちづくりを進めるべく、いろいろ啓発活動にも取り組んでまいらなければいけないと思っております。

なかなか、皆さんが宿毛で幸せに生きていく、生活をしていくということは、全てにおいて関わってくることでありますので、質問に対する答えになってないかもしれませんが、そういった形で、多様性にしっかりと対応できるまちづくりをしていきたい、そのように思っております。

○議長（寺田公一君） 7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） 市長、突然で失礼いたしました。

寄り添っていただけるというお答え、そのお答えが一番うれしゅうございます。今後ともよろしく願いいたします。

3項目めに入ります。

手話奉仕員養成講座の開設についてをお伺いいたします。

市民の方より、講座開設を希望する意見がありました。

3月の定例会だったと存じますが、手話言語条例についてお伺いしたことがございました。そのときは、まだお考えにないとお返事でした。

その際、講座開設等の方法がありますと、御提案を申し上げました。

今回は、手話通訳を目指している方より、意見、要望をいただきました。この手話通訳者を目指し、試験を受けるまでには5年もの時間がかかると聞いております。

その第一歩としての手話奉仕員養成講座の開

設についてを、お伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（朝比奈淳司君） 福祉事務所長、高倉議員の一般質問にお答えいたします。

手話通訳者の養成につきましては、市町村の実施する手話奉仕員養成課程を経た後、県の実施する手話通訳者養成課程を受講し、登録試験に合格すれば、県の認定する手話通訳者に登録され、派遣活動が行えるようになります。

宿毛市では、平成22年度に手話奉仕員養成研修事業を実施するための要綱を制定しまして、直近では、平成30年度に入門過程を、令和元年度に基礎課程の講習を実施いたしました。令和2年度以降は、受講生を確保することができず、実施を見送っているところです。

本市といたしましては、聴覚障害者の生活を支援するため、手話通訳者はなくてはならない存在であると認識をしておりますので、手話の普及啓発を含めまして、手話サークルの皆様をはじめとする関係団体の協力を仰ぎながら、手話奉仕員養成講座の開催に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） ありがとうございます。

取り組むというお言葉をいただいて、何分にも御検討お願いします。

正直、何回か講座を受講いたしましたが、とてもこれはエネルギーが要りまして、次の段階に進むために、試験に対して受講回数、例えば20回では20回のうちの18回は出なければいけないとかいうような規定もあります。

1回休むと、たちまちおいていかれて、間に合わないというか。

今、手話サークルには、小学生、中学生も加入されており、若い芽が育っております。高校生のか、宿毛で3年間講座を受講し、卒業

後、専門学校に行きながら、高知市で2年勉強を重ね、今回、手話通訳の試験を受けられた方がいらっしたそうです。

今回、御要望を出された方と、試験後、その方お二人で話して、また来年やねと言って別れたそうです。

これは、大変難しい試験のようでして、10人中お一人かお二人ぐらいしか通らない試験だそうです。

多くの方に理解が深まり、支援の輪が広がり、底辺を広くするためには、切れ間のない環境が必要と思います。

先ほどの質問ともつながりますが、誰にでも優しい宿毛市が理想です。今後の手話言語条例の制定も含め、見える形での対応を、何分にもよろしくをお願いします。

取り組むというお言葉、とにかくうれしく思います。

4項目めにまいります。

コロナ禍における支援体制について。

ただいまの状況下の中、どのような支援があるのか。

1番目に、農林漁業分野についてをお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興長（岩本敬二君） 産業振興課長、高倉議員の一般質問にお答えいたします。

農林漁業分野のコロナ禍における支援制度についてであります。主なものとして、まず農業におきましては、国、県の補助事業として、セーフティネットといわれる施設園芸への燃油高騰への補助金、肥料高騰への補助金、畜産農家に対する配合飼料への補助金などがあります。

漁業に置きますと、燃料や飼料への補助金などがあります。

また、宿毛市独自の取組といたしまして、市内の農林漁業者に対して、種苗費、薬剤費、燃



料費、動力光熱費、肥料費、飼料費の価格高騰分を支援するため、対象経費に経費率を用いて算出した額の90%、上限50万円を給付する宿毛市農林漁業者電力等価格高騰重点支援給付金を、10月の臨時議会で議決いただきまして、その受付を12月1日より開始いたしております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） 我が家は、水稻農家ですので、農業のことしか具体的にわからないので、想像できませんので。

先ほどおっしゃった中に、肥料等の補助金、これは肥料価格高騰対策事業のことでよろしいですね。

おっしゃったように、計算式が当年の肥料費から当年の肥料費って、高騰率割0.10掛ける0.7というような感じのあれがあったんですが、簡単に言うと、国からの補助があるということですね、70%。

出入りしている業者さんからお伺いしますのには、愛媛県では、県がプラス10%、残り20%は市町村の裁量に――すみません、失礼しました。

残りに市町村の上乗せがあるというふうに聞きましたが、高知県、また宿毛市では、どのようになっているかをお教えてください。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興長（岩本敬二君） 産業振興課長、高倉議員の再質問にお答えいたします。

農業の肥料への助成制度であります、高知県におきましても、愛媛県と同様に、国の補助事業70%に、1割上乗せを県のほうがしております。

宿毛市といたしましては、国、県の補助事業に上乗せ補助はいたしておりませんが、先ほど御説明させていただきました宿毛市農林漁業者

電力等価格高騰重点支援給付金で、国、県の補助制度によって、肥料高騰分の8割の補助を受けた場合に、自己負担分とされる2割のうちの90%程度を給付することとしております。

また、国、県の制度に加入できなかった場合にも、令和4年中に使用した肥料の価格高騰分の9割程度を、給付金として支援することとしておりますので、御活用いただきたいと思います。

なお、本給付金は、申請期限を令和5年2月28日までとしております。

申請には、申請書のほかに令和4年中の所得の確定申告で必要となる決算書や、収支内訳書等を添付していただくこととなります。

相談・申請を産業振興課のほうで随時、対応しておりますので、お問い合わせいただければと思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） 詳しく分かりました。ありがとうございます。

同じ支援体制について、商工業、サービス事業についてもお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、高倉議員の質問にお答えをいたします。

宿毛市においては、令和2年に新型コロナウイルスの感染拡大が始まって以来、苦境に立たされる市内の商工業者を支援すべく、各種給付事業などの様々な支援を行ってまいりました。

今年度におきましては、新型コロナウイルス感染収束を見据えた事業展開を行う中小企業者を支援するため、宿毛市内に店舗、事業所を有する中小企業者を対象に、金融機関からの融資を受ける際の保証料について、高知県と協調して利用者の保証料負担をなくす、宿毛市中小企業者経営支援事業費保証料補助、及びその融資

に係る利息については、年率1.8%以内の利子補給を行う、宿毛市中小企業者経営支援事業費利子補給補助を行いました。

両補助金につきましては、募集開始日当日に予算額に達し、受付を終了しております。

また、市内事業者がキッチンカー等による飲食の移動販売等を始める際に、車両の整備等に係る経費を補助する、宿毛市キッチンカー等導入支援事業費補助金を創設し、移動販売等による業態転換を行うことで、売上を確保していく取組を支援しております。

本補助金につきましても、募集開始から1カ月足らずで募集枠が埋まり、本年の9月議会において、2事業者分の補正予算を認めていただき募集を再開いたしました。こちらも1カ月を待たず募集枠に達しております。

これらの支援事業は、市内事業者のニーズに合致しており、コロナ禍における事業者支援に寄与したものというふうに分析をしております。

さらに、コロナ禍の影響に加え、原油価格の上昇に端を発した原材料や物価の高騰で苦慮する、市民や事業者の皆様の負担の軽減を図るために、市内登録店舗で使える、一人当たり5,000円分の商品券を宿毛市民全員に配付をする、宿毛市地域振興券事業も実施いたしました。

12月現在で配布枚数の7割以上、額にして約6,900万円が市内で消費をされており、市民や事業者の負担軽減と、地域経済の活性化に一定の役割を果たしているものと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） 各分野で、本当に大変な状況がありますが、改めて認識いたしました。

宿毛市において、倒産や失業などを避けなければなりません。担当課においては、最大限の

支援対策、また周知をいただいていることを承知いたしておりますが、また重ねて、お尋ねがあったときには、どうぞお力を貸していただきたいと存じます。

5項目めに入ります。

避難タワーの設置後の状況について、お伺いたします。

宿毛駅前、三浦公園に避難タワーが完成し、遠くからでもよく見えて、安心感を覚えます。

駅前の避難タワーについて、階段以外のところで子供さんが登り危ないから注意をしたよと、対策を取るべきではないかという、市民から御指摘があり、担当課さんには連絡をいたしました。

その後の状況をお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、御質問にお答えいたします。

駅前公園津波避難タワーにつきましては、津波災害時の避難はもちろんのこと、平時においても、公園の一部として御利用いただけるよう、展望台としての機能や、地上部分には遊具を設置し、お子様連れの御家族にも楽しめる施設として、本年8月1日から運用を開始いたしました。

運用から4カ月ほど経過いたしました。休日には多くの方、特にお子様連れの御家族に御利用いただいている姿を拝見いたしております。

本タワーにつきましては、当初より、津波から命を守る施設であると共に、公園機能を向上させ、市民の憩いの場となることをコンセプトとしておりましたので、このように多くの方に御利用いただけることを、大変喜ばしく思っているところでございます。

一方で、ごみのポイ捨てであったり、危険な利用があるといった報告も一部でございます。

週に1回以上は、職員が点検を行っております。

して、ごみの回収であるとか、また破損などの確認を行っているところがございます。

また、タワーの利用上の注意看板も設置しておりますが、手すりを乗り越え、鉄骨部分に乗る大変危険な行為などの情報もありましたので、危険箇所には個別に注意看板を設置し、啓発を行っているところがございます。

また、本年11月4日に市内の小中学校に対して、駅前公園津波避難タワーの利用について、という文書を通知しており、利用上の注意事項を守らない危険な行為をすれば、自身がけがをすることや、人を巻き込んだ事故となる場合があるといった内容を、児童生徒に伝えてもらうように、各学校に依頼をいたしております。

今後につきましても、必要な安全対策を講じながら、より一層、利用者が安心安全に利用していただける施設にしていきたいと思います、このように考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） 学校を通じてやっていただけというので、安心いたしました。

誰もが自由に訪れて、避難のときに迷わずに行く場所の確認ができることは、大事であると思います。

お子さんが登ったといわれるポールを見に行きました。斜めに黄色い色を塗っているんですが、測ってみたら、こんなに大きいんです。私の指が出て、重なるかどうかぐらい。これに子供さんが登るって、子供さんのパワーってすごいなと思って。

登ってはいけないけど、津波のときなんかは、独自で、自分の命が助かる方法をやっているんだなと思ったら、何分、規制をして、立入禁止にならないようにということを考えます。

適切な対応をいただきまして、また今後もお願いをしたいと思います。

昨日は2時ごろでしたが、駅前のタワーに行きました。お父さん連れの御家族がお2組、お母さん連れが1組で、あと何人かいらっしゃって、十四、五人の方が縦横無尽で、本当に、だるまさんが転んだとか、ブランコとか、滑り台とかをしていらっしゃいました。

声をかけようかなと思ったんですが、遊びを止めることになるし、もし、もっとここに何かつくってくださいと言われてたときに、なかなか実現がちょっと思ったり、先案じばかり頭の中に浮かびまして、お声をかけずに帰ってきました。

今ではやっぱり、ちゃんとお声をかけて、お話を聞いたほうがよかったかなって、若干後悔しております。

今後は、後悔のないようにやりたいと思います。

これで質問を終わります。

本日はありがとうございました。

○議長（寺田公一君） この際、午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時18分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時30分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 11番、公明党の野々下昌文でございます。どうかよろしく願いいたします。

ただいま議長にお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

現在、ロシアのウクライナへの侵攻により、原材料のサプライチェーンが崩壊し、結果、世界的な物価高騰を招き、日本においても、急速に進んだ円安が追い打ちをかけて物価は値上が

りし、令和4年度内に1万品目以上の食料品が値上げをされ、年末から来年にかけて、さらに物価が高騰するということが、報道されております。

市民への影響は、計り知れない状況になってきていると思います。

そこで、物価高騰に対する総合経済対策について、伺います。

先日、終了した臨時国会の中で、12月2日の参議院本会議で成立した2022年度第2次補正予算において、物価高騰対策や子育て支援などが盛り込まれ、公明党の粘り強い主張が随所に反映をされております。

その一つは、家庭向け電気料金の来年1月から8月にかけて、1キロワット／アワー当たり7円を政府が肩代わりし、9月には補助率を半減するというものでありますが、平均家庭の約2割分に当たる300キロワット／アワーから400キロワット／アワー分の9カ月で、約2,800円程度の補助がされるという内容になっております。

ほかにもガス代、これは都市ガスであります。1立方メートル当たり30円を補助し、本市はLPガスでありますので、LPガスは割と安定をしているものの、企業の設備投資や人件費に対しての価格抑制はしていくという内容となっております。

ガソリン価格等には、引き続き、1リットル上限35円の補助を9月まで延長することになっており、これらの抑制効果により、標準家庭で1月から9月にかけて、大体4万5,000円程度の軽減がなされるという試算になっております。

そこで、もう1点は、総合経済対策に盛り込まれております、出産・子育て応援交付金でございます。

この交付金について、お尋ねをいたします。

この事業は予算が伴うために、各自治体の手挙げに基づく任意事業となっております。今議会の補正予算に1,151万8,000円が計上され、新規事業等調査表に示されております。

この事業は、支援が手薄なゼロ歳から2歳児に焦点を当て、妊娠、出産、計10万円相当の給付による経済的負担の軽減と共に、妊娠時からの伴走型相談支援を一体的に実施するための事業であります。

各家庭において核家族化が進み、地域とのつながりが希薄化する中で、孤立感や不安感を抱く妊産婦、子育て家庭が少なくありません。また、ゼロ歳から2歳は児童虐待の死亡事例の半数以上を占める一方、保育料無償化の対象が非課税世帯に限られ、幼稚園、保育所などを利用しない未就園児が約6割にのぼるなど、相対的に支援が手薄になっております。

そこで、出産・子育て応援交付金では、妊娠期から伴走型相談支援と、経済的支援を一体に実施し、全ての妊産婦が公的支援につながる機会を確保するとともに、育児用品の購入などの出産準備に当たっての出費や、家事、育児サービスの利用等、経済的負担を軽減するという内容で、それぞれの地域の実情に合った取組が求められております。

本市の取組について、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、11番、野々下議員の一般質問にお答えいたします。

先ほど、野々下議員から御紹介のありましたこの事業は、核家族化が進み、地域のが希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊産婦・子育て家庭に、安心して出産・子育てができるよう、身近で相談に応じ、様々なニーズに即した、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と共に、10万円相当の経済的支援を一体とし

て実施する事業となります。

具体的な給付の仕組みは、妊娠届出時と出生届後に面談を行った上で、給付することとなり、本市では、速やかに給付を行うために、現金給付とする予定です。

また、給付の要件となります面談等の伴走型相談支援体制としましては、本市が既に取り組んでおります妊娠届出時の母子保健コーディネーターによる面談や、妊娠8カ月過ぎに行っている母子保健推進員による妊婦訪問、また産前産後に必要な情報提供を行う場として利用しているパパママスクール、出産後の新生児訪問、乳児家庭全戸訪問、産後ケア事業、養育支援訪問等、各種事業に加えて、国が示すアンケートの追加などにより、適切な時期に必要な支援につなげる新たな体制を構築して、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産、子育てができるよう、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 説明ありましたけれども、本市の場合、多くの取組が既になされておまして、この事業で、さらにプラスの取組ができるということで、大変素晴らしいことだと思います。

先ほども言いましたが、この年齢で、虐待による死亡事例の50%を超え、さらに3歳児以下となると、76%を占めるということになっております。

今回の事業の肝は、妊産婦やその家族の孤立や不安を取り除き、その上に、経済的支援も行うということです。しっかりとサポートをお願いしたいと思います。

そこで、本市での今回の給付の対象となる人数について、伺います。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課

長、お答えいたします。

今年度の対象となる方は、令和4年4月以降に既に出産された方が11月末現在で53人、12月から今年度末までに出産予定の方が29人で、合計82人となっております。

また、本市の事業開始を予定する1月以降の妊娠届の数は、30人を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 年度内に対象となる方は、110名余りを見込んでいるということで、了解しました。

続いて、今回の制度において、国の狙いとしては、妊娠・子育てに必要なサービスにつながるようクーポンを想定をしていますが、この制度は、今回の補正予算1回きりの事業ではなく、来年も再来年も、恒常的に継続をしていくと聞いております。

今後も、今回のこのようなスキームで実施をしていくのか、伺います。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

国が示しています経済的支援と一体的に実施します伴走型相談支援につきましては、先ほども御説明いたしましたが、現在行っている取組を継続しながら、新たな相談支援体制を構築し、切れ目のない支援となるよう関係機関と連携し、さらなる支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、給付方法に関しましては、妊娠子育て家庭の皆様へ経済的支援を速やかに行うため、現金給付の方法でスタートいたしますが、国はサービス等を利用しやすいように、応援ギフトとして、商品券や利用券、クーポンやベビー用品の購入や、レンタル費用の助成などを推奨しておるため、今後は妊婦・子育て家庭のニーズ

を踏まえまして、県や近隣市町村等と情報共有しながら、クーポン利用等に当たっての広域的な連携などを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 周辺地域とも連携を取りながら、妊産婦さんや家族にとって、一番タイムリーな支援となるよう、お願いをしておきたいと思っております。

次に、本市が現在、先ほども申されましたが、行っている同等の事業があります。妊娠期から出産、未就園児を抱える家庭に対する事業等との兼ね合いはどうかされるのか、お伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

相談支援体制につきましては、先ほども御説明いたしましたとおり、本市では、既に一定の体制が構築されていると認識しております。

今回の事業を開始することで、アンケートの内容の追加や妊娠8カ月前後の面談に関して、新たに体制を整えることとなりますので、より充実した支援体制になるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 了解をいたしました。

続いて、令和4年度の予算となっておりますが、妊娠期が令和3年度となる場合の給付は、どのようになるのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

出産・子育て応援給付金は、令和4年4月以

降に出産された方が給付対象となり、事業開始前に出産された方は、遡及対象として10万円を一括給付することとなりますので、令和3年に妊娠された方でも、令和4年4月以降に出産された方は、給付対象となります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 事業開始、令和5年1月1日ですので、令和4年4月以降に生まれた方は、遡及で給付対象となるということですね。わかりました。

続いて、多胎児の場合の支給については、どうなるのか、お伺いをいたします。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

出産・子育て応援給付金は、妊娠届出時の給付は、妊婦一人当たり5万円相当。出生届後の給付につきましては、子供一人当たり5万円相当となっていることから、多胎児の場合は、出生届後の給付に関しまして、給付5万円につきましては、出生人数分の給付となります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 了解をいたしました。

生まれた子供の人数によって、支給されるということでございます。

続いて、転入・転出による給付、相談支援体制について、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

出産・子育て応援給付金は、伴走型相談支援を一体で行うことになっており、面談を組み合わせた形で、全ての妊婦・子育て家庭に効果的な支援を届けるため、妊娠届出時、出生届出後に、それぞれ面談を実施し、その上で情報共有

等の同意書に署名をした申請書とアンケートの回答を提出した方に対しまして、給付を行うため、面談実施が給付の起点となります。

このことから、転出・転入となった場合に、本人からの申出に応じて、転出元または転入先の市町村において、面談を実施し、面談を実施した市町村から給付されることが基本となります。

様々なケースが考えられますので、面談時には、妊婦・子育て家庭の方の状況により、他市町村との連携や対象者への情報提供など、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

また、相談支援体制につきましては、妊娠期から子育て期の家庭の転出乳児には、関係市町村と連携した取組を現在も行っておりますので、経済的支援とともに、今後も切れ目のない適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） この場合は、いろいろなケースが考えられると思います。

妊娠時は現金給付であっても、転出先では子育て用品の支給になったりする場合がありますし、また、実家での出産であったり、出生届が本人でなかったら面談が受けられない、こういうケースもあると思いますが、厚労省の方も個別の案件に関しては、まだ制度が追いついていないような状況がありましたので、個別に対応していくという話でございました。

どのような場合でも、しっかりと全員が給付を受けられるような状態にしていきたいと思えます。

続いて、不登校児童対策について、お伺いをいたします。

全国の国公立小中学校で、2021年度に30日以上欠席した不登校児童生徒は、24万4,940人となり、20年度より24.9%、4

万8,813人増えて、過去最多だったことが10月27日、文科省の問題行動・不登校調査でわかったことが発表されております。

初めて20万人を超え、増加割合も今までで最も大きいとされております。高知県内においても、中学校の不登校児童生徒は1,508人と前年度から270人増え、1,000人当たりの人数も6.0人増えて、31.2人と、前年度に続いて全国最高になっております。

小学校の不登校数は、前年よりも88人増えて465人、中学校は1,043人で182人増となり、1,000人当たりで見ても、全国平均が25.7人でありますので、全国以上の増加率となっており、2年連続のワーストワンとなっております。

そこで本市では、どのような状況なのか過去5年間の推移をお伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 学校教育課長、野々下議員の一般質問にお答えいたします。

国の調査における不登校の定義につきましては、不登校を理由に年間30日以上欠席した場合に、不登校児童生徒として整理します。

本市の過去5年間の不登校児童生徒数の推移につきましては、平成29年度は小学生が3名、中学生が15名の合計18名となっております。

平成30年度から令和2年度までにつきましては、小中学生合わせまして16名から18名で、ほぼ横ばいというような状況であります。

令和3年度につきましては、小学生が5名、中学生が16名の合計21名となっており、全体的に増えている状況となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 今、答弁していた

だきましたが、徐々にではあるが全国と同様に、確実に増えている状況にあるということでございます。

続いて、学年別の発生状況について、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 学校教育課長、学年別の発生状況について、お答えさせていただきます。

不登校児童生徒の学年別の内訳としましては、直近の令和3年度について、お答えさせていただきます。

本市の不登校の児童生徒は、小学校3年生から中学校3年生の各学年でおりますが、中学生になると増加し、最も多いのは中学校3年生となっております。この傾向は、全国でも同様となっております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 全国同様、学年が上がるほど不登校率が上がっているということでございます。了解いたしました。

続いて、令和3年度の同一児童・生徒の不登校を継続している状況について、お伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 学校教育課長、お答えさせていただきます。

1学年中に不登校が解決した児童生徒もおりますが、前年度不登校であった児童生徒が翌年度も不登校であった割合につきましては、令和3年度におきましては、小学校で約6割、中学校で約5割であり、小学校、中学校とも半数以上が継続している状況となっております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 了解いたしました。

これまで宿毛市の状況をお聞きしましたが、不登校児童生徒の推移については、宿毛市も全国同様に、過去5年間の推移を見ても、発生状況も増えており、あるいは年齢を重ねるごとに多くなっているというか、不登校継続についても、小学生も中学生も半数以上が継続をしており、宿毛市も厳しい状況であるということには変わりないと思います。

続いて、不登校の原因把握と対策について、お伺いをしたいと思います。

不登校の原因は多岐にわたり、また複雑であろうかと思いますが、その累計をどのように把握をされているのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 学校教育課長、お答えさせていただきます。

不登校の原因としましては、個々の児童生徒が不登校になる背景の要因や直接なきっかけは様々でございます。

また、近年は、要因が絡み合った複合化や、多様化の傾向がありますので、令和3年度の国の調査に基づく要因により整理しますと、主なものとしましては、児童生徒の無気力、不安。続きまして、生活リズムの乱れ、遊び、非行など、児童・生徒に起因したものが多く、次に友人や親子関係をめぐる問題となっております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 今の説明でありますと、無気力や不安が最も多いということですが、文科省では不登校の要因を、友人関係や学業不振を要因とする学校に関する状況、それから家庭環境の急激な変化や親子の関わり方を要因とする家庭に関わる状況、不安や生活リズムの乱れ等を要因とする本人に関わる状況、この3つの区分を参考にして、対策が講じられるとされておりますが、無気力、不安というのは、



多くのことが複雑に積み重なって、絡み合っ  
て起きている状況だと思しますので、粘り強く、  
丁寧な対応をしていただきたいと思います。  
よろしくお願いたします。

次に、いじめと不登校の関係について、お伺  
いをいたします。

今やいじめは全国的な問題であり、どこの学  
校も起こり得る日常的問題であり、根が深く  
簡単に解決できない問題となっております。

本市でのいじめによる不登校はどうであるの  
か、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 学  
校教育課長、お答えいたします。

令和3年度につきましては、本市では、いじ  
めを直接的な原因とした不登校につきましては、  
発生しておりません。

これは、いじめによって不登校になることが  
ないよう、学校において目配り、気配りをする  
など、常に子供たちの変化を見過ごすことがな  
いよう、学校全体で未然防止に努めているから  
ではないかと考えております。

具体的な取組としましては、いじめを把握し  
た場合には、学校内で迅速かつ的確に情報共有  
を行いまして、組織で対応するよう取り組んで  
いるところでございます。

また、いじめの未然防止としましては、各学  
校で毎期ごとに生徒との面談週間等を実施して、  
いじめや悩みなどの把握に努めております。

さらに、年2回、学校生活アンケートや、ア  
イチェックやハイパーQUを活用した、新しい  
学校生活を送るためのアンケートを実施し、児  
童生徒のいじめの現状や心の状態を定期的に把  
握し、早期発見、初期対応、早期解消に役立て  
ると共に、調査結果を分析しながら、学級運営、  
学校運営に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 早期発見に努め、  
組織的な取組によって不登校が発生をしていな  
いということですが、再質問をさせていただきます。

先ほど、アイチェックやハイパーQUによる  
アンケートという言葉が使われましたが、どの  
ようなものなのか。不登校やいじめの防止にど  
のような成果があるのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 学  
校教育課長、お答えさせていただきます。

ハイパーQUは、令和3年度までは実施して  
いましたが、今年度は同様の効果が期待できま  
すアイチェックに変更しておりますので、アイ  
チェックについてお答えさせていただきたいと  
思います。

アイチェック、ハイパーQUとも、楽しい学  
校生活を送るためのアンケートとなっております。

内容は、自己認識、社会性、学級環境、生  
活・学習習慣の4つの大きなカテゴリーで構成  
されておりまして、家族や友達、先生の支えが  
あるか、積極的に自分の意見が発信できるか、  
授業に集中できているか、いたずらやいじめを  
受けたことがあるか、などの80問前後の質問  
内容となっております。

この取組を実施することによりまして、クラ  
スや個々の実態を詳細に把握することが可能で  
あるため、調査結果を学校・学級運営に反映す  
ることができております。

また、気になる子供については、学校内で情  
報を共有し早期に支援ができることや、いじめ  
の早期発見にもつながっていると考えておりま  
す。

また、年2回実施することで、子供たちの様  
子がどのように変化したかデータから読み取る

ことができまして、調査結果を比較し、クラスの絆や人間関係の深まり、個別支援を実施した子供の変容、指導の成果などを確認することができるものとなっております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 年2回行うことで、クラスや個々の変化を見て、実態把握に使って、いじめ発見等にも役立つということでございますので、了解をいたしました。

続いて、原因別の改善対策について、専門的知見を持った立場の指導、支援は行われているのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 学校教育課長、野々下議員の質問にお答えいたします。

専門的知見を持った立場の方からの支援の在り方についての御質問だと思います。

各学校におきましては、定期的に県教委から児童生徒や教職員の相談など、学校におけるカウンセリングを行うため、スクールカウンセラーが派遣されております。

また、保護者への対応としましては、教育研究所内でも、スクールカウンセラーによるカウンセリングを行っております。

また、教育研究所では、文教センター内に教育相談センター、通称ふれあい教室を週4日開設しまして、不登校児童生徒の受入のほか、主任相談員や2名のスクールソーシャルワーカーが相談業務に当たっております。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、校内支援会議への参加や学校訪問を行いまして、不登校児童生徒の状況を共有すると共に、学校、家庭、地域をつなぐパイプ役として、必要に応じて各関係機関と連携を図りながら、不安や悩みを抱えている児童生徒の支援に取り組んでい

るところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 了解いたしました。

ふれあい教室の名前が出ましたけれども、何名の児童が通われているのか、伺います。

○議長（寺田公一君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） ふれあい教室に、今、何名来られているかという御質問です。

今現在、ふれあい教室には3名の児童生徒が、不定期に来られています。

以上です。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 21名いる不登校児童生徒の中で、3名が通われているということでございます。

なかなかそこへも通えないという状況にあるのかもしれませんが。

続いて、不登校になる前には、予兆があると想定をされますが、どのような方法により把握されているのか、お伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 学校教育課長、お答えさせていただきます。

教育委員会では、毎月、各学校から3日以上欠席した児童生徒について報告をもらっておりまして、そのデータをもとに、教育委員会内で支援会議を行うなど、不登校の可能性のある児童生徒についての対策を検討するとともに、スクールソーシャルワーカーが各学校を訪問し状況を聞き取り、不登校の心配のある児童生徒の情報を共有し、学校と連携した対応ができる体制を整えております。

学校内では、欠席している児童生徒については、教職員や不登校支援員が保護者と連絡を取り合い、子供の状態をきちんと確認を行うこと

で、日頃から保護者とのつながりができるとともに、子供の変化に早期に対応することができていると考えております。

また、先ほど答弁させていただきました、児童生徒の学級における満足度などの状況を把握するための生活アンケート等の活用も、大変有効な方法の一つとなっております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 児童生徒の変化を早期に発見していく連携や取組は、非常に重要なことだと思います。

もう1点は、児童生徒たちが、自分たちで解決できない悩みを抱えたときに、自分たちで抱え込まずに信頼できる大人に相談できる環境づくり、学校はもちろんですが、地域の皆さんの力を借りながら、子供たちがなるべく多くの大人とつながり、信頼し、SOSの発信ができる環境づくりというのも大事ではないかと考えます。

ここまで不登校の原因把握と対策ということでお尋ねをしてきましたが、いろいろと細かい手が打たれていることはわかりましたが、いずれにしても、不登校児童は増えている状況であります。

厳しい状況には変わりはありませんので、さらなる緊張感を持っての取組をお願いをしておきたいと思っております。

続いて、不登校の解決の実績と対策効果について、お伺いをいたします。

いろいろな支援や取組によって、解決につながった実績というのは、どのような事例があるのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 野々下議員の一般質問にお答えいたします。

不登校につきましては、短時間で解消される

ものではなく、学校、家庭、関係機関が同じ方向性を持って、地道に対策を継続していくことが必要と考えます。

解消につながった事例について、個々に具体的に申し上げることは控えさせていただきますが、少しずつ登校できるよう、近い目標を掲げ、スモールステップで少しずつ学校に足が向くように取り組んだり、生活習慣の改善を図るなどの取組を家庭の協力を得ながら継続した事案もございました。

また、ふれあい教室に行きながら、徐々に学校に行くことが増えていったケースや、在学期間中にも不登校が解消されたケース、中学時代が不登校であった方が高校へ進学し、無事、高校を卒業したケースなど様々なケースがございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 本当に長い取組だと思いますが、一人でも多くの児童生徒が普通の学校生活を送れるようになるように、引き続き、御支援をお願いしておきます。

続いて、保護者に対しての指導支援について、どのような取組が行われているのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答えいたします。

お子さんが不登校になられた保護者の方々は、お子さんが学校に行けなくなった不安と、学習が遅れるのではないかなどの不安があると思います。

本市では、まずは学校が欠席が多くなりがちな児童生徒を把握する中で、個別に対応するなど、保護者との関係性を高め、少しずつ学校に行けるよう促しているところでございます。

また、学校には、先ほども申しましたように、高知県教育委員会からスクールカウンセラーの

方が派遣されております。さらに宿毛小学校、宿毛中学校、咸陽小学校、片島中学校には、不登校児童生徒との関係を増やすことを目的に、市が独自に不登校支援員を配置しており、不登校の解消に向けて取組を進めております。

また、学校以外の取組としましては、児童生徒の居場所としての役割を担う施設として、先ほどもありましたように、ふれあい教室を文教センター内に設置しております。

ふれあい教室を不登校児童生徒が利用する場合は、保護者の方々と学校が話し合い、学校長の申請に基づいて利用できることとしており、ふれあい教室を利用しながら、徐々に登校に向けて慣らしていくことも可能となっております。

不登校でお悩みのお子さんがおられる保護者の方々は、まずは学校に相談していただくとともに、学校に相談できない状況がありましたら、教育相談センターでもお気軽に相談していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） お子さんが不登校になると、いろいろな不安や心配事がつきまといますので、早期の対応で学校との連携を密にさせていただいて、不安を取り除くということが一番大事かと思っております。

何人か知っておりますけれども、不登校で長い間学校へ行けなかった子供も、今は社会人として、きちっとした生活を送れていますし、会社も勤めています。そういう状況もありますので、安心を与えていくというのも、不登校児童にとっても、また家族にとっても非常に大事な事かなと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

続いて、中学校卒業後の進路、ほとんどの生徒が進学をしていると思いますが、進路指導とその実態把握について、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 学校教育課長、お答えさせていただきます。

不登校の生徒の進路に当たりましては、生徒、保護者、学校が面接などを行う中で決定しているところでございます。

卒業後の進路は、高校では全日制課程、定時制課程、通信課程など様々ございます。

また、卒業後の実態把握ですが、生徒の卒業後、先ほど言いましたスクールソーシャルワーカーが中学校へ訪問する中で、進路先の聞き取りを行っているところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） この部分は非常に重要なことで、中卒と高卒では社会人になるときに、非常に選択肢の大きさが違ってきますので、できる限り高校を卒業できる進路指導に取り組んでいただきたいと思っております。

ここでつまずくと、ひきこもりとなったり、また8050というところまでいってしまうケースが多々あります。真剣な取組が必要ですので、よろしく願いをいたします。

最後になりますが、多くの現場を経験してこられた教育長として、不登校についての考えがあれば、お伺いをしたいと思います。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答えいたします。

今回の野々下議員の質問でもお答えしてきましたが、現在の不登校の原因は、様々な要因があり非常に複雑になってきております。

不登校問題は、国、県、そして本市におきましても、喫緊の課題として捉えております。

私が現職のときにも、数名の学校に来にくいお子さんがいました。学校に来れない理由は様々でしたが、校長として一番に考えたことは、学校が児童生徒と保護者との関係性を切らない

ように、コミュニケーションをしっかりと取りながら、状況によっては、時間をかけ、少しずつ問題を解決できるよう努めてまいりました。

特に担任の教師ひとりに任せるのではなく、管理職をはじめ、関係職員が一体となって対応することを心がけました。

不登校となって一番悩んだり不安に思っているのは本人であり、保護者であると思います。そのような悩みや不安感を少しでも解消できるよう、関係性をつくりながら、学校関係者も、学校に来れないことがいけないという先入観を改め、児童生徒や保護者の意向を大事にし、寄り添いながら対応していくことが必要だと思います。

ただ、学習を止めることは、本人の将来にも関わってきますので、児童生徒の状況を見る中で、できるだけ学習環境を整えることが必要ではないかと考えております。

現在、一人1台配付されたタブレット等も有効に活用するなど、各校で工夫された学習環境の提供に向けて、検討してまいりたいと考えております。

さらに、教育委員会として、今後も、少しでもよい方向に進めるよう、不登校児童生徒、保護者、学校への支援を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） ありがとうございます。

市長にも市のトップとして、現状を踏まえて、不登校についてのお考えを伺います。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 野々下議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

不登校が増加傾向であることは、国の発表やマスコミでの報道で、私自身も認識をしている

ところでございます。

不登校の原因は様々な理由があり、複雑かつ多岐にわたっているというふうに思っております。大変難しい問題だと思っております。

また、私自身も、2人の子供を育てた親でありまして、不登校等の児童生徒への対応の難しさというのは、身をもって経験をしているところでもございます。

また、先ほど、多岐にわたっている原因があるというふうに考えていると申したところでございますが、心ない大人の言動が子供の心を傷つける、そういった場面にも遭遇したこともありますし、本当にこれは難しい問題だというふうに思います。

そういった中で、先ほどの教育長の答弁にもありましたように、今後も、現在の取組を継続をしつつ、地道に取り組んでいくことが必要だと思いますので、今後も不登校の解決に向け、教育委員会での取組を、私としては支援をしてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） ありがとうございます。

それぞれ担当課の皆さん、また市長、教育長、丁寧な答弁をありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（寺田公一君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時13分 休憩

-----

午後 2時26分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 4番、川田栄子。一般

質問をさせていただきます。

令和5年度には、マスクをはずしたいと考えております。加藤厚労大臣も、アクリル板をとれと言っておりますので、はじめは条件をつけて各お店に、行政もそうなんですけれども、アクリル板を設置するようにとか言っておりましたけれども、効果がないというデータが出てからは、しらっと厚労省のホームページからもアクリル板は消えております。

そういうふうには、コロナを早く終わらせていかなければと思っております。

質問させていただきます。

新型コロナウイルスの現状と対策の現状について、お伺いをいたします。

新型コロナウイルスワクチンの性急な実用化が問題でした。ワクチン被害者は、膨張し続けています。ワクチンには、リスクとベネフィットがあります。不安をあおるだけでは伝わりません。今、本当におかしいことが起こっています。

3回接種は、67.2%、3人に2人もいます。マスクをしても、感染対策をしている日本なのに、感染爆発4週連続世界一であります。医療的観点も、経済的観点を議論も出てきません。どこかおかしい。気づいてほしい。市民の命を守るという政治の使命を果たしていく気持ちだけで、ここに立っております。

新型コロナウイルスは弱毒化し、最終的に流行性感冒になることは、以前から指摘されてきました。

長期の自粛で命を落とした現実があります。政府に、間違った判断で命が奪われた可能性もあります。結果的に、特定の間人だけに都合がよい仕組みができ上がっているのではないかと。

マスコミは、コロナが怖いことだけ報道し続けました。ある種の情報操作であります。2つの情報があるにも関わらず、片方だけの情報を

伝え続けると、報道されている情報が絶対的に正しいと思ってしまいます。これは事実を伝えるといえるのでしょうか。大事なことは、現状を踏まえて、解決に向けてかじを切ることなのに、今でもマスクとワクチンを維持していれば、問題ないと考えています。

日本は異常な状態です。小さな国に閉じ込められて、教育と国の洗脳、情報で閉じ込められ外の世界を見ようとしません。

ワクチンもマスクも自由であります。多くがマスクをしているのは、村度なのに、している人はしていない人を悪く言って、していない人はしている人を批判する。政府は手を汚さず国民同士を分断。しかし、それぞれが人であり、それぞれが個性にあります。国民同士が勝手に監視して、つぶし合う戦時中の様相であります。

これらの多くのことが気になります。新型コロナウイルスの現状と対策の現状について、健康に対するワクチンの利点と危険性について、理解することが重要と考えて質問を行います。

まず、オミクロン株の現状についてであります。

新型コロナ感染症は、オミクロン株になってからは死者もほとんどいません。重症化も少ないです。通常の風邪に戻っていると、世界の常識であります。

オミクロン株の現状について、当市はどのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、4番、川田議員の一般質問にお答えいたします。

オミクロン株の現状についてということですが、まず、オミクロン株に感染した場合の症状等について、答弁させていただきます。

オミクロン株に感染した方により、症状は様々ですが、発熱、咽頭痛、せきなど、風邪に

よく似た症状が見られます。

軽症のまま治癒する人も多い一方、重症化すると呼吸困難などの肺炎の症状が悪化し、死に至る場合もあります。

新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボード資料では、以前のデルタ株とオミクロン株の重症化率を比較すると、60歳以上では、オミクロン株流行期の重症化率は2.49%、デルタ株流行期の重症化率は5%となっており、デルタ株流行期の2分の1程度となっております。

しかし、感染者数がデルタ株流行期より多くなっていることから、重症者数の絶対数は多くなっておりまして、社会全体としての重症化リスクが低いとは言えないものと考えておりまして、オミクロン株の現状としましては、このような答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 今、答弁いただきましたけれども、世界の状況、日本の状況は、課長の見識とは若干違っております。

ほとんど死亡例もないし、重症化率も少ないということで認識をしております。

それで、ワクチンの価値についてお聞きいたします。

オミクロン株の現状から、病状が重篤ならワクチンの意味もありますが、軽症であるといわれていることは、免疫を持っているのではないかと。そこにワクチン接種で抗体価を上げなければならないウイルスですか。オミクロン株にワクチンは必要でしょうか。ワクチンの価値はありますか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

オミクロン株のワクチンにつきましては、従

来株とオミクロン株に対応した2価ワクチンとなっております。

ワクチンを接種することで、感染症の重症化予防、発症予防効果を目的として実施しておりまして、議員御指摘の重症化や死亡者数が少ない中、ワクチンは本当に必要なのかという御質問ですが、ワクチン接種は国の指示に基づき実施しており、本市としては、必要であると認識して実施しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 次にまいります。

ワクチンが唯一の予防策といいます。感染予防しないことは、厚労省発表で既に明らかになっていませんか。国の公式発表でも、現在のコロナワクチンには、オミクロン株に対する感染予防の効果はないといっていないですか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

国が感染予防効果はないと、はっきりと言っているんじゃないかという御質問ですが、オミクロン株対応ワクチンの感染予防効果につきましては、従来のワクチンと比較して、中和抗体価と中和抗体応答率が同等以上であることなどが確認されておりまして、重症化・感染・発症を予防する効果が期待されると厚生労働省の資料に記載されております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 次に、オミクロン株対応ワクチンBA.4-5の安全性について、お伺いをいたします。

武漢型ワクチンは、特例承認で安全治験が終わっていない中、中長期の安全性は未知数であります。誰にもわからない、これまでのワクチン

について質問を重ねてきました。

安全といえるかの質問に課長は、ワクチンの安全性について、臨床試験における免疫原性等の有効性及び有害事象等の発生頻度の安全性に関する成績を踏まえて、薬事承認されている。安全性は問題ないとの答弁でした。

新しい接種死亡報告は、今、1,900人を超えております。これは少ない数字でしょうか。

5歳から11歳までの小児に対するワクチン接種の努力義務適用についての質問には、小児における感染状況や、オミクロン株に対する有効性、安全性のデータが蓄積されたことにより、適用されたとの答弁でした。

前議会、このワクチンは治験中であり、周知の必要性を尋ねたら、臨床試験で有効性と安全性に関し、評価が行われた上、薬事承認されている。現在、一部で臨床試験が継続されているが、その目的は、より長期に有効性及び安全性が認められるかどうかについて、引き続き、情報収集を行っているものであり、薬事承認に必要な治験は、完了していると認識しているので、治験中であるとの周知は必要ないと考えている、との答弁でありました。

ファイザー、またモデルナの株式会社が、有効性、安全性は確立しないと知っているのに、つくってもない人が安全といえるかどうか、疑問を持っております。

このmRNAは、人体に投与する遺伝子新薬であり、インフルエンザワクチンのような既存のワクチンとは全く性質が異なるものです。

この種の新薬は、他の疾患において、長年にわたり研究されてきましたが、いまだに有効性、安全性が確立されたものは開発されていません。パンデミックに乗じて、2021年2月より特例承認という形で国民に接種が開始されました。

特例承認は、ほかに有効な治療薬がないことから出されるもので、臨床実験未完成等でもよ

いから早く出せというものです。

今、塩野義製薬が承認されましたので、特例承認であるこれらのワクチンは、取り下げるべきではと思います。

厚労省発表の副反応検討部会の資料を見ると、2021年12月17日までのワクチン接種後に、1,431人の方が亡くなり、さらに6,165人の方が重篤者として回復しない後遺症を残しています。

2022年11月11日発表では、1,908人、重篤者2万5,892人、この時点で因果関係を認められたのは10人です。多くは不明と判断されていますが、亡くなった方の6割以上は、接種後7日以内に亡くなっていますことを考えると、因果関係を無視することはできません。

効果についても疑問視され、健康被害をもたらす可能性が高い遺伝子ワクチンは、接種後に体内で産生されるスパイクたんぱく自体に、血管障害や血栓症を有する研究論文が次々と報告されています。

コロナ感染症との関係性はないが、mRNAワクチンとの関連性は確実にあるとの根拠による、世界の流れであります。

これでも安全だと言い切れますか。日本政府を信じますか。日本のみならず、世界各国でもオミクロン爆発が起きていますが、重症化、死亡者は激減しております。海外のほとんどの国は、4回目の追加接種もなく日常を取り戻している状態です。

オミクロン株対応ワクチンBA4-5の安全性について、疑問を持っています。オミクロン4-5対応型ワクチンは危ない。なぜか、人が死んでいます。なぜ人が死にますか。人の治験結果なしで、認可をしております。なぜ認可したのでしょうか。

…(略)…の有効性があったからという、安



全性は保障されていません。…(註)…の非臨床実験で人の臨床実験なし、などから安全と到底言えないのではないのでしょうか。

接種を繰り返していると、いつかこのような目に遭うのではないかと。

安全性を見ますと、56歳300人を7日間の追跡調査しかありません。BA4-5対応は、人の臨床データは得られていません。有効性については、…(註)…の非臨床試験で、中和抗体が上がったと確認されただけで、安全性の確認はされていません。

共同通信紙面ですけれども、7月上旬、9月下旬にも、日本は1週間40万人、感染者世界最多、死者は少ない。感染爆発記録とあります。

なぜか新しいワクチンを打ち始めると、感染者が増え始めます。2回目、3回目もそうでした。今回も、たまたまでしょうか。政府は感染が増え始めた、打ってくださいと言います。

オミクロン対応ワクチンにBA4-5についての安全性について、どのように捉えているのか、お聞かせください。

○議長(寺田公一君) 健康推進課長。

○健康推進課長(松田まなみ君) 健康推進課長、お答えいたします。

ワクチンの安全性につきましては、国により承認されておりまして、その安全性につきましては、薬事・食品衛生審議会医薬品第2部会で審議し、随時公表されております。

以上でございます。

○議長(寺田公一君) 4番川田栄子君。

○4番(川田栄子君) ……………  
……………(発言一部取り消し)……………  
……………  
……………

次へまいります。

将来ある子供たち、妊婦に接種することについて、接種の必要があるのか疑問に思っていま

す。むしろ外すべきではないのでしょうか。

このワクチンは、免疫細胞を制御しています。体が変化させられ、あるものはスイッチを切られ体が感染症と戦えなくなります。うまく戦えるものと、そうでないものが出ます。細胞は、そのパターンを認識する役割があります。これらのスイッチが切られると、なぜ2・3・4回接種した人が、突然、病気になるのか。何も問題なかったのに、なぜ子供たちが風邪をひき続けているのか。マウスの研究で、免疫系のパターンがオン、オフされた遺伝子が、次の世代に継がれたからです。

この母親が生んだ4匹全てのマウスには、ワクチンによって免疫系が変化した後、これらの遺伝子が生まれてくるということを知覚してください。

本ワクチンは、武漢で最初に発見された株に対してつくられたもので、変異株への効果はないとされ、効果が低下していることは明白であります。

接種後に体内で感染されるスパイクたんぱく自体に、血管障害、血栓症を誘発する作用を加え、心筋症、全身性炎症、免疫抑制による感染への脆弱性を示す論文が次々と報告されています。

しかも、日本に現存するワクチンは、第5波までの武漢型ウイルスに対応するもので、スパイクの分子構造が激変したオミクロン株と、その変異株には交差免疫力が極めて低く、抗体依存性感染増強ADEを誘発して、逆効果となる可能性が強く危惧されています。

このようなワクチンをコロナ感染、リスクの少ない効果についても疑問視され、健康被害をもたらす可能性が高いといわれるワクチンを将来ある子供たち、妊婦に接種することについて接種の必要があるのか。むしろ外すべきではないのか、当市の見解を伺います。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンは、議員のほうからおっしゃられておられましたメッセンジャーRNAワクチンですが、メッセンジャーRNAは数日で分解され、長期間体内に残ることはないとされておりまして、子供の将来や胎児に悪影響を及ぼすことはないとされております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 体の中に長くいることはない、先ほど課長言われましたけれども、分解をされて、ずっと残り続けるという論文が多く出ています。もう一度、御確認をください。

次、アナフィラキシーについてお伺いをいたします。

オミクロン対応型ワクチンBA4-5接種後、アナフィラキシーショックを起こして、43歳の女性が亡くなりました。ワクチンは常にアナフィラキシー想定が不可欠であります。

急変した人への対応の役割分担と、迅速な処置がされたかどうかが問題となっております。

接種するものにとって、知識は必要と思われれます。アナフィラキシーについて、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

アナフィラキシーとは、ワクチン接種に限らず、体内へのアレルゲン等の侵入により、複数臓器に全身性のアレルギー症状を起こし、生命に危機を与え得る過敏反応のことです。

症状としましては、皮膚の掻痒感や、発疹、呼吸困難、気道の狭窄、喘鳴などがあり、アナフィラキシーに血圧低下や意識障害を伴う場合を、アナフィラキシーショックと言います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 残された御主人が、思いを語っています。

アナフィラキシーの対応について、当市はどうであったのか、確認をしておきたいと思いません。

11月5日、愛知県の集団接種会場で、糖尿病の基礎疾患を持つという42歳の女性が、接種後、アナフィラキシーの適切な治療を受けることなく亡くなりました。医師も看護師も、アナフィラキシーの処置をしたことがないとの答えに驚いています。

女性は、政府のいうとおり、オミクロン株対応、BA2価ワクチンの接種をしました。

5分後急変、90分後亡くなりました。短時間でのアナフィラキシーショックで亡くなりました。

どこに起きても不思議はないことです。当市についても、十分な注意が必要であるかどうかをお聞きをします。

ここでは問題が2つありました。アナフィラキシー対応の医師がいない。そして、このような重大な副反応を及ぼすワクチンのデメリットの部分が出たということです。

接種を推奨して会場を設けたが、急変処置に対するその会場の体制に問題があったのではとも言われています。

ワクチンなので、アナフィラキシーを医師のみでなく、関係者も想定しておく必要があったのでしょうか。その会場には、そのシステムがありませんでした。

当市も、接種自治体として、アナフィラキシーに対して接種急変時に医療者の指示のもと、分担作業のシステムの確認を係へしたかの問題もあります。

歩けない女性を車椅子で運ぶより、医師を呼

べば早い。結果からすると、看護師が打てばよかつたとか、システムからすると、防げなかつた不幸な出来事で、非常に残念な結果であります。

日本救急医学会ガイドラインでは、ワクチン接種で急激な体調変化があった場合は、アドレナリン接種をするべきと、症状が進んでからではアドレナリンは打って遅い。直ちに、筋肉注射でも構わないので、打つと指示をされているそうでもあります。

当市の集団接種会場は、アナフィラキシーが起きた場合の処置について、医師に確認がとれているか、認識できている体制は十分であったのか、確認をしたいと思います。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

アナフィラキシー対応につきましては、本市の集団接種会場では、予防接種現場でのアナフィラキシー初期対応マニュアルに沿って、急なアナフィラキシーへの対応が速やかに行えるよう体制を整えており、薬剤等は救急医の監修のもと整えております。

直近では、12月6日に救急医に再度の確認をしていただき、問題ないとの結果をいただいております。

また、接種当日は、接種開始前に医師に急なアレルギーへの対応を事前確認するとともに、救急救命士を含む消防職員2名の配置も行っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 再質問を行います。

各医療機関、ワクチン接種会場などで、有事の際、すぐ対応できるように環境を整えていく必要があります。

接種後の体調急変にどう対処すべきか、ワク

チンを打つ人に関する問題です。

国は11日、改めてアナフィラキシーへの適切な対処を、県、市町村に指示をしています。

医療システムにも課題があつて、会場の看護師はせきが出ていると気づいても、看護師は打てないというシステムになっております。しかし、エピペンなら打てるという制度の問題も残っております。

そういう課題もありますが、心臓病、腎臓病、肝臓病、糖尿病、免疫疾患など、基礎疾患のある人は病院接種がよいのではないかと。臨時接種会場では、医療機器は十分でないなど考えますが、この点、どのようにお考えでございますか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

当市の集団接種会場での対応につきましては、当初から変わらず、薬剤等の準備でありましたり、先ほども答弁いたしました、医師との事前確認も行っておりますので、十分に対応していると考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 次に、このワクチンの普及を正当化するのに、十分な命がワクチンによって救われたのかという問いをいたします。

ワクチン接種によって、どれだけ多くの方の命が救われた事実があつたでしょうか。

オミクロン株は粘膜性の風邪なので、どんどん人が死ぬこともなく、重症化もしないものに、たとえ有効率100%であっても、このワクチンの普及による効果の証明となるでしょうか。疑問に思っています。

なぜなら、死にたくて、ワクチンを受けたのではありません。国のいうとおり、接種をしたのです。

名古屋大 小島名誉教授の分析によると、死亡報告から、接種当日25人、翌日100人近く、3日目が54人と1週間に集中し、その後、1桁になっています。

この1週間に集中しているこの数が、約200人となります。

起こったことは、接種に関係あるのではないのでしょうか。この死亡報告が、接種後、常に一定数が出ているのではとっております。

インフルエンザワクチンと死亡割合の人数比較は、コロナワクチンは12.6人、インフルエンザワクチンは0.1人であります。

11月26日、アメリカの大手メディアは、コロナ死の大部分がワクチン接種者であり、ワクチンを強制的に接種された方がたくさん亡くなっている。日本も同じことを行っています。ワクチンの危険性を疑わず、接種事業を協力する自治体や医師会であります。

これを理解していないのは、日本だけ。大部分が接種者、世界の情報からmRNAは基本的に失敗作といわれています。スパイクそのものが毒。異物のたんぱく質をつくり続けることは、いかに危ないと世界が分かっております。

オミクロンワクチンの危険性は、従来型よりはるかに上、インフルエンザと合わされば、さらに危険であります。

厚労省は、ワクチン接種を推奨、普通の風邪になっているのに、ワクチン接種を進めようとする正当性について、当市はどのように捉えているか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

本市のワクチン接種につきまして、正当性ということですが、国の指示に基づいて実施しており、新型コロナウイルスに感染し、重症化や感染による死亡を防ぐために必要なもの

であると認識しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 高知県の死亡者の異常について、お聞きをいたします。

今年2月・3月の死者については、前議会でもお伝えしました。2月が16.4%増、3月が12.9%増、8月は15.1%増、人口統計は2カ月遅れなので、10月の死者、まだ当然そろってはおりませんが、政令都市ではほんでもないことになっています。

仙台市は18.53%増、船橋市18.27%増、横浜市12.05%増、川崎市10.19%増、静岡市16.97%増、京都市14.5%増、北九州市16.98%増となっております。

高知県でも8月の死者がすごいことになっています。過去5年で見ると、2017年、817人、2018年は739人、2019年、800人、2020年、739人、2021年、864人、2022年、1,134人です。

行政に関わる者として、なぜ死者が増えているのか考えることは大事ではないでしょうか。

前議会で私の質問に、答弁では、超過死亡と新型コロナウイルス感染症による死亡数のワクチン接種数の関係について、いろいろな形で報告や研究がなされていることは承知しているが、その関係性や要因に関して、本市として分析したり、見解を述べることはできないとの答弁でした。

コロナ陽性死亡は、2021年、619人、2022年は1,864人、1245人の増であります。これには、交通事故やがんなどPCR陽性者がコロナ死とされた数字も含まれています。

なお、ワクチン接種が最も低いブルガリアで

は、超過死亡はマイナスになっています。

前議会でもお伝えしましたが、令和3年、超過死亡数、約6万7,000人は戦後最大でした。しかし、令和4年上半年期だけで、死亡数、4万8,269人、去年を上回るの間違いのないようです。戦争や地震、災害もない事実、mRNAワクチン治療投与が始まってからの死亡者が激増しております。

高知県だけではないのも事実です。何でこんな数字になるのか、行政に関わる者として、真剣に向き合うべきではありませんか。国、専門家などが、見解を出しています。当市としては、どのように捉えているか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

高知県の8月の死亡者数が多くなっていることは確認できましたが、死者数の増加原因につきましては、本市で把握、分析できるものではないので、お答えいたしかねます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） それでは、当市全体の接種状況をお聞かせください。

当市の接種状況、総合でどれくらいになっているか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

現在行われているオミクロン株対応ワクチンの接種率にて、お答えいたします。

オミクロン株対応ワクチンの接種対象者は、12歳以上の初回接種1回目、2回目が完了した方となりますので、12月7日時点で対象者1万6,169人に対しまして、6,016人の接種が完了しており、接種率は37%となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 了解いたしました。

それでは、細かくお聞かせいただきたいと思っております。

10歳代はどれくらいの接種率、また20歳代、30歳代の接種状況について、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

まず、10歳代につきましては、対象が12歳以上となっております、対象者933人に対しまして、193人の接種が完了しており、接種率は21%となっております。

次に、20歳代は、対象者1,049人に対しまして、204人の接種が完了しており、接種率19%となっております。

次に、30歳代、対象者1,239人に対しまして、314人の接種が完了しており、接種率25%となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） ファイザーの報告だけで、10代の重篤者502人、死者が10人。

10代、心筋炎、筋膜炎、男性が156人、女性が19人、全年代で960人の心筋炎、心膜炎が出ております。

いわゆるブレークスルー感染が多発していることは御存じだと思いますが、効果がないどころか、科学的見地から接種者の免疫力低下が指摘され、逆にコロナウイルスに感染しやすくなったり、重症化の危険があります。

また、別の感染症にかかりやすくなり、発がんする危険性が上回るとあります。

腕を差し出すことは、一生、つき合っていかなければならない健康被害が出る可能性がある

から、とても心配をしています。

コロナ死亡率が高いなら、価値があるのか。誰も知らない、極端、せきしか出ない。二、三日寝ていれば治る。有効率100%でも価値あるのか、本当にこれを見極めることが重要と思われる。

次、5歳から11歳の接種状況をお聞かせください。

5歳から11歳の重篤者は301人です。死者が1人。心筋炎、心膜炎が12件。2022年8月5日の報告です。

この報告の後、死者の2人目が出ました。11歳の男の子です。熱性けいれん、ぜんそく症状を持つ。1回目は2022年3月2日に、2回目は4月12日、局所膨張、発熱なし。3回目、9月19日、ファイザー社を打ってけいれん。翌日発熱、多臓器不全。因果関係不明とあります。

ウイルスが変異するごとに、ワクチンの効果は下がります。臨床試験を終えておらず、体の中でどのように作用するか分からず、効果も、接種3日後、死亡2件となっており、心筋炎など重篤な副反応が報告されており、国会でもワクチン接種に関することが様々取り上げられています。

ワクチン被害者遺族の会が結成されました。

2021年、39度の熱、胸の痛み、急性循環不全、全身に血液がいかない。17日、死亡。

国が進めていたことが、一番の安心として打ちました。

アメリカニューヨーク検討部局の報告で、5歳から11歳の報告では、接種後、抗体が上がるものの、時間とともに下がり、マイナスになっているグラフがあります。ということは、逆に、かかりやすいということです。これが、要注意ということです。

短期的、中長期的なものに変わっていきます

ので、本当に注意が要ります。子供にワクチンを打たせることは、動物実験に差し出すことです。一生、つき合っていかなければならない、ワクチンによる健康被害があります。

秋田、山形はワクチン接種率1位なのに、感染爆発しています。5歳から11歳の接種率をお聞かせください。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

5歳から11歳の接種は、ファイザー社の小児用ワクチンを用いて行っておりまして、従来株のワクチンとなります。

5歳から11歳の3回目の接種率は、対象者270人に対しまして、87人の接種が完了しており、接種率32%となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 生後6カ月から4歳の接種状況について、お伺いをいたします。

厚労省の資料では、6カ月から4歳の海外情報資料を見ますと、アメリカは推奨しております。カナダは希望者のみ、イギリス、EUなど欧州は記載がありません。イスラエルは、リスクの高い子供だけにしております。海外では、接種を控えているところはかなり増えています。方針転換をしているところも参考にして、なぜ日本は乳幼児から接種義務なんでしょう。疑問であります。

アルゼンチンの接種キャンペーンの広告となっていた4歳の男の子が、高熱、嘔吐で死亡しました。痛ましい死後、全てのキャンペーンから撤退されました。

前議会で、生後6カ月から4歳児接種予定の私の質問に、厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会において、審議後の結果、乳幼児の接種開始となると、課長答弁がありました。

厚労省資料では、ワクチンを承認するときのワクチン分科会資料を見ましたか。安全性については書かれていません。発症効果、有効性が期待できると判断していると書かれています。

例えば、ファイザー社の説明では、6カ月から4歳のところでは、3回目の接種後、7日あけて発症予防効果になっています。接種直後は免疫が下がって、感染しやすいと推察されます。打った直後は、要注意と知ることです。

10月24日から接種が始まりましたが、厚労省の統計では、子供は感染しても重症化しにくいことが分かっています。

世界の医者も多くが声をあげています。今までワクチンを打ってきたが、このワクチンは打てない。死亡するから、子供は人口の30%いる、未来の100%を担っている。実験的なワクチンを子供たちへの接種を停止するよう、一時差止命令を裁判所に提出しました。

子供を守ろう、日本の子供たちのために戦う。子供を守らなければならない。日本の子供たちのために戦います。

このワクチンは、FDAの承認は得られていません。そのため、緊急使用許可のもとで、この薬剤を使用しています。

ワクチン接種後、多くの死者が出た中に、一、二歳の子供を含む4人が死亡、これこそ緊急事態ではないでしょうか。

6カ月から4歳児の接種状況をお聞かせください。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

6カ月から4歳の接種につきましては、小児科を有する医療機関にて、3週間に1回の接種日を予定しておりまして、12月1日から開始して、現在、1回実施しております。

接種率は、対象者433人に対しまして、9

人の接種が完了しており、接種率は2.1%となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 次に、接種者と感染者の関係について、お伺いをいたします。

11月3日、仙台新聞、河北新報の記事に、接種者の割合と感染者の関係があるのではと、これは地方紙だから出せるニュースであります。

秋田県の子供ワクチンの接種割合は高い。沖縄の子供の接種は、断トツ低い。今の広がりを見ると、秋田の感染者が多く沖縄は低い。ワクチン接種をすると、むしろコロナにかかるのではと、調査が出ています。これは今までなかったリスクの調査であります。

5歳から11歳の接種率は、秋田、山形が高い。10歳未満のコロナにかかる人が多く、他の地域は減っているのに、秋田、山形は減っていません。ワクチンとの因果関係があるのではと、声が出ています。

県、厚労省に聞いても、一般的には、ワクチンをするとうまるはずなのに、データがそうになっていないので、そこに切り込んだニュースとなっております。

この記事を出すまで、大変な御苦勞があったと聞いております。私たちには考えるきっかけになります。バランスのよい記事、姿勢を支持したいと思っています。

いろんな専門家がいらっしゃいます。推奨する大阪大学、宮坂教授は、秋田、山形の状況は、コロナが増えて怖いと心配になった人が接種したからだと言われています。

そこで、新聞社は、10歳未満の秋田県の7波のピークは8月中旬でした。5歳から11歳で40%を超えているのは、ワクチン接種は7月中旬で1カ月前であります。ワクチンの割合を考えると増えているのは、おかしくないかと

反論をしています。

名古屋大学、小島名誉教授は、ワクチンが免疫を抑制した可能性がある。ワクチン接種後2週間で感染しやすい。免疫を抑制するのではない。このような大事なことは、メディアは報道しません。偏っています。

10歳未満が他の世代と離れて、秋田はぽつんと高いグラフであります。子供がポイントです。

秋田は接種率が高い。接種すると、コロナ陽性が増える。接種後2週間で最も効果が出て、免疫を抑制して逆に感染をしやすくと、小島教授であります。

接種者と感染者との関係について、当市はどのように認識しているでしょうか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンを接種した人の感染が多いとされていることに対しまして、見解をとのことですが、本市では、そういった内容を把握しておらず、お答えできるものではございませんので、御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 次、サイトカインストームについて、お聞きをいたします。

国内で接種後、死亡例が出ました。免疫が暴走して、サイトカインストームが起きて亡くなった例であります。

接種後4人が亡くなり、調べると、免疫機能の暴走があったと新聞に出ています。

死亡時の体温が39度から46度、サイトカインとは、細胞から出るたんぱく質で、他の細胞に命令を伝達するための物質です。

サイトカインが細胞から血中に分泌されると、発熱や倦怠感を起こします。サイトカインが出るのは、身を守るための異常を知らせています。サイトカインが大量に発生すると、サイトカインストームが起き、血栓を形成します。心筋梗塞や肺梗塞、脳梗塞などの可能性が出てきます。

コロナワクチン死亡原因は、非接種者よりも接種者は9.5倍、クモ膜下出血、心筋梗塞、肺梗塞など血管障害が起きているデータが出ています。

たんぱく質を過剰に放出する現象、様々な臓器が免疫暴走し、自分の臓器を攻撃して悪化するサイトカインストーム現象による死亡例が、テレビでは報道されませんが、安全というワクチン、政府を信じて接種したこの選択に悔いが残るのではと思われま。

これから接種する方に、他人事ではありません。接種自治体として、安心安全ですと今からも言えるでしょうか。接種する接種券を送ることが出来ますか。

どのように捉えているか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種により、サイトカインストームが発生しているかどうかにつきましては、先ほどの答弁と同様となりますが、本市で把握できるものではございませんので、お答えいたしかねます。

また、接種に関しましては、接種券発送のときに、御自身で判断できる資料を添付してございますので、皆さん、個人で御判断されて、接種しているかと認識しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 次、自治体のワクチン大量破棄について、お聞かせください。



TBS情報でワクチンの大量廃棄があります。税金の無駄遣いだ。ワクチン自治体の大量廃棄について、国は調査しないと言っています。税金の無駄遣いではありませんか。

鹿児島で、10月31日、有効期限切れワクチン、5歳から11歳、100人に……

○4番（川田栄子君） ワクチン接種は、世界で共通のワクチン接種をしています。宿毛市だけではありません。いろんな例が出ていますので、そういうものを、どうしようか迷っている方に知っていただきたい情報もありますので、提供しているということですので、……

○議長（寺田公一君） ここは質問の場ですので、質問をしてください。

○4番（川田栄子君） 期限切れで使用できない未使用廃棄を調べると、東京では23区全て100万回分、27億2,500万円が税金の無駄遣いとなり、これも国は調査しないとしております。

それで、当市のワクチンの廃棄について、前議会で、使用期限が延長された問題の質問に、課長の答弁は、国からの通達に従い、管理使用している。有効期限の延長の理由については、ワクチン製造メーカーにおいて、より長くワクチンの品質が保たれることが確認できたためとのことでした。

当市のワクチン廃棄についての現状をお聞きいたします。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、ワクチンの廃棄について、お答えいたします。

ワクチン接種の開始以降、本市におけるワクチンの廃棄は、有効期限切れによる廃棄があり、内容としましては、12月7日時点で、スパイクバックス筋注、モデルナ社製のワクチン、315本を廃棄しております。

接種回数で申し上げますと、追加接種に使用しますワクチンの接種量の0.25ミリリットルで換算すると、4,725回分となります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 頻回接種について、お伺いをいたします。

mRNAウイルスは、変異するものと初めから分かっていました。今、3・4・5回目となる話になっています。

海外では、接種を繰り返すことにより免疫不全を起し、日本国内でも同じです。あらゆる感染症、带状疱疹、悪性疾患の増加、リウマチなど、自己免疫の疾患の悪化、糖尿病の悪化、月経異常、原因異常の体調不良など、私の近辺でもこういう症状を持った方が出ております。

ワクチン後遺症で苦しむ方も増えており、社会問題となっています。

3回接種すると、オミクロンに感染しても免疫ができにくくなると示されています。免疫を獲得できず、追加接種するほど感染しやすくなり、科学的に説明がついております。

中長期にかかわることであり、繰り返し接種を進める行政の現状に、頻回接種の有害現象をどのように捉えているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

ワクチンの接種回数につきまして、現在のオミクロン株対応ワクチンの接種が開始され、多い方で5回目の接種が完了しております。

何度も申し上げますが、ワクチンの接種につきましては、回数も含めて、国の指示に基づいて実施しております。ワクチンの有効性、安全性に問題ないものと認識しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） オミクロン株は、ワクチン接種済み者が、未接種より3倍感染しやすい。重症化を防ぐ効果も存在しない。

ADEの懸念についてであります。

重症化を防ぐ効果も存在しないことが明らかにされつつあります。その理由は、新型コロナ頻回接種による抗耐依存症増強という現象であることが、日増しに多く指摘されるようになりました。

頻回接種によるADEの懸念について、お聞きをいたします。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種によるADEの懸念についてということですが、本市がお答えできるものではございませんので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） マスクの対策の現状と被害について、お聞きをいたします。

サッカーワールドカップで、多くの人が見たでしょう。マスクをしていないことを。大きな声で熱狂していたこと。

中国はゼロコロナ対策で、マスク、ワクチンを強制しています。世界を見て、暴動が起きました。

日本は少し違って、5月にもマスクを外では外すよう、当時の後藤厚労大臣が言いました。この10月3日は、岸田総理が所信表明で、再度、マスクについて、引き続き、原則不要と呼びかけました。

日経新聞より、5月に屋外マスク不要を認識していない人が58%いました。ワクチン接種、マスク着用は99%と、外すことのギャップが全然違います。

4割の人が理解しているが、周りの目が気になって、マスクを外そうと言おうが、意味がないと言おうが続けています。

子供に、ウイルスが出ていくので、マスクで押さえて周りに広がらないと、意味のない説明。子供にとって、コロナは緊急事態ではありません。世界を見れば分かることです。

マスク強要による子供の健康への被害が大きいと、世界共通の認識であるのに、親はなぜ立ち上がらないのか、疑問であります。

政府は25日、国民向けの新型コロナの基本的対応方針を変更し、飲食はなるべくは少人数で、黙食を基本とし、会話する際にはマスクの着用を徹底することの記述を削除いたしました。

文科省は、方針変更を踏まえて、マスクの強要についてお聞かせください。

○議長（寺田公一君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 学校教育課長、学校現場におけるマスクの着用について、お答えさせていただきます。

国における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の基本対処方針に基づき、対策を推進することになっております。

この基本対処方針は、議員の先ほどお話がありましたように、令和4年11月25日に変更されたものが最新となっているところでございます。

この中でも、学校におけるマスクの着用につきましては、最新のものでも、これまでの基本対処方針と変更はなく、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等を踏まえた対策を基本としつつ、身体的距離

が十分に確保できないときは、児童生徒にマスクの着用を指導するということであります。

その上で、地域の実情に応じて、十分な身体的距離が確保できる場合や、体育の授業では、マスクの着用は必要でないこと、また夏場においては、熱中症対策を優先し、マスクを外すこと等を指導するとされているところでございます。

また、身体的距離の確保につきましては、感染レベルによっては違いますけれども、衛生管理マニュアルにおきましては、レベル1の一番低いレベルで、1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるとされているところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 再質問をさせていただきます。

子供がマスクしたままの授業や教育に影響を与える健康被害については、どう考えておられるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 学校教育課長、再質問にお答えさせていただきたいと思っております。

先ほどの答弁とも重複するかもしれませんが、国における新型コロナウイルスの感染症につきましては、先ほど申し上げました新型コロナウイルスの感染症対策の基本方針に基づいて、国のほうで、今、取り入れる対策について考えられていると思っております。

それに基づいて、私どものほうにつきましては、それに準じた形で取扱いを行っているというところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 疑問でありますけれど

も、5メートル離れていたら感染症が防げるのでしょうかね。夏場はウイルスがいなくなるんですかね。あるときは外し、1メートルになったら、もう今は構わないんですかね。分かりませんけれども。そういうことでないかと思えますけれども。

5メートルが3メートルになり、3メートルが1メートルに。分かりません。

マスクの強要について、もう政府も出していますでしょう。屋内外を含めて、外していいと出てますよね。

次、黙食の強要についてであります。

このことは、私もずっと気になっていました。黙食は自由を奪い、楽しい食事からかけ離れた対応が想定されるからであります。

新型コロナウイルス感染対策として、学校給食で依然、黙食が続いていることから、文科省は、11月29日、全国の教育委員会に、従前から必ず黙食を求めているとの通知を出しました。適切な感染対策を取れば、会話も可能としている通知です。

前議会で、私の質問に、学校のほとんどが黙食が行われている。黙食は、国の強制とか黙食義務、法律的にできないと認識をしているが、という質問をしました。

答弁は、学校における衛生管理マニュアルは、持続的に児童生徒の教育を受ける権利を保障していくためにも、必要な取り決めだとの答弁でした。私は違うと思っております。

やはり当市の理解は、国の通達を超えていましたね。従前から、必ず黙食をすることを求めているとの通知が国から来ましたでしょう。国は求めてないんですよ。黙食義務、マスクも同様。

国の強制とか、法律的にできないことが明らかになりました。これを受けて、子供たちに謝らなくてはと思います。

通達に初めからないことを、なぜしていただい  
しょう。説明を求め、子供たちに対してどのよ  
うに思っているのか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 学  
校教育課長、お答えさせていただきます。

11月25日の新型コロナウイルス感染症対  
策の基本対処方針では、これまで国民への周知  
等としまして、国民に対し、基本的な感染対策  
を徹底することに加え、飲食はなるべく少人数  
で黙食を基本とすることを促すということが、  
議員おっしゃられたように削除されております。

これを受けまして、文部科学省、高知県から  
は、机を向かい合わせにしない、大声での会話  
を控える、換気の確保等の適切な感染対策を講  
じた上で、会話を行うことは差し支えないとい  
う文書が届いておりますので、本市でもその通  
知を各学校に周知したところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 私が伺っているのは、  
新しい通知を子供たちに周知をしたということ  
ではなくて、国が最初から黙食を求めてない  
という通知が新しく出ましたよね、11月29日。

従前から、必ず黙食をすることを求めていな  
いという通達を出したと、届いてますでしょう。

だから、そのことについて、国の理解を超え  
た拡大解釈をしたということで、子供たちが黙  
食を続けてきました。そのことについて、子供  
たちにどのような思いがありますでしょう  
かということを知りたいので、よろしく  
お願いします。

○議長（寺田公一君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 学  
校教育課長。

先ほどの答弁とも重複いたしますが、基本的  
に、本市の感染症対策につきましては、文部科

学省、高知県から文書が届いております。

その中で、黙食につきましては、高知県保健  
体育課長のほうからも届いておりまして、その  
対策のもとに、本市でも対策を行っていたとこ  
ろでございます。

それを受けまして、県の保健体育課長のほう  
からの通知を受けまして、先ほど申し上げまし  
た対策は取らなくてもいいという形になってお  
りますので、それを通知したところでございま  
す。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 単純なことなんですけ  
れども、子供たちに黙食をすることは求めてい  
ないという国の通知を、宿毛市の全校では、黙  
食をしていましたということについて、どう思  
っているかということ。子供たちに対して、  
どう思っておられるかということ、お聞かせ  
いただきたい。答えが出ておりませんので、お  
願いたします。

全国学校給食週間、1月24日から30日ま  
でとなっております。

子供たちには、自由で健全な心で食事が確保  
され、命が守られるような給食時間が保障され  
ますでしょうか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 学  
校教育課長、川田議員の再質問にお答えさせ  
いただきます。

先ほど言いましたように、学校においては、  
新型コロナ感染症を拡大させないという形で、  
取扱いをされております。

その中で、マスクの着用につきましては、基  
本的には着用しますよと。それ以外のところは  
外しても構いませんよという形になってきてお  
りますので、この状況が、日々、変わってきて  
おります。

その中で、今、取り得る対策について、やっております。

それで、給食のほうにつきましても、以前ほどの向かい合わせにして給食というのは、まだ現在、無理でしょうけれども、しっかりとした感染対策を取りながら、一定の給食活動をやっていくことは可能かと思っております。ただ、以前ほどは、まだ無理だということで、御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） マスク着用基準についてお聞きをいたします。

新型コロナ対策として、マスクをめぐり、政府が5月に示した着用の判断基準を知らないという回答した人が58.4%と、民間調査で分かりました。

屋外では、原則不要との基準を示したが、多くの方が着用している状態です。基準が浸透していない現状が裏づけられました。

また、別の調査では、政府は屋内でも人との距離が確保でき、会話をほとんどしない場合は不要としています。

マスク基準を知っているかと尋ねると、存在も内容も知らないが18.4%、存在は知っているが内容は知らない40%、存在も内容も知っているが41.6%でした。

政府からの説明に対する満足度を問うと、不十分39.1%、どちらかといえば不十分が13.4%、不十分ではないが半数を超えました。

当市は、この基準について、どのような認識を持たれておられるのか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

厚生労働省から、マスクの着用についての基準が、議員おっしゃられるように示されており、

その中で、屋外では、季節を問わず、マスクの着用は原則不要とされており、また、屋内でも距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合を除き、マスクの着用をお願いしますとされております。

この基準につきましては、厚生労働省のホームページやCMなどでも周知されておりまして、既に多くの市民の皆様にも定着し、それぞれ個人の御判断で、状況に応じた対応をとられていると認識しております。

本市におきましても、ホームページなどで、今後わかりやすく周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 課長が今、周知をしていきたいと言われましたのは、ほっと救われました。基準を示すのであれば、国民全体、市民全体が周知をしていかないと意味がないのではと思いますので、これからの御健闘をよろしく願いいたします。

それから、コロナワクチン接種による献血のリスクについて、お伺いをいたします。

コロナの治療に、献血を扱ってはいけないと、赤十字で発表されています。

ワクチンは、臨床試験の継続中です。接種後、長期の安全性のデータも得られていません。治療が終わるまで、献血などしては駄目という医師が多くいます。スパイクたんぱくが毒スパイクと、アメリカのソーク研究所で論文が出ているので、その添付資料を読むと、本当にわかる成分の上からも、中止の内容となっています。

接種者の献血について、当市はどのように捉えているのか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

ワクチンの接種後の献血についてでございますが、献血に御協力いただく場合、現在、承認されているファイザー社、モデルナ社のワクチンを接種後は、48時間後、武田社ワクチンの接種後は24時間が経過すれば、献血が可能となっております。

なお、ワクチン接種の有無に関わらず、発熱や全身倦怠感などの体調不良が認められる場合には、症状が改善するまで献血を控えていただく場合がございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 分解して血中をぐるぐる回るといのが、コロナワクチンのスパイクたんぱくの特性でありますので、消えることはなくて、ずっと回り続けるという、その血液を輸血するかどうかは御自分の判断になるわけですが、ファイザー社とかそういうところの献血は、何時間で終わるといようなことを、今、お示しいただきましたけれども、これは輸血の際には、とても本人が考慮すべきことだと思います。

遺伝子が変わっていくワクチンが、自分の中に入っているということでございますので、自身がしっかり問題として捉えていかなければいけないと思います。

コロナは怖いという、プロパガンダについて、お聞きをいたします。

医者が発言であります、コロナはもうかる、びっくりするぐらいと。医療業界は2類でもうかるが、国民は苦しめられています。

プロパガンダとは、特定の情報を隠したり、人の意識をゆがめ、コロナ以外のウイルスに対しても、適切な対応や整合性をとらないと、特定のリスクだけを見て、何をしても構わないといような状態になっていっています。

適正に恐れることが大事と考えます。不適切

な情報が流れて、適切な情報は流れない。これでは国民は正しい分別はできません。

2類には、ペスト、SARS、MERSがあります。

ペストにかかると、7割が亡くなります。SARS、MERSで、二、三割が、かかると死亡します。デルタは0.3%、プロパガンダオミクロンでは、0.09%です。

外国は検査もしません、報告もありません。あっても調べないので出てきません。日本は、11月11日、対策強化宣言を新設いたしました。

他国は、コロナ終息宣言済みであります。オミクロンは、通常の寒くて乾燥する冬に風邪をひくのは当たり前、これが専門家の声です。

インフルエンザ同等、それ以下の5類に引き下げない限り、この繰り返しになるでしょう。

対策強化宣言による、対策強化地域などについて、重症化も死亡率も低いウイルスに、なぜこのようなことを繰り返すのか。コロナウイルスは、ここ何年か続くと言われていています。いつまでそれを数えるかの話です。

対策強化宣言、対策強化地域などについて、当市はどのように捉えているか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

本市では、政府が新型コロナウイルスワクチン接種に関しまして、情報誘導しているとの認識はなく、本市として、お答えできる範囲ではございません。

また、政府が新型コロナウイルス対策宣言を発出しようとしているというお話につきましては、第8波に備え、創設する方針の対策強化宣言についての報道は承知しておりますが、その内容について、本市の見解をお答えできるもの

ではないと考えております。

いずれにしても、国は科学的根拠や最新のデータをもとに、各段階に応じた感染防止対策の基本方針を示していると考えておりますので、本市としましては、今後も国や県の示す方針を基準に対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 答弁もいただきました。

河野元ワクチン担当大臣、菅元総理と当時の厚労大臣、今の岸田総理と共に働く厚労大臣が告発をされています。

告発内容は、安全性が証明されず、死亡等の有害事象が多く発生することを予見しながら、あえて国民に対する保護義務に違反して、職権を乱用して、同調圧力を利用して、接種した多くの国民を死に至らしめる行為をなし、ワクチンによる多くの後遺症障害を加え続けているといったものです。

皆様もお気づきのとおり、ワクチンによる薬害事件です。政府は、国民に謝罪すべき段階です。

接種によって、今後様々な病気にかかりやすくなるから、市民の命や健康が脅かされるのはもとより、本市の医療費が増大するなど、自治体運営にも影響が出てきます。

法定受託事務とはいえ、接種主体は自治体ですから、国の言うことをうのみにして、市民に注意を呼びかけずにワクチンを進めることによる自治体運営上のリスクをどのようにお考えでしょうか。

政府、メディアは、打て打ての大合唱ですが、もう自治体しか命は守れないのです。

子供のワクチン接種は、不妊症の危険性があるといわれています。子供のワクチン接種は、慎重に考えてほしいと、強いメッセージが届け

ば一人でも救える命があるのです。

これ信じて、私の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時49分 延会

令和4年  
第4回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第8日（令和4年12月13日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 今 城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三 木 健 正 君	4番 川 田 栄 子 君
5番 川 村 三千代 君	7番 高 倉 真 弓 君
8番 山 上 庄 一 君	9番 山 戸 寛 君
10番 岡 崎 利 久 君	11番 野々下 昌 文 君
12番 松 浦 英 夫 君	13番 寺 田 公 一 君
14番 濱 田 陸 紀 君	

----- . . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	黒 田 厚 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈 良 和 美 君
議事係長	桑 原 美 穂 君
庶務係主任	宮 本 恵 里 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	上 村 秀 生 君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	桑 原 一 君
危機管理課長	有 田 巧 史 君
市 民 課 長	岡 本 武 君



税務課長	山岡敏樹君
会計管理者兼 会計課長	佐藤恵介君
健康推進課長	松田まなみ君
長寿政策課長	谷本裕子君
環境課長	谷本和哉君
人権推進課長	川村志保君
産業振興課長	岩本敬二君
商工観光課長	長山敏昭君
土木課長	澤田英典君
都市建設課長	小島裕史君
福祉事務所長	朝比奈淳司君
水道課長	川島義之君
教育長	鎌田勇人君
教育次長兼 学校教育課長	和田克哉君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	中平成也君
学校給食 センター所長	平井建一君

----- . . ----- . . -----

午前10時01分 開議

○議長（寺田公一君） これより、本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 皆さん、おはようございます。通告に従いまして、一般質問をいたします。

まずはじめに、地域懇談会について、お伺いをいたしたいと思います。

まずは、中平市長はじめ岩本副市長、鎌田教育長並びに地域懇談会に参加されました各課長様、本当にお疲れさまでございました。

10月と11月の2カ月間の間で、市内10か所を対象にして、仕事が終わってからの18時から20時までの2時間、長い地域では2時間を超えるような地域もありましたし、逆に短い地域では1時間弱という地域もありました。

地域懇談会が終了して、まだ時間があまり経過していませんので、十分な検証ができていないかもしれませんが、よろしく答弁のほうをお願いいたします。

それでは、地域懇談会の目的として、本市の各種施策に対する御意見や御提案を市民の皆様から直接いただき、本市における課題解決に向けた施策の参考とさせていただくための地域懇談会を開催します、と市のホームページに掲載をされております。

市政報告会内容については、南海トラフ巨大地震対策について、事前復興計画について、小中学校の再編及び公共施設等の高台移転について、高齢者施策について、新庁舎の機能及び旧庁舎の利活用についての内容の説明をした上で、意見交換会をし、その後いろいろな課題についての質問があったと思います。

それでは、質問をいたします。

なぜこの時期に、この地域懇談会を開催したのか、その理由についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 皆さん、おはようございます。岡崎議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

10月3日の西地区防災コミュニティセンターを皮切りに、11月25日まで、市内10か所にて地域懇談会を開催をさせていただいたところでございます。

この時期に地域懇談会を開催した理由についてでございますが、ここ数年、コロナ禍による各種イベントの中止など、市民の方々と交流をする機会を失っておりました。

また、旧庁舎の利活用や事前復興計画の取組など、行政として大変大きな施策が動いている中、やはり市民の方々に説明する機会がなかったというのは、問題だというふうに考えたところでもございました。

そういったため、コロナが一定落ち着いた状況を見て、このたび、10月から2カ月かけて、各地域での懇談会を開催させていただいたところでございます。

やはりコロナの感染者、現在またちょっと増えているところでもございますので、いい時期に開催できたんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（寺田公一君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 理由については、大体分かりました。

次に、先ほども申しましたが、市内10か所で開催をしております地域懇談会でございますが、各地域10か所の参加人数と合計人数について、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、10番、岡崎議員の質問にお答えいたします。

各地域での参加人数と合計人数ですけれども、それぞれ会場ごとに答えさせていただきます。

まず、10月3日、西地区防災コミュニティセンター14名。10月5日、福祉センター35名。10月13日、小筑紫基幹集落センター7名。10月17日、文教センター22名。10月24日、文教センター5名。11月1日、橋上中学校体育館15名。11月14日、東部農村環境改善センターゼロ名。11月18日、山奈小学校体育館13名。11月24日、沖の島開発総合センター13名。11月25日、鶴来島離島センター13名。以上、10か所の会場で、合計137名の市民の方々に御参加いただきました。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 参加人数については、ゼロの地域もあったり、多いところでは35名、合計で137名の市民の皆様が参加していただいたということでございますので、了解をいたしました。

議会も、議会報告会をいたしますが、どのようにすれば市民の皆様が集まってくることができるのか、その都度、試行錯誤をしているところでございます。

次に、地域懇談会開催の周知方法について、どのようにされたのか、お伺いをいたしたいと思えます。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、10番、岡崎議員の質問にお答えいたします。

このたびの地域懇談会開催における周知方法についてでございますが、開催案内につきましては、10月開催地域には、9月1日付の地区回覧文書にて、地区の回覧を実施いたしました。

11月開催地域につきましても、10月1日付にて同様の回覧を実施しました。

また、地区回覧と併せて、宿毛市公式ラインにて、9月2日、10月1日に10月開催分における開催案内を告知し、11月開催分につきましては、10月18日に告知を行いました。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 周知方法については、各地区の回覧、ライン等でということでしたが、各地区的な回覧、ライン等ということではなかったのでしょうか、その点、1点お伺いしたいと思います。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、10番、岡崎議員の質問にお答えいたします。

広報紙での周知はということでございますけれども、今回は、広報紙での周知はございませんでした。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 了解はしましたけれども、市民の皆様が多く見られる広報紙でありますので、できれば載せていただいたほうがよかったのかもしれないですね。今後はその点、十分、検討していただくようお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

今回、その他の事項で、各地域の課題や市内全体の課題について、質問を受けたと思えますが、各地域の課題や、市内全体の課題を聞く中で、令和5年度に実施できるといった事業等がございましたら、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、先ほどの議員の広報紙の件なんですけど、どうしてもコロナ禍ということがありまして、コロナの状況を見極めながら、あまり事前に広報することができなかったという理由がありました。

そういった形の中で、次回開催に当たっては、状況にもよりますが、できるだけ広く、広報紙等にも載せていきたいなと思っているところでございます。

先ほどの御質問でございますが、各地域で懇談する中で、各担当課から、後日、御回答できるもの、また今後、国や県との協議、検討が必要なものなど、多くの御意見、要望をいただいたところでございます。

すぐに対応できるもの、できないもの、様々な要望がございますが、現在、各関係機関と協議をしているところございまして、可能なものについては、令和5年度の予算計上に向け、調整を行っているといった現状でございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） それでは、再質問をいたしたいと思っております。

先ほど、市長答弁の中で、各地域回る中で、十分、回答ができなかった点等々があるというお答えでございましたが、その中で、後日回答しますというような答弁もあったかと思っておりますけれども、その回答については、もう既に回答されているのか、今後、回答するのはいつ時期になるのか、回答の方法について、もし分かればお伺いいたしたいと思っております。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほど答弁したように、現在、調整をとっているところございまして、当然、内容について、長く時間がかかるもの、そしてすぐに対応

できるものがあると思っているところでございます。

どちらにいたしましても、回答については、しっかりできるもの、それからもう少し時間がかかるもの、そういったものを含めまして、できるだけ早い時期に回答をさせていただきたいと思っております。

回答の方法については、それぞれの地区で行っていますので、お名前等も把握させていただいておりますので、できれば区長を通じて、回答ができればというふうに思っているところでございます。

あまり待たさないような形で、回答いつまでたっても来ないなと言われぬように、しっかりとお答えをさせていただきたいと思っております。

○議長（寺田公一君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） ありがとうございます。できれば、早目に回答できる点については回答していただくように、よろしくお願いしたいと思います。

最後に、市長は挨拶の中で、来年度も地域懇談会を開催したい旨の発言をしていたと思っておりますけれども、来年度はどのような方法により、いつ頃、またどのような地域を対象に開催していくつもりなのか、その点、お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

地域懇談会につきましては、御来場いただいた方々、また区長さんのほうからも、ぜひこういった会をこれからもやってくれというお言葉もいただいたところでございます。

そういったことも踏まえまして、来年度も開催したいということを考え、会場でもお話をさせていただきます。

開催時期につきましては、現在のところ未定ではございますが、コロナの状況等を勘案しながら、判断をしていきたいと思っているところでございます。

また、開催地域につきましても、本年度は10か所に分けて開催をいたしました。参加者が多かったところ、少なかったところ、それぞれございます。より多くの住民の方々に参加をしていただけるように、開催場所や、そしてまた時間等も、今回、夜ずっとやったわけですが、検討をしていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） ありがとうございます。十分検討した上で、来年度以降も開催していただきたいと思っております。

それでは、次に、ICT教育について、お伺いをいたします。

現在、文部科学省は、ICTを活用した教育を推進しております。その背景には、2013年6月に閣議決定された日本再興戦略にて、2010年代に1人1台の情報端末による教育の本格展開に向けた方策を整理し、推進すると明言していました。

そのため、文部科学省は、デジタル教材の開発や教員の指導力向上などに取り組んでいます。

ICT教育の目的は、教育分野の情報化を推進することです。

具体的には、分かりやすい授業、学習の効率化、個別学習・協働学習のサポート、情報活動能力の向上、教員の公務における効率化などの実現を目指しております。

さらに、2019年12月、文部科学省が打ち出したGIGAスクール構想では、学校のICT環境整備事業は、脆弱かつ危機的な状況とし、2020年4月7日には、当時の萩生田文

部科学大臣が、新型コロナウイルス感染拡大における緊急事態宣言を受け、GIGAスクール構想を早期実現するための支援などを、積極的に推進すると発表をしました。

GIGAスクール構想とは、端的に説明すると、1人1台端末と高速容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰ひとり取り残すことなく、公平に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する構想のことです。

本市でも、1人1台のタブレット端末を導入して授業をしておりますが、現状として、タブレット端末を使った授業の成果と課題について、お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） おはようございます。岡崎議員の一般質問にお答えいたします。

本市のタブレット端末は、令和2年度末に導入を行い、学校現場での活用が始まりました。

実験動画や演奏動画などのそれぞれの授業に応じた活用により、子供たちの興味・関心を高めることに活用されるほか、一つの課題やテーマに対し、個々の考えを付箋機能により書き込みを行い意見交換をするなど、意見整理等に活用されています。

タブレット端末の活用により、学習指導要領で定める個別最適な学びと、協働的な学びの充実に貢献できると考えております。

一方で、ICT機器に苦手意識のある教員もいる中、急速に1人1台端末が実現されたことから、従来の授業スタイルの見直しが急務となったため、学校間、教職員間で活用状況に差が生じております。

今後、端末活用事例の共有を行うなど、ICT活用に関する格差解消を図る必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） ただいま、授業の成果と課題について、答弁をいただきました。

次に、学習支援ソフトについて、お伺いをいたしたいと思います。

学習支援ソフトとは、タブレットやパソコンなどのIT端末を利用した教育の質を高め、効率的に行うためのソフトウェアでございます。

アクティブラーニング授業の効果を高める教員と生徒のチャットシステムや、音声ソフトによる語学学習支援のほか、学生が見ている画面を教員がチェックできる画面表示機能、ファイル管理など授業の管理を容易にするソフトなどもあります。

そのため、広義の意味として、授業支援ソフトとは、幅広い手段を用いて授業をよりよくするものでございます。

例えば、今回、行政視察に伺った倉敷市や黒潮町は、ロイロノートというソフトを使用しております。

また、お隣の愛南町は、ミライシードというソフトを使用していると伺いをいたしました。

現在、本市の小中学校では、どのような学習支援ソフトを使用しているのか。また、今後、どのようにしていくのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（寺田公一君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） おはようございます。教育次長兼学校教育課長、岡崎議員の一般質問にお答えいたします。

本市では、令和3年度より、トライアルによる学習支援ソフトの利用を行っているところでございます。

それを受けまして、本年8月より、多くの学校で株式会社ジャストシステムのスマイルネク

ストを導入しまして、授業支援やドリル学習に活用しております。

ほかにも、トライアルによる3社のソフトを利用してございまして、今後、学校現場が必要とする学習支援ソフトの導入の検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 一つ再質問をさせていただきます。

令和3年度と令和4年度では、使っているソフトが違うと思います。そして今、今後どのようにしていくかということで、検討をするということでもございましたけれども、できれば早い時期にソフトを決めていただいて知っていただかないと、なかなか現場が大変ではないかと思っておりますけれども、再度、その点について、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（寺田公一君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長、岡崎議員の再質問にお答えいたします。

学校現場において、ソフトを早く決めないと非常に混乱するのではないかという御質問だったかと思っております。

それを受けまして、教育委員会のほうでは、令和4年8月のときに、情報教育の方を集めまして、どのソフトがいいかという検討会を行っております。

その意見をもとに、今後どういった活用がいいのか、どのソフトがいいのかということ、今、教育委員会内で検討を行ってございまして、その活用方法といったところも含めて、いま現在、検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 10番岡崎利久君。

○10番(岡崎利久君) 検討を早目にしていただいて、決定をしていただくようお願いをいたします。

次に、タブレット端末の持ち帰りについて、お伺いをいたしたいと思います。

タブレット端末の持ち帰りを実施するに当たり、保護者の理解が必要だと思えますけれども、保護者に対して、どのような説明がされたのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長(寺田公一君) 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長(和田克哉君) 教育次長兼学校教育課長、岡崎議員の質問にお答えいたします。

本年7月より、タブレット端末の持ち帰り時のルール等を作成しまして、市内の小中学校に通知したところでございます。

併せて、保護者の皆様に宛てました文書、タブレット端末の持ち帰りについてのお知らせと、タブレット端末持ち帰り学習のルールを通知しておりますので、各学校を通じまして、各御家庭への案内を行ったところでございます。

お知らせしました内容としましては、持ち帰りの目的、使用時の留意点について、家庭のインターネット環境について、Wi-Fiルーターの貸出について、お知らせしたものととなります。

以上でございます。

○議長(寺田公一君) 10番岡崎利久君。

○10番(岡崎利久君) 保護者に対する説明については、十分理解をいたしました。

現在、タブレット端末の持ち帰りを実施している小中学校は何校あるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長(寺田公一君) 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長(和田克哉君) 岡

崎議員の一般質問にお答えします。

タブレット端末の持ち帰りを実施している小中学校数でございますが、市内小学校8校のうち、小学校につきましては5校、中学校6校のうち4校において持ち帰りを実施しております。

以上でございます。

○議長(寺田公一君) 10番岡崎利久君。

○10番(岡崎利久君) ありがとうございます。

ただいま、タブレット端末の持ち帰りを実施している小中学校、またはしていない小中学校について答弁をいただきましたけれども、タブレット端末の持ち帰りを実施していない学校については、いつ頃までに実施する予定であるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長(寺田公一君) 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長(和田克哉君) 教育次長兼学校教育課長。

タブレット端末の持ち帰りを実施しない学校は、いつ頃までに実施する予定かということの御質問でございます。

持ち帰りが未実施の学校につきましては、小学校、中学校とも今年度内の実施を予定していると、各学校に問い合わせしたところ、そういうことになりました。

各学校におきまして、持ち帰った際の活用の仕方やタブレットを使つての課題の与え方など、十分、検討を行っているというところでございます。

以上でございます。

○議長(寺田公一君) 10番岡崎利久君。

○10番(岡崎利久君) 持ち帰りを実施していない小中学校については、本年度中に実施するというところだったのでございましたので、了解いたしました。

1人1台のタブレット端末の配付をしており、

帰ってからの学習も大切だと思いますので、その点、小中学校に任せているということでございますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

次に、タブレット端末の持ち帰りに伴い、登下校時などを含めて、タブレット端末の故障が気になるところでございます。

学校内での使用時も含めて、現在までにタブレット端末の故障があれば、故障の件数、故障の原因、故障に伴う費用負担について、お伺いをいたしたいと思っております。

**○議長（寺田公一君）** 教育次長兼学校教育課長。

**○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）** 教育次長兼学校教育課長、岡崎議員の質問にお答えいたします。

導入から現在までの故障の件数は30件で、故障の原因の多くは、端末の不具合によるものです。

少数ですが、不慮の落下による故障が2件、不慮のディスプレイ破損が2件ありました。

持ち帰り時の故障はありませんで、全て学校内での故障であったため、タブレット納入業者による保険で賄われておりまして、教育委員会や保護者が費用負担を行ったものは、現在のところありません。

今後、持ち帰り時に故障が発生した場合は、その原因によって、保険対応になるのか、個人負担になるのか、その状況に応じまして対応していく必要があると考えております。

以上でございます。

**○議長（寺田公一君）** 10番岡崎利久君。

**○10番（岡崎利久君）** ありがとうございます。

先ほど、タブレット端末の故障件数が30件あったということでございますけれども、例えば、授業をしていて、その児童のタブレット端

末が壊れた場合、授業中使えないと思うんですよ。そのときの対応として、タブレット端末が学校に予備としてあるのかどうか、その点について、お伺いをしたいと思っております。

**○議長（寺田公一君）** 教育次長兼学校教育課長。

**○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）** 教育次長兼学校教育課長。

故障時にタブレット端末の不足が生じるのではないかとということでございますが、それにつきましては、各学校の中で、全て一斉に使うことはありませんので、各学校で調整していただいて、使用しているというような状況と、教育委員会からの予備がありますので、貸出は一定できるかなと思っております。

以上でございます。

**○議長（寺田公一君）** 10番岡崎利久君。

**○10番（岡崎利久君）** 了解をいたしました。

次に、充電器の持ち帰りについて、どのようにされているのか、お伺いをいたしたいと思っております。

**○議長（寺田公一君）** 教育次長兼学校教育課長。

**○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）** 教育次長兼学校教育課長、お答えいたします。

平日や土日の持ち帰りの場合は、充電が切れてしまうことは少ないと考えております。

したがいまして、充電アダプターの持ち帰りは原則行わず、基本的に学校で充電を行うことを考えております。

ただし、御家庭で充電の必要がある場合につきましては、USBタイプCでの充電が可能であることから、御家庭にあるほかの機器の充電アダプターによる充電が可能となっております。

このことにつきましては、保護者の皆様に宛てました文書、タブレット端末の持ち帰りについてのお知らせで御案内しているところでござ



います。

なお、家庭に充電器がなく、対応が難しい場合につきましては、学校に御相談いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 充電器については、了解をいたしました。

次に、Wi-Fi環境がない家庭について、令和2年度に川田議員が質問をしましたがけれども、そのときに、児童生徒の全体の20%でWi-Fi環境がない家庭があるとの答弁をいただきましたけれども、Wi-Fi環境がない家庭は、現在では何%になっているのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（寺田公一君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長、お答えいたします。

令和3年4月から令和4年7月に、各学校がそれぞれの調査を集計しましたところ、Wi-Fi環境のない児童生徒数は、約10%程度となっております。

兄弟のいる御家庭もあると思っておりますので、家庭数で見ますと、それよりも少ない割合ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） ただいま、Wi-Fi環境がない家庭については、10%程度ということでお伺いをいたしました。

次に、Wi-Fi環境がない家庭に対しての対応について、お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答えいたします。

基本的に、各家庭においてインターネットに接続する必要がある場合の費用負担は、各家庭

での対応をお願いすることになります。

今年度につきましては、コロナウイルス感染等で、急遽、インターネット環境が必要な陽性者や、濃厚接触者の児童生徒につきましては、教育委員会で確保しているWi-Fiルーターの貸出を行っているところでございます。

また、オフラインで使用可能な学習支援ソフトの活用も行っている学校もあります。

ほとんどの保護者がスマートフォンを所有している現状からも、テザリングによるインターネット接続方法についても案内するなど、家庭での環境整備を引き続きお願いしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 今の答弁で了解をいたしました。

例えば、家庭内の学習において、Wi-Fiが使用できなくても宿題ができるように工夫をしている学校もあると答弁でもありましたけれども、私も聞いております。

高知県では、学習支援プラットフォームとして、「高知家まなびばこ」というものがありまして、児童生徒がデジタル学習材にアクセスをして、自分で選んで学びを進めることができるというものでございまして、また、児童生徒がきょうの気持ちを絵文字から選んで、オンラインで送信する。教職員全員が、一人一人の心の支援につなげることができるというものでございます。

このWi-Fi環境がないと、せっかくの高知家まなびばこも使用することができないと思っております。その点、Wi-Fi環境が整うようにしていただけたらいいのかなと思っております。今のは例でございます。

それでは、次の質問に移ります。

文部科学省では、学校における働き方改革に

関する緊急対策の策定、並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底についての中で、教育委員会が取り組むべき方策として、専門スタッフとの役割分担の明確化及び支援を挙げています。

限られた時間の中で、教員一人一人の授業の準備や、自己研さん等の時間を確保すると共に、意欲と高い専門性を持って、今まで以上に一人一人の児童生徒に丁寧に関わりながら、質の高い授業や個に応じた学習指導を実現するためにも、専門スタッフとしてのICT支援員を配置し、役割分担を明確にすることは必要です。

また、ICT支援員の必要性として、校内にICT機器が増えることで、操作の習得やICTを活用した授業改善、機器の設置準備等、新たな業務が発生をいたします。

現状、そうした業務を多くの職員が負担をしている状況でございます。

こうした状況を解消するためには、学校ICTの専門家であるICT支援員を配置することが必要と考えます。

ICT支援員については、4校に1人の配置とされておりますけれども、本市として、各学校にICT支援員を配置する予定はないのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答えいたします。

令和3年度は、タブレット端末の導入に対する質問などへの対応のため、ICTの知識のある方に委託をしておりましたが、学校側の相談件数が少なかったため、令和4年度は教育委員会窓口がその業務を行っております。

また、本市においては、ICT支援員の配置をしている学校はなく、各校の教員や事務職員、教育委員会職員が協力し、対応を行っております。

学校現場においては、ソフト活用やネットワ

ークなどに関する技術や知識だけでなく、教育活動を理解し支援をしてくださる人材が必要と考えております。

適任な人材の確保が可能であれば、各校を巡回するなどの体制構築が望ましいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） ありがとうございます。ICT支援員については、配置するのが望ましいというような答弁をいただいたと思います。

一度、各小中学校に出向いていただいて、意見を聞く中で、どのようなことが教員としてできないのか、できるのか。またICT支援員の活用の方法についても、そこで検討していただきたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、次に、小学校教科担任制について、お伺いをいたしたいと思っております。

小学校では、英語の教科化やプログラミング教育の必須化により、これまで以上に教科指導の専門性が教員に求められるようになりました。また、児童が中学校に入学してから教科ごとに先生が異なる仕組み、教科担当制や、学習内容の高度化等に伴い、新しい生活になじむことができない、中1ギャップといわれる問題も喫緊の課題となっております。

そのため、国は令和4年度から小学校の高学年に、中学校のような教科担任制度を導入する方針を出しました。高知県でも学校規模に応じた方法で、順次導入することとし、令和6年度には、全公立小学校において小学校教科担任制が実施されることを目指しております。

令和4年度から、小学校高学年に教科担任制を導入する予定になっておりますけれども、本市として、教科担任制を導入している小学校に

ついて、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答えいたします。

高知県では、令和4年度より高知県型小学校教科担任制要領に基づき、小学校での教科担任制を導入しております。

本市におきましても、教科担任制の実施により、通常の教員に加えて加配された専科教員による授業のほか、学校内での授業交換や隣接中学校教員による授業が行われており、市内小学校全てにおいて、教科担任制を導入している状況でございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほど、教育長の答弁の中で、市内全ての小学校で実施しているということでございますので、大変素晴らしいことだと思っております。

次に、国は優先的に対象とする教科、優先教科として、外国語、理科、算数及び体育を挙げておりますけれども、本市としては、どのような教科を教えているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答えいたします。

本市では、加配専科教員による授業や中学校教員による授業としましては、外国語、理科、音楽、体育などの専科担任制を実施しております。

学校内での授業効果につきましては、学校の実態に応じて、学校長が判断した教科について、可能な範囲で教科担任制を実施しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほど、外国語、理科、音楽、体育等々答弁がございました。了解をいたしました。

最後に、教科担任制の導入によるメリット並びにデメリットがあれば、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答えいたします。

教科指導の専門性を持った教師によるきめ細やかな指導が可能となることが、メリットとして挙げられるほか、多くの教員が児童に関わる指導体制の構築ができるため、多角的な児童理解が推進されるとともに、児童が学級担任以外にも相談のできる教員が増え、生徒指導上の諸問題の早期発見、解決につながることは期待できます。

そのほか、中学校における教科指導への円滑な接続が可能となり、中1ギャップの解消に資することや、担当教科数が少なくなることによる授業準備の削減等、教員の働き方改革の推進につながることを考えられます。

一方で、特定の教科担任に固定化することによって、教員によっては指導力に差が生じる恐れがあることや、学級を横断した時間割を組む必要があるため、適切な時間割及び授業時間数の管理が必要となるなど、学校全体のマネジメントが重要となるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほど、教科担任制度について、メリット、デメリットについてお伺いをいたしました。ありがとうございます。

デメリットについては、多分、これは各小学校は、校長先生の名のもと、いろいろと調整をしていくことだと思いますので、何か相談事等々があれば、また教育委員会も相談に乗っていただいて、よりよい、円滑な学校運営ができるように、よろしくお伺いをいたしたいと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

す。

○議長（寺田公一君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時43分 休憩

-----

午前10時56分 再開

○副議長（高倉真弓君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 皆さん、おはようございます。

昨日、今年の漢字が「戦」という字が選ばれました。

私、ある意味、議会での一般質問というのは、戦場だと思っておりますので、どうぞ皆さんに返り討ちにあうことのないように、討ち死にしないように、今回も頑張りたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

今回は、大きく3つの項目に分けて質問をさせていただきます。

1つは、学校施設の安全性について。そして、文化振興について。観光振興について。以上、大きく3つの項目について、質問をさせていただきます。

まず、はじめに学校の施設の安全性についてですけれども、皆さん、少し記憶をさかのぼっていただきたいんですが、2018年6月に大阪北部地震が起こりまして、その際に大阪の高槻市の小学校で、ちょうどプールのところに設置をしてあるブロック塀が倒壊してしまいまして、当時9歳の小学校4年生の女子児童が亡くなるという事故が起こりました。

その事故が起こってから、全国の学校施設でブロック塀の安全性について、点検や取組が行われてきました。

あの事故から約4年半が過ぎましたが、本市において、学校の施設におけるブロック塀の安

全性の点検や、現状はどのようになっておりますでしょうか。御説明をお願いいたします。

○副議長（高倉真弓君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長、川村議員の一般質問にお答えいたします。

先ほど、議員からも御紹介がありましたように、学校ブロック塀の倒壊対策としましては、平成30年に発生しました大阪北部を震源とする地震によりまして、大阪府内の小学校のプールのブロック塀が倒壊し、その塀に挟まれた児童が亡くなるという事件がありまして、文部科学省から同年に、学校におけるブロック塀と安全点検の実施について、ということで通知がございました。

本市においても学校のブロック塀の点検を実施し、危険なブロック塀の対策工事としまして、ブロック塀を撤去し、必要な箇所には金属フェンスの設置を行っているところでございます。

令和元年度には、危険性のある箇所の工事を全て完了しておりまして、現在学校内に、倒壊し、人身に危険を及ぼす恐れのあるブロック塀はないものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（高倉真弓君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 適切な安全対策が取られていたということで、安心をいたしました。

ブロック塀の倒壊というのは、もちろんこの倒壊によって命が脅かされる、けがをするということもありますし、大規模災害のときには、避難誘導を妨げるということもありますので、ぜひ個人のお宅、御家庭でも、このブロック塀の安全性について、御家族で話し合ってくださいのもひとつだと思っております。

そして、もう一つ、学校で起こった事故としては、こちらは2021年4月になりますけれ

ども、宮城県白石市の小学校で、防球ネットの木製の支柱に寄りかかっていたりして遊んでいた児童がおりましたけれども、その木製の防球ネットの支柱が根元から倒れてしまいまして、当時11歳の小学校6年生の男子児童が亡くなり、また一緒に遊んでいたもう一人の男子児童も、顎の骨を折るという大けがをしたという事故がありました。

学校の校庭には、防球ネットもそうですけれども、いろいろな遊具や器具が備えられておりますけれども、そちらの安全性については、本市はどのようになっていますでしょうか。

○副議長（高倉真弓君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長、川村議員の一般質問にお答えいたします。

学校施設の遊具、器具につきましては、学校において危険箇所が見つかった場合には、適宜、修繕を実施しているところでございます。

老朽化、腐食等によりまして、修繕で対応することができず、児童生徒が安全に使用できないと判断した際には、使用禁止とした後に、撤去しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（高倉真弓君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 適宜適切な措置が施されているということですが、今後、学校の再編が進んでいく中で、閉校や休校になる学校も増えてくることと思いますが、そういう閉校や休校になった学校の校庭にあるいろんな設備、器具というのは、どのようになるのでしょうか。そちらについても、御説明お願いいたします。

○副議長（高倉真弓君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長、再質問にお答えいたし

ます。

これまでも、統廃合となった学校の遊具等の器具ですか、屋外、屋内を問わずでございますが、ほかの学校に必要なものがないか希望をとりまして、希望があればほかの学校に移管するという対応をしております。

移管が容易で、比較的新しい物は、他校で活用しておりますが、今後も同様の対応になると考えております。

また、屋外の遊具につきましては、これまでも老朽化している物が多い状況であったため、今後においても、活用は難しいのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（高倉真弓君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 学校の特に屋外の施設につきましては、児童生徒ばかりではなくて、一般の方も使われるというか、触れる機会が多いものですから、適切にいろいろと見ていていただきたいと思っております。

もう一つ、学校で起こった事故について、本市での対応をお伺いをしたいんですが。

これは、今年の8月、鹿児島県の小学校で、樹齢160年ほどになるイチョウの木、大きな木が学校の校庭にあるんですが、こちらの校庭の芝刈りをしていた校長が、ちょうどその木の周りの草の処理をしていたときに、大きなイチョウですから、長さ約8メートル、直径30センチの枝が折れて、校長を直撃し亡くなったという事故が起こりました。

学校というところは、イチョウの木に限らず、桜の木ですとか、センダンやクスノキ、いろいろな木が植わっておりますし、学校にあるものということで、ただの樹木というよりは、卒業生の皆さんや児童生徒、地域の皆さんのいろいろな思い出や、思い入れがこもった樹木であると思っておりますが、一旦こういうことが起きると、

大変、凶器にもなり得るということですが、学校にある、校庭にある樹木の安全性については、本市はどのように取り組んでいらっしゃいますでしょうか。

○副議長（高倉真弓君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長、川村議員の一般質問にお答えいたします。

学校の樹木の点検、対策につきましては、学校より危険を感じる樹木についての報告を受けた際には、現地を確認しまして、必要に応じて伐採、剪定等の対応をしておるところでございます。

学校によっては、大きな樹木もありますが、歴史的な観点や周辺の住民の方々の思いなどがあることから、簡単に伐採は難しいとは思いますが、状況に応じて、学校や地区長などに聞き取りをするなどしまして、必要な安全対策を行っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○副議長（高倉真弓君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 学校施設というのは、先ほども申しましたけれども、児童生徒ばかりではなくて、一般の方もいろいろな形で関わりのあるところですので、今後も安全性については十分に配慮していただきたいと思えます。

そして、先ほど、防球ネットの支柱が折れて児童が亡くなったという事故、御説明申し上げましたけれども、あの事故に関しましては、防球ネットの設置の経緯がよく分からない。つまり設置年数もよく分からないということで、ただ、校長をはじめ学校の皆さん、若干、安全性については疑問を持っていたようなんですけども、何の措置も施されなかったということで、後に校長と主幹教諭は、業務上過失致死傷の疑いがあるということで、書類送検をされてお

ます。

もちろん、日々学校に携わっている校長や教員の方々が、学校の様々な備品ですとか、器具、樹木に心を砕く、いつも点検や安全性の確認を行うことももちろんですけども、教職員の過重労働もいわれておる折から、何もかも学校の現場の皆さんに任せっきりというのも、またちょっと、これは酷な話ではないかという思いもしております。

ある程度の期間を置いて、樹木医ですとか、そういう器具とか、そういうものに携わる専門家の点検の目を入れることも、ある意味、必要なのではないかという思いもしておりますので、また教育委員会の方々、現場の先生方とお話をなさったり、また地域の方々とも検討をしながら、よりよい、最適な方法を探っていただきたいと思っております。

なお、最後に樹木の件、申し上げましたが、樹齢160年のイチョウの木は、その後、教育委員会ですとか、樹木医の皆さんや、それから地域の皆さん、いろいろと会合を開き、検討を重ね、残すことに決定したそうです。

校長の遺族の皆さんも、やはりこれは保存をしてほしい、という希望もありまして、生い茂っていた枝の多くは切り落とされたんですけども、この160年のイチョウの木は、その後も残っていくそうです。

ちなみに、この小学校は、現在、児童生徒が6名で、2024年には近隣の小学校との統廃合が決まっております。ですから、このイチョウの木は、学校が廃校になった後も、地域の皆さんの思い出と共に歩いていくんだなという思いがしておりますし、また、全国の学校関係者の皆さんにとりましては、学校における樹木の安全性を後世に伝える、そういう亡くなった校長の思いも引き継いでのイチョウの木だと思えます。

どうか今後は、学校現場でこのような悲しい事故が起こらないように、担当の皆さん、関係各位の皆さんには、よろしく願いをいたしたいと思います。

ということで、学校の安全性について質問をさせていただきました。ありがとうございます。

次に、文化振興について、御説明を求めます。

ある方から、最近、宿毛の市展の出品数が非常に少ないのではないかと。前はもっとたくさんの方々が絵を描いたり、写真を撮ったり、書道をしたり、発表の場ということで、皆さんが競って、たくさん作品が出ていたのに出品数が少ない。何か宿毛の市民の皆さんの文化に対する思い入れが薄くなっているのではないかと。また、市として、文化活動に対する取組が弱いのではないかと、というような御意見をいただきました。

文化というのは、なかなか数値や、いろいろなもので計れるものではないとは思いますが、市展の出品数の推移について、御説明をお願いいたします。

○副議長（高倉真弓君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、川村議員の一般質問にお答えします。

宿毛市美術展覧会の出品数の推移について、お答えいたします。

宿毛市美術展覧会は、部門として、書道、写真、工芸、日本画、洋画の5部門に分かれています。

過去5年間の5部門合計の出品数は、平成30年が118点、令和元年が130点、令和2年が121点、令和3年が116点、令和4年が109点となっております。

平成30年から令和4年までの各部門の出品数の傾向としましては、書道はやや減少傾向、写真は半分以下の大幅な減少、工芸は増加傾向、

日本画と洋画はほぼ横ばい傾向となっております。

以上でございます。

○副議長（高倉真弓君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 出品数だけで、文化がどうこう語れるものでもないですし、また、実際、人口が減っているところですので、出品数が自ずと減ってくるのも仕方ないことだと思っておりますが、この出品数の推移について、担当課、どのような思いでいらっしゃいますか。

○副議長（高倉真弓君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、川村議員の再質問にお答えいたします。

出品数の推移について、どうお考えかという御質問ですけれども、議員おっしゃられるとおり、だんだんと少なくなっている傾向は認識しておりますので、今後、増やしていくような取組ができたならばと考えております。

以上でございます。

○副議長（高倉真弓君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 先ほど、課長の答弁で、出品数の説明の中で、写真が非常に数が減っているということで、なぜ写真が減っているかということ、コロナのせいで、お祭りだとか、ああいうイベントが非常に、延期になったり中止になったりしたということで、写真愛好家の皆さんが、写真を撮る機会が減ってきたということも要因の一つにあるようです。

文化活動の面でも、こうやってコロナが害を及ぼしているのだなということを感じるところですけれども。

それでは、今後、この宿毛市は文化活動事業をどのように取り組んでいくのか、現在の状況も踏まえて、御説明をお願いいたします。

○副議長（高倉真弓君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 川村議員の一般質問

にお答えいたします。

本市におきましても、少子高齢化等の影響により、地域コミュニティの衰退や文化芸術活動の担い手不足が課題となっております。

公民館サークル活動の参加者数や市展などの出品数につきましても、同様の理由により、減少傾向となっているものと考えられます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、不要不急の外出を控え、イベント等の自粛の影響もあり、ますます本市の文化芸術活動を行うことが困難な状況が続きました。

このような厳しい状況の中、これまでも出品数の減少傾向について、議論を重ねてきたところですが、その課題解決の一つとして、令和3年度は洋画教室、令和4年度は写真教室を開催し、教室に参加された方が、今回の市展に出品するなど、文化芸術活動を活性化する人材の掘り起こしにもつながっているところでございます。

今後も、このような取組を継続し、先進地や近隣市町村の情報収集等も行い、宿毛市に住む全ての方が、文化芸術活動を通して、心豊かな生活を送ることができるよう、支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（高倉真弓君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） なかなかコロナ禍では、教室で人を集めて何か行うということが難しい現状でもありますけれども、できる限り、いろいろな形で、皆さんの意識を高めていただきたいと思いますし、また、林邸でよくいろいろな展覧会を催されております。あれも非常に、林邸の雰囲気と相まって、いいもんだなと思っておりますので、いろいろな展覧会等も企画していただきたいと思います。

そして、文化活動という面では、様々な講演会、お話をする会ですね。そういうことも挙げ

られると思いますが、この10月に本市の名誉市民であります岡村 勲弁護士の講演会が開催をされました。

この講演会が開催されるにあたる経緯、そちらを御説明お願いいたします。

○副議長（高倉真弓君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答えいたします。

以前より、名誉市民である岡村弁護士のこれまでの犯罪被害者支援の活動を宿毛市民に知っていただくため、講演会をしていただきたいと考えており、昨年、お願いの御連絡をしたところ、快く承諾をいただきました。

当初は、公民館で開催を予定していた令和4年度の市民講座の一つとして、9月の開催で話を進めておりました。しかしながら、93歳の御高齢である岡村弁護士に、暑い時期に宿毛までお越しいただくにあたり、御本人や御家族から、体調を心配する御意見をいただき、再度、日程調整の結果、岡村弁護士の御希望により、10月の宿毛まつりのときに、新庁舎にて、「犯罪被害者の権利を求めて」と題した講演会を開催することになりました。

会場の関係で、定員は120名としておりましたが、当日は150名を超える多くの参加者に御来場いただき、盛大な講演会となりました。

講演直後には、岡村弁護士が代表を務める全国犯罪被害者の会への支援を申し出る方もおられ、岡村弁護士からは、大変有意義な講演会でしたとお言葉もいただき、私どもとしましても、非常に喜ばしい限りであります。

以上でございます。

○副議長（高倉真弓君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 実際、私も10月の講演会、参加をさせていただきました。

当初は、連休のさなかでもありますし、宿毛まつりというイベントもありますし、どれだけの方が集まってくださるのかなという、私自身



も不安な思いで参加させていただいたんですが、行ってみると、宿毛市の市民の方々はもちろんですけれども、宿毛市外の方も、ぜひ岡村先生のお話を聞きたいということで、駆けつけてくださっている方もおいでましたし、本当に会場をもっと広いところでやりたかったなと思ったぐらいでした。

私は、岡村弁護士、宿毛の出身者ということ抜きにしても、本当に犯罪の被害者の方々に目を向ける、心を砕く、その姿勢、活動には敬服いたしておりますし、そのような方が、本市の御出身であるということ、大変誇りに思っております。

そしてまた、93歳という御高齢にも関わらず、こうして本市まで足を延ばして、ふるさとという思いをすごく強くお持ちな方だということは、お話の節々に感じられたんですが、大変有意義な講演会であったということで、またぜひ、岡村弁護士に来ていただきたいなど。

実際、私も講演会が終わった後に、ぜひ次は、気候のいい桜の季節にぜひお越しくださいと申し上げたんですが。

そこで、文化につなげてというわけではないですけれども、名誉市民の方、例えば奥谷画伯の絵ですと、例えば文教センターのロビーに飾って、市民の方がいつでも見られるようになっていますし、例えば、先日新聞に、3年ぶりに開催される現井筒親方の豊ノ島杯ちびっこ相撲大会、こういったことで名誉市民の方々のいろいろな活動ですとか、功績に触れる機会が、ほかの方の場合あるんですけれども、なかなかこの岡村 勲弁護士、住んでいらっしゃるのが東京で御高齢ということもありまして、市民の方々が触れ合ったり、活動が、どういうことをしているかというのを、直に知る機会が少ないのではないかとことも思いましたし、お話を聞いていて、やっぱり犯罪被害者の方の思い

というのは、加害者のほうが大切にされているなど。それはもう岡村弁護士もおっしゃってたんですが。

この日本の国では、加害者は人権が守られるけれども、殺されてしまった被害者は、いってみれば証拠物件扱いだというふうにおっしゃっていたのも、大変心に残っております。

そういったことも踏まえて、例えば毎年行われる市民講座、こちらのほうをどうやって講師の方々は選定するんですかというふうに質問をした際に、毎年あるテーマを設けて、例えば今年でしたら人権に関することで、3人の講師の方々を選んだ。昨年でしたら、エンターテインメント、例えば、映画監督の安藤桃子さんですか、ツーライス、お笑いの方を呼んだりして、エンターテインメントを軸に、3人の講師を決めたということなんですが。

宿毛の市民講座の中に、岡村 勲弁護士枠といますか、犯罪の被害者や、被害者の方を助ける運動をしている方々、そういった講師を呼ぶ枠というのを必ず一つ設けるのも、岡村弁護士を顕彰する意味でも、必要なことではないかななど。

市民講座に、その枠を一つ設けるのは無理であるのなら、岡村 勲弁護士を記念する講演会として、そういう形の講師の方をお呼びするか、宿毛市は岡村 勲弁護士の出身の地であるので、犯罪被害者の方に対して、非常に手厚い、優しい、寄り添っている地であるということ、アピールというところちょっと語弊がありますけれども、岡村 勲弁護士の御功績を検証する意味で、何らかの形で、文化的な活動の中に生かしていただけたらなという思いがしておりますので、また御検討をよろしく願いをいたしたいと思っております。

そして、文化の振興ということで申しますと、なかなか皆さんの中には、文化って、ちょっと

堅苦しいのではないかと。例えば、自分は絵を描くわけでもないし、字を書くわけでもないし、写真も撮らないしということで、思っていたらしゃる方もいるかもしれませんが、文化というのは、人の心が揺り動かされるものが文化であると、昨日見た本の中に書いておりました。

ということは、よく言われますけれども、土佐の酒文化というのもありますよね。そういうことで、文化というのは、人の心を動かすものが全て文化でありますので、そういった意味での文化活動にも、皆さん積極的に御参加をいただきたいと思います。

決して文化というものを堅苦しいことに捉えないで、みんなが楽しく、にこにこ、活動、参加できるものが文化だということを最後に申しまして、文化振興に対する質問といたします。

ということで、次は、3つ目の項目、観光振興について、質問をさせていただきます。

これも今年の9月25日に、ジャパンサイクルリーグ高知大会、高知県宿毛市ロードレース、こちらが大変お天気のいい中、行われました。

ちょうど平田の工業団地を起点といたしまして、日本では初めてというのですかね、高速道路もコースに選ばれて行われた大会でしたが、この大会、9月25日のロードレースの大会の総括と、今後についての御説明をお願いいたします。

○副議長（高倉真弓君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川村議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

人の心が動されるものが文化ということでございます。

今から答弁をさせていただく自転車に関しましても、自転車文化ということで、ヨーロッパを中心に非常に大きなうねりとして、現在も、サイクルカルチャーが根づいているというところでございまして、当市におきましても、自転

車を活用したまちづくりという取組の中で、いろいろ自転車に関するイベントであるとか、取組をしているところでございます。

その一環でありました今回の大会でございますが、四国初開催となったところでございます。このジャパンサイクルリーグ高知大会、高知県宿毛市ロードレースが、多くの皆様の御協力によりまして、高知県と宿毛市の共催という形で、9月25日に無事、盛大に開催することができたところでございます。

本大会では、自動車専用道路をコースといたしまして使用しましたが、プロ自転車レースでは、自動車専用道路のコースは日本初ということもありまして、レース開催前から注目度も高く、県内外から約3,000名の皆さんにお越しをいただいたところでございます。

そして、プロ自転車レースのスピード感と、迫力を間近で楽しんでいただくことができたというふうに考えております。

また、参加選手やレース関係者からも、魅力的で走りやすいコースだったという、大変高い評価もいただいているところでもございます。

レースの様子は、テレビや新聞等で報道されましたが、ユーチューブでも動画で配信をされまして、現時点で2万4,000回、再生をされているところでございます。

各種メディアに取り上げていただくことで、本市の豊かな自然と、自転車を活用したまちづくりの取組を全国に知っていただけたという機会となったというふうにも、考えているところでございます。

また、地元企業の方々に、宿毛産コシヒカリや、龍馬鯛、温州ミカンなどの特産品を協賛、提供していただきまして、地元特別賞として、入賞されたチームなどに進呈をさせていただいたところ、選手の皆さんに大変喜んでいただいたところでございます。

さらには、イベント会場に幡多グルメアンド体験ブースを設けまして、来場者に楽しんでいただくなど、地元特産品などの地域資源も全国にPRすることもできたと考えております。

そのほかにも、東中学校の生徒が、大会当日にチームピット見学やレース応援をしていただいたところでしたが、翌日にVC福岡というチームが、福岡にあります。こちらのチームの選手に、学校までお越しをいただきまして、自転車の安全な乗り方教室を実施していただくなど、参加選手と地元生徒との交流を行うこともできました。

VC福岡の監督からは、この交流がきっかけとなりまして、本市を合宿地として検討していきたいという、そういったお話もいただいているところがございます。

また、レース前日に、地元住民から激励の言葉をもらったという参加選手や、株式会社ジャパンサイクルリーグのチェアマンで、先日、宿毛大使を委嘱をさせていただきました片山右京さんからも、地域の盛り上がりや、そして受け入れ態勢に感動したといったお言葉もいただいたところがございます。

当時、右京さんは、レース中にレースの後方を走る車を運転しながら、いろいろな方々を乗せていただいて、レースをさらに身近なところから見ていただくということを積極的にしていただいております。

その右京さんが、うちの職員が倒れそうなネットを、最初から最後まで人柱となって、人が支えて、ずっとレースを安全に運営できるように努力をしていただいていたのを、ずっと見ていたようで、非常に職員に対しても、感動したといった言葉も、直接いただいたところがございます。

今後につきましては、ジャパンサイクルリーグの高知大会を、次回も本市で開催してほしい

という市民の方々から多くの声をいただいているところでもございますので、高知県をはじめとする関係機関及び住民の皆様にも、引き続き御理解と御協力をいただきながら、本市での継続開催に向け、取り組んでいきたいと考えております。

片山右京さんからは、将来的に本大会を国際レースに引き上げていきたいといった、具体的なお話もいただいておりますので、さらにそういったお話も詰める中で、この大会の磨き上げも行っていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（高倉真弓君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 私も当日、片山右京さん、会場でお目にかかりましたけれども、本当に、身長はそんなに高くない方なんですけれども、やっぱりオーラというか、そういうのがすごいなと思われました。

これ、ちょうど今日持ってきた、9月23日、大会前の高知新聞ですが、ここでも片山右京さんは、自転車文化を創造したいと。競技を通じて、文化創造をしたい。まちをスタジアムにしたいというふうにおっしゃっておられます。

私が会場で県外の方に、こんな宿毛みたいな田舎まで、よく来てくださいましたというふうに申しましたら、その方は、いやいや、僕たちは自転車が好きで好きでしょうがないから、そんな田舎なんか全然思っていない。どこでも走らせてくれるようだったら、日本全国、世界どこでも行きますからということで、熱く語っていらっしゃるやまして、宿毛も本当にいいところで、こんな環境で走れるのは幸せだというふうにおっしゃってました。

そして、何よりうれしかったなと思うのは、当日の様子をドローンで撮影をして、当日、会場内のテレビのモニターに映し出されていたん

ですけれども、こう言うのは、また地元の人に叱られるかもしれませんが、何の変哲もない、普通の田んぼの中の道なんです。ふだんは軽トラに乗ったおじさんとかがトコトコ行ったり、朝夕おじさんやおばさんが犬の散歩をしてるような、あの田んぼの中の何の変哲もない道が、あの一流のプロの方々が自転車でさーって走っていく様子をドローンで撮ったときに、これ平田じゃないみたいと思ひまして、本当にすばらしい景色だったのですよ。

何ということはないけれども、ドローンの撮影の方、プロだなど思うのと、やっぱり一流の方が一流の人を撮ると、平田はすごいいい所だなということ、自分のふるさとを改めて、いいものだなと再認識したことでした。

大人の私でもこれぐらい思うのですから、多分、お子さんたち、子供たちはもっと純粋に、豊かな心で感動するのではないかなと思っております。

こういった大会を開くことで、大会がもたらす経済効果や、そういったことももちろんですけれども、地元の皆さんが誇りを持てる、新たに地元の魅力を発見する場にもつながりますし、この大会が、今後ますます後世につながっていくように、大きくなっていくように、期待もし願っておりますので、よろしく願いをいたします。

そして、観光振興ということになりますと、2番目のサニーサイドパークのほうに移らせていただきます。

現在、リニューアル工事中のサニーサイドパーク道の駅すくもですけれども、こちらのほうが、どのような形でリニューアル、今、進んでいるのか。またその日程について、新しくなるサニーサイドパークの御説明をお願いいたします。

○副議長（高倉真弓君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

現在、道の駅すくもサニーサイドパークにつきましては、施設全体の大幅なリニューアル工事を実施しているところでございます。

広大な緑地スペースを有し、宿毛湾を臨む絶好のロケーションを生かした特徴ある道の駅として、生まれ変わります。

具体的な整備内容といたしましては、インフォメーション、トイレ、シャワー、休憩スペースなどの機能を備え、地元産品、地元食材の販売及び観光情報の発信基地となる管理棟の新設、安心して子供たちを遊べることのできる遊具エリアの整備、キッチンカーや移動販売業者が営業ができるよう、給排水、給電設備を備えたイベント広場といったものの整備、さらにはキャンピングカー利用者のためのRVパークエリア、キャンプやバーベキュー、日帰りの御家族連れが楽しめるアウトドアレジャーが楽しめる、そういったキャンプエリアの整備を行っているところでございます。

宿毛サニーサイドパークのリニューアルオープンの日程につきましては、工事の完了予定が令和5年2月末となっております、同年4月1日の供用開始を目指しているところでございます。

オープニングイベント等につきましては、今議会に提案をさせていただいております本施設の指定管理者の指定議案について、議決をいただきましたら、新たな指定管理者と協議を行いまして、その日程であるとか内容等を詰めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（高倉真弓君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） リニューアルされたサニーサイドパーク、今から楽しみなんですけ

れども、市民の方の中には、誤解されていらっしゃる方もいらっしゃるようで、キャンプサイトを設けたということで、市外のキャンプに来る皆さんのための道の駅ではないか。市民が利用することができないのではないかというふうに思われている方もいらっしゃるようですけれども、決してそのようなことはない。キャンプサイトも設けてあるけれども、皆さんが休日にお子さんを連れて遊びに来る場所もありますし、そういった偏った施設ではないということ、市民の皆様にも改めて認識をしていただきたいと思っております。

そして、道の駅ということになりますと、どうしてもトイレ休憩の場という側面も一つございます。

トイレについてなんですけれども、普通、女性用のトイレには、サンタリーボックス、片仮名で言うと分かりにくいという方もいらっしゃるかもしれませんが、トイレのごみ箱ですね。汚物入れという言い方も昔はしていたような記憶もありますが、そのサンタリーボックスについてなんです、女性トイレには漏れなく設置をされております。ただ、男性トイレの設置が、いかがなのかなど。

私も実際、自分が点検に行くわけにまいりませんので、ちょっと男性に幾人か、聞いてみたところ、そのようなボックスはあまり設置されているのを見たことがないよということでした。

ただ最近では、加齢や、または前立腺がんや膀胱がんといったような病気で、頻尿ですとか、尿漏れの問題を抱えていらっしゃる男性の方々もいらっしゃるって、男性用の尿漏れパッドを使用している方も多いと聞きます。

男性にも優しいトイレということで、男性トイレにも、今度新しくリニューアルする道の駅には、サンタリーボックスを設けてはいかかなと思っておりますけれども、その点についてはいか

がでしょうか。

○副議長（高倉真弓君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、川村議員の再質問にお答えいたします。

施設利用者のニーズを把握し、機能の充実を図ることは、非常に重要であると認識しております。

トイレは道の駅としての重要な機能の一つでもありますので、御提案いただきましたサンタリーボックスについては、男性用トイレにも設置してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（高倉真弓君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 男性用のサンタリーボックス設置の方向で考えているということで、非常にありがたく思っております。

なお、今、リニューアルする道の駅について申し上げましたけれども、市役所であるとか、また、まちのえき林邸のトイレでありますとか、いろいろな公衆トイレ、多くの方々を利用なさるトイレについては、今後また設置、いろいろ検討していただければと思います。

よろしく願いをいたします。

それでは、次の観光振興は、来年度の観光振興について、どのような取組を考えていらっしゃるかということについて、お伺いをいたします。

ちょうど来年4月からは、朝の連続テレビ小説が「らんまん」。佐川町出身の牧野富太郎博士を主人公とした番組が放送されることになりまして、県としても、らんまん効果を狙って、様々な企画や事業を展開しようと準備中なんです、本市は、来年度の観光事業の取組、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○副議長（高倉真弓君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

来年春放送予定の連続テレビ小説「らんまん」、こちらを高知県の観光振興に生かそうと県が取り組んでいる中、本市で発見し牧野博士が命名した植物こそありませんが、若き日に植物調査で本市を訪れたという記録は残っているところでございます。

そこで、本市まちのえき林邸では、これまで独自に行ってきました展示イベント、いけばな展や山野草展など、地域の自然を生かしたイベントの中で、牧野博士に関連するパネルや鉢植えの展示などを検討しているところでございます。

来年度は、宿毛湾を臨む絶好のロケーションに、先ほど申しましたアウトドアのレジャーも楽しめる道の駅すくもサニーサイドパークがリニューアルオープンするなど、新たな観光交流、そういった拠点が整備をされるところでございます。

まちのえき林邸、道の駅サニーサイドパーク、それぞれの特徴を生かし、連携も図っていく中で、観光客の訴求効果を高めまして、本市来訪者の滞在時間の延長や、交流人口の拡大につなげてまいりたいと、そのように考えております。

また、幡多全域といたしましても、幡多広域でいろいろな観光事業に取り組んでいるところございまして、御存じのように、土佐清水市、大月町に入るには、ほとんどの方が宿毛市、もしくは四万十市を通過するというのもございます。

そういった形の中で、全体の連携も図りながら、観光振興しっかりと進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（高倉真弓君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） ちょうどこちら、高知県が出している「牧野富太郎ゆかりの地めぐりマップ」というものでして、こちらのほう、

牧野富太郎博士のゆかりの地を県下10か所ピックアップして、載せているパンフレットなのですが、残念ながら宿毛は含まれておりません。

ただ、幡多郡でいいますと、5番目が大月町、6番目が足摺岬、そして7番目が三原村と、宿毛をぐるりと囲む市町村が選ばれていることから、先ほど市長も申しましたように、大月、土佐清水、三原、こういったところを牧野富太郎博士ゆかりの地としてめぐの方々に、ぜひ宿毛にも立ち寄っていただきたい、そういったことも、どんどん活用していただきたいなと思います。

先ほどのトイレの話につながりますと、牧野富太郎博士トイレ休憩の地ということで売り出してもいいかと思えます。

よく市長、前におっしゃってましたよね。近隣の市町村に観光に来た方は、宿毛っていったら、あっ、トイレ休憩のとこねって言われるということで、嘆いていらっしゃいましたけれども、ある意味、だったらもうトイレ休憩の場所で売り込んでいくのも、一つの手だと思います。

本当に宿毛というところは、トイレ休憩でちょっと寄っただけけど、すごくいい人がいて、いっぱいおいしいものを食べて帰ったよと。ちょっとしたきっかけから、宿毛のファンをどんどん増やしていくのも手だと思います。

来年は龍馬伝以来10年以上ぶりに、高知県の出身者が、大河ドラマなり、朝の連続テレビ小説で取り上げられる年で、いろんな形で観光客の方々も増えると思います。

宿毛は、今は残念ながら目的地ではないかもしれませんが、目的地に行く途中のお客さんの心をぐっとなかめる宿毛であってほしいなど。宿毛でなければいけないなと思います。

最終的には、宿毛は目的地にならなければいけないけれども、刺身もつまがあってこそおいしいのでございまして、一流の刺身のつまに

なろうではありませんか。こういうのは余りよくないかもしれませんが。

そういった心意気で、来年度も観光振興に、皆さん、努めていただきたいと思います。

そして、観光でいいますと、関西圏についての取組についても、御質問させていただきます。

濱田知事が、大阪府の副知事をやっていたという関係もありまして、濱田知事が就任以来、関西圏とのつながりを強めていこうと知事自身もおっしゃっていらっしゃいます。

また、関西は、2025年に関西万博の開催を控えておりまして、今、大変注目を集めている地であります。

また、コロナで、一時、全く減っておりました外国人観光客も、だんだんと緩和策により戻ってまいりまして、2025年に向けて関西を中心とした西日本の観光は、新たなステージを迎えるのではないかと考えております。

また、高知県の東京にあったアンテナショップの第2号ということで、大阪の梅田にアンテナショップを出店するという事聞いております。

この関西圏、今、注目を集めている地に対して、本市はどのようにアピールしていくのか、取り組んでいくのか、そちらについて御説明をお願いいたします。

○副議長（高倉真弓君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

自分も議員の頃に、市議会議員一緒にさせていただいていた頃に、サニーサイドパークのトイレ休憩の場所に寄るところだよという、県外の方々の多くの言葉を聞いた話をしたのを、今、御披露をいただいたところでございます。

以前は川村議員も御承知のとおり、トイレに寄ると、自動販売機はトイレの方だけあって、店舗もありましたが、お店のほうに行かなけれ

ば、なかなかすばらしいロケーションの場所にあるサニーサイドパークなんですけど、海であるとか、ロケーションがほとんど見えない、そういったつくりになっておりました。

今回は、少し中央のほうの管理棟の横にトイレも移設します。そうした形の中で、トイレに来ていただいた方が、そのまますばらしいロケーションが見えるようなつくりになっております。

なので、トイレに来た方が少し散策をしようとか、少し海のほうに行き、大島のほう、そして松田川のほう、もっといえばだるま夕日であるとか、そういったものを少し見える場所のほうに移動しようかと、そういった気持ちになっていただくような施設になっているというふうに思っておりますので、ぜひ期待をしておいていただきたいというふうに思います。

そういった意味で、トイレ休憩に寄るとトイレ休憩以外に楽しめる、そういったサニーサイドパークになっているというふうに思います。

それでは、答弁をさせていただきます。

現在、本市が行っております関西圏に向けた観光振興の取組といたしましては、フィッシングショーへの出店や、各種イベントでのサイクリストの誘客などプロモーション活動を中心に実施をしている、そういったところでございます。

特に釣り客につきましては、毎年、関西圏から多くの方々に宿毛市に来ていただいているところでございまして、このようなプロモーション活動を継続する中で、リピーターなど、さらなる顧客の獲得に努めてまいりたいと考えておりますので、高知県の取組は絶好の機会と捉えているところでございます。

今後、県が展開していく施策について、積極的に情報収集を行いまして、連携もしていく中で、関西圏からのさらなる誘客を図り、市内各

所の観光施設をめぐる、そういった滞在型観光の推進につなげてまいりたいと考えているところでございます。

そういった形の中で、高速道路も延伸に向けて、今年も事業化もありました。また来年から、さらなるミッシングリンクの残ったところの和田から宿毛新港間の事業化に向けても、積極的に今、要望活動をさせていただいているところでございます。

あらゆる人脈、そして関係者の方々をお願いをして、できる限りのお願いをしているところでございます。

この延伸が、かなり関西のお客さんにとって、来やすくなったといったと高評価をいただいておりますので、いろんな形で宿毛に入ってくる方おられるとは思いますが、特に車を利用される方々にとっては、高速道路というのが非常に大きな効果をもたらすというふうに考えているところでもございます。

以上でございます。

○副議長（高倉真弓君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） やはり関西というのは距離的にも近いですし、また気質的にも、どっちかというとならば関東より関西のほうが、高知県民は合っているのではないかなという思いもいたしますし、どんどんこれから関西圏のアピール、強くしていただきたいと思います。

そしてまた、県とも連絡を密にして、どっちかというとならば県の尻をたたぐぐらいの勢いで、いろんな戦略を立てて頑張っていただきたいと思います。

どうも、皆さんありがとうございました。

これで私の今回の一般質問を終わります。

○副議長（高倉真弓君） この際、午後1時20分まで休憩いたします。

午前11時51分 休憩

-----

午後 1時21分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 12番、松浦でございます。議長のお許しをいただきましたので、ただいまより、市長並びに教育長に対し、一般質問を行います。よろしくお願いたします。

また、この時間帯は、大変睡魔に襲われる時間帯でございますけれども、いましばらくのおつき合いをお願い申し上げます。

市長に対しては、中山間地域対策とコロナの感染状況。そして教育長に対しては、文化財の保護行政をはじめとする教育行政について、一般質問を行います。

6月議会と重複する部分があると思いますが、お許しをいただきたいと思います。

まず、はじめは、中山間地域対策についてであります。

御案内のとおり、高知県は昨年の6月から今年の1月にかけて、10年ぶりとなる集落実態調査のアンケート調査を行ってきました。その結果の中間報告によると、人口の減少率及び高齢化率をはじめとする人口減少問題等が進む中で、地域のコミュニティー機能が低下するなど、著しい課題が表れてきているとことでもあります。

中山間地域において、どの課題を見ても、他の地域で生活をしている方々に比べ、大変厳しい結果であったと言われております。

高知県は、このような調査結果を受けて、新たな対策や支援の必要が求められてきておりますので、急ぐ方向であります。

私は、6月議会において、国民の生存権をうたった憲法25条について質問した経緯があります。

憲法では、全て国民は、これは市民ともいえるわけですが、全て国民は、健康で文化



的な最低限度の生活を営む権利を有する、とうたわれています。宿毛市内どこで生まれて生活しようが、皆が等しく、共に生きる権利があるのであります。

市長は、いろいろと答弁されましたが、今回は憲法観についての質問はいたしません、私は、これが憲法にうたわれた理念であると思います。

市長は、高知県が示した市内における59か所の集落についてのアンケート調査の結果については、結果が出たばかりであり、具体的な取組については、この内容について、しっかりと分析をしながら、高知県と連携して取り組んでいきたいと答弁されました。

また、宿毛市では、当初、65か所の集落での調査の予定でありましたが、結果的に59か所の集落の調査であったようでありました。

そこでお伺いいたしますが、高知県から宿毛市に対して、今回、高知県が行ったアンケート調査の最終結果が示されたのかどうか、まずお伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、12番、松浦議員の御質問にお答えいたします。

高知県が実施いたしました令和3年度高知県集落調査につきましては、集落实態調査と集落データ調査の2つの調査から構成されております。集落实態調査部分の結果が本年4月に示されております。

その後、令和2年度、国勢調査結果を基に、市町村別、集落別の人口や世帯数などの数値分析を行った集落データ調査の結果を反映した調査結果が、最終結果といたしまして、本年9月に示されております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今、企画課長のほう

から、9月に最終結果が届いたということではありますが、高知県からの報告を受けて、調査内容についてどのような分析をしているのか、その分析を基にして、高知県とどのような協議を行ってきたのか、お伺いいたします。

前回の質問以来6カ月が経過しておりますので、その対応について、お伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、12番、松浦議員の質問にお答えをいたします。

本年6月において答弁した内容とも少し重複いたしますが、今回の集落实態調査の結果、人口減少や高齢化のため、地域としての機能が低下し、主要産業が衰退していることが分かりました。

また多くの方が、今後の集落は、現在より衰退しているだろうと考えているなど、集落を取り巻く現状の厳しさが改めて浮き彫りとなりました。

それと同時に、それぞれの集落に対して、愛着や誇りを持っている方が多くいることも、併せて明らかになりました。

このような分析を背景に、本年8月に高知県産業振興推進部と意見交換の場を持ち、高知県が推進してきた集落活動センターや、小さな集落活性化事業の活用等について協議を行いました。

この小さな集落活性化事業は、今回の集落实態調査の結果を踏まえた県の対応策として、市町村が選定する小規模集落に、高知県が専従の集落支援員などを配置する事業でありまして、今年度から実証事業として一部の市町村で実施している事業でございます。

本事業は、実証モデルの成功事例を参考に、令和6年度から県全域に展開する計画となっておりますため、本市といたしましても、本格実施に向け、県との協議を重ねてまいりたいと考えて

おります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今、るるにわたり、企画課長から答弁をいただいたわけですが、市長は今回、高知県が行ったアンケート調査の結果について、宿毛市で調査をした59か所の集落について、どこに問題、課題があり、どのような対策をしなければならないと考えているのかについて、市長の所見をお伺いし、お示しをいただきたいと思っております。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

集落実態調査の結果、本市の集落には、人口減少や、そして地域の機能低下といった課題が見られております。

集落を活性化するために重要な取組は、移住者を受け入れる取組と、3割近くの方が回答しているといった結果も出ております。

本市では、人口減少に対する移住促進の取組として、空き家バンクの事業を実施しておるところでございます。今回、調査の対象となった集落においても、今年度、空き家バンクへの登録があったところでございます。

その登録物件には、複数の問い合わせがあり、また内覧もされた方もいたところでもございます。

そして、今回の調査対象集落ではありませんが、同程度の小規模集落で、平成28年度と令和2年度に1件ずつ、市が空き家を借り上げてまして改修をし、いずれも移住者の方が入居をされているといったところもあります。

こうした移住促進の取組が、さらに必要だと考えておりますので、今後も空き家を活用した移住促進事業を継続すると共に、定住につながるよう取り組んでまいりたいとも考えておりま

す。

また、人口減少や高齢化のため地域活動が減ったという意見があるなど、地域の機能低下という課題に対しましては、集落活動センターや、小さな集落活性化事業の活用などを検討しながら、解決に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

やはりそういった集落には、今も住んでいる方がおられて、そういった形の中で、その地域力を上げていくために、またそういったIターンであるとか、Uターンであるとか、そういった方々を受け入れるに当たっても、その地域の方々の、まずは理解もしていただかないといけませんし、何よりもその方々が、それを望んでいないといけないというふうに思っております。

そういった意識も含めて、しっかりと持っていただけるように、一緒になって行政として取組をしないといけないというふうに強く思っておりますので、そういう取組も重ねてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今、市長のほうから人口減少の対策について、移住促進、空き家を活用した移住対策を早急に取組をしなければならない、これが一番だというふうな発言があったわけでございます。

それでは、具体的な課題について、お伺いをいたしたいと思っております。

人口減少と高齢化の問題に、どのように対処しようと考えておられるのか、お伺いいたします。

この問題については、先ほど答弁があったとおりだと思いますが、移住対策をしっかりとやっていきたい。

また、他の集落に比べて人口が減る中、中山間集落の維持管理も大変厳しくなっております。

中でも、地区の方々が大変大事にしてきている祭りや、伝統行事の継承問題等についても多くの課題があるのであります。

私もこの秋、ふるさとである母島地区の秋祭りに参加してきました。島民は、非常に少なくなっております。私自身、以前の大変にぎやかな祭りを経験してきた一人として、大変寂しい思いをしたものであります。

まさに、これも先ほど質問しましたように、人口の減少によるものであります。人口の減少が、こうした伝統行事の継承問題にもあらわれています。

こうした人口が減り、これまで幾年と続いて地区の皆様が大事に守り続けてきた伝統的な行事の継承が難しくなっている地区が、中山間の地域では多くあるのが現実であります。

こうした宿毛市の状況をどのように把握しているのか、そしてどのように考え、対応しようと考えているのか、お伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、松浦議員の一般質問にお答えします。

地域の伝統行事につきまして、宿毛市では、中山間に限定したものではありませんが、平成19年度、23年度、令和元年度に祭りの調査を実施しており、この短い期間でも実施しなくなったり、縮小したという事例が見受けられました。

その後、新型コロナウイルス感染拡大により、祭りは軒並み中止になっておりましたが、現在、徐々に再開しつつある現状でございます。

平成23年度の市内の調査では、映像によって祭りの記録保存をしており、中断した祭りを再開する折など様々な活用が考えられます。

このようなこれまでの調査の蓄積を、地域の伝統行事の継承に役立つよう活用したいと考え

ておりますので、再開や従来どおりの規模で実施する折には、歴史館まで御相談いただけたらと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 御苦労さまでございます。

市長が、先ほどの答弁の中で、移住政策という部分で、これの重要性について、るる答弁があったわけでございますけれども、この移住促進政策と関係すると思いますが、情報通信に関して、インターネットの通信環境については、つながらないとする地区が現在も多くあるとのことですが、宿毛市の実態について、どのような状況であるのか、お示しをいただきたいと思っております。

今後、どのような対策を講じる必要があるとお考えか、お伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、12番、松浦議員の御質問にお答えいたします。

宿毛市では、都市部と地方のインターネット環境等の情報格差の是正を目的といたしまして、平成21年度当時に、インターネット環境の整備を希望された地域につきましては、公設により、光ファイバーケーブルを整備いたしました。

また、当時、インターネット環境の整備を希望されていなかった地域でありましても、通信サービス事業者が独自に光ファイバーケーブルを整備することにより、インターネット通信環境のサービス提供エリアは拡大してまいりました。

しかしながら、通信サービス事業者の整備では、サービスへの加入者数が余り見込まれないなどの理由によって、橋上町還住藪や小筑紫町石原の一部、沖の島など、光ファイバーケーブルの設備が十分に整備されていない地域が存在します。

こうした地域に対しまして、多大な費用が発生する光ファイバーケーブルを、公設で追加整備することは困難でありますことから、通信サービス事業者へ整備を打診しております。

また、光ファイバーケーブルの整備がされていなくても、携帯電波が通じる地域に関しましては、無線通信技術の進歩により、通信事業者が提供する各種無線Wi-Fiサービス等の代替手段にて、インターネットを使用することが可能であることから、携帯電話のエリア外の地域に関しましては、国に対して毎年度、整備に対する要望を行っております。

引き続き、市内全域の地域において、携帯電波の利用ができるよう、尽力してまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今、インターネットのつながりにくい地域は、還住藪と沖の島地区と言われたわけですが、ほかにはないですか。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、松浦議員の再質問にお答えいたします。

答弁の中で、橋上町還住藪と小筑紫町石原の一部、沖の島などについては、光ファイバーケーブルの整備が十分にされていない地域として、例として挙げさせていただきました。

質問にあるように、光ファイバーのケーブルが十分に整備されていない地域が、この地域ということでもあります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 次は、教育長にお伺いをいたします。

文化財の保護行政についてであります。

先月19日の高知新聞報道によりますと、高

知市の朝倉に現存する旧陸軍歩兵第44連隊弾薬庫と、その講堂について、国の文化審議会は、文科省に対して登録有形文化財とするよう答申したとの記事を拝見いたしました。

教育長は、私への答弁の中で、高知県は宿毛市をはじめ30か所の戦争遺跡の調査を行い、保存の在り方を協議する予定であると力強く言われましたが、その後、この問題について、高知県と協議をされたのかどうか、お伺いいたします。

併せて、協議をしたとすれば、その内容について、お示しをいただきたいと思っております。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 松浦議員の一般質問にお答えさせていただきます。

高知市の旧陸軍歩兵第44連隊弾薬庫と、その講堂に、国の登録有形文化財への文化審議会答申があったことで、この高知県の取組を参考にしている宿毛市としましては、市内の戦争遺跡に対しましても、高知県による調査や協議が加速していくものと考えております。

11月25日には、高知県から鶴来島、宇須々木の戦争遺跡に現地調査が入り、宇須々木では、弾薬庫について今回の旧陸軍歩兵第44連隊弾薬庫との比較もされましたが、本市との本格的な協議は、今後の高知県による全県下の調査が進んでからになるかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今、教育長が、高知県から調査に来たということですが、高知県と協議をしたかということで、私は質問したと思うのですが、高知県と協議をされたのかどうか、お伺いします。

そして、その協議の内容について、構わなければお示しをいただきたいと思っております。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 再質問にお答えいたします。

県と協議をしたかということですが、協議は現在、しておりません。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 現時点では、協議はされていないということでありませけれども、今後の予定等について、分かっておればお示しをいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁の最後に申しましたように、今後は、高知県による全県下的な調査が進んでから、そういったところの協議をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 教育長が、同じく全県下的な保存の在り方の議論に、私も参加していきたいと答弁をされました。このように、教育長として、全県下的な協議に参加する決意を明らかにしましたが、協議に参加する教育長として、積極的に発言をされると思いますが、私としては、その協議に臨む教育長の姿勢が重要であると考えます。

教育長としては、現存する鶴来島の戦争遺跡について、宿毛市の貴重な財産であるとの観点から、文化財として指定をし、その上で保存と活用すべきと考えているのかどうか、お伺いいたします。

私たちは、2017年8月29日以来今日まで、この鶴来島にある戦争遺跡が大変重要な遺跡ではないかとの観点から、これまで13回にわたり、調査活動をしてきました。

鶴来島は御案内のとおり、高齢化による人口減少が進んでおり、今、対策を講じなければ、後になって悔いを残すことになると思います。

高知県との協議に参加する場合における教育長の姿勢について、お伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答えいたします。

先ほど紹介しました高知県からの現地調査で、鶴来島につきましては、龍頭山山頂の砲台跡や、島北西側の防備衛所など、現在、見ることができると確認されました。

太平洋戦争開戦直後から基地化した鶴来島、そして終戦時には、第8特攻戦隊の司令部があった宇須々木など、宿毛には豊後水道防衛の拠点となる基地が置かれ、現在までその遺構をとどめております。

高知県との協議の中で、今回の旧陸軍歩兵第44連隊弾薬庫と、その講堂と同様に、登録有形文化財を目指すことになった場合には、まず所有者の了解のもと、測量や基地跡の実態など、調査や情報収集を重ねる必要があります。

そして、十分な情報が整った時点で、宿毛市から高知県への副申と共に、文化庁に登録の意見具申をすることで手続が開始され、文化審議会で審議、答申を経て、登録に向かうという手順になっております。

なお、登録有形文化財に登録された場合でも、遺跡の管理が所有者に帰することは、指定文化財と同様ですので、申し添えておきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 高知県や国と協議の先行する動きについて、少しでも早く追いつくように、格段の努力を求めていると思っております。

次は、不登校対策についてでありますけれども、この問題については、昨日の野々下議員が質問しましたので、割愛をさせていただきますが、1点だけ教育長にお伺いいたします。

まさに全国的に不登校と家庭における虐待が増加しているとのことであります。

私は、この問題を解決するには、学校現場と保護者の情報交換といいますか、意思統一が必要であると考えます。

学校現場との連携について、どのようなことが行われているのか、宿毛市の取組状況について、教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 松浦議員の質問にお答えいたします。

昨日も野々下議員からの質問にお答えしたとおり、議員おっしゃるように、保護者と学校、そして子供がしっかりと問題を直視しながら、コミュニケーションをしっかりとっていく、そういうふうなところが重要と思います。

それと、学校だけでなく、もちろん教育委員会も、そしてほかの関係機関も、特に虐待問題なんかは福祉の関係とか、そういったいろんな関係と連携を図りながら、問題解決に取り組んでいくことが重要な課題ではないかというふうに、私のほうは認識しておりますので、そういった形で、今後も共に力を合わせて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） ぜひ、保護者、学校は現場の皆さんそれぞれ対応する部署があるかと思いますが、学校は学校でエゴがあって、学校はあまり発表したくないとかいう部分が多少あるんじゃないかなという思いがするわけでございますけれども、ぜひそこらあたり、保護者との意思統一を図る、これもまた大変重

要な取組の一つであるというふうに、教育長も申されましたので、そこらあたり含めて、対応をしっかりとお願いをし、一人でも多くの子供たちが、通常の学校生活が送れるように、御努力をお願いをしたいと思います。

次は、コロナウイルスの感染の状況について、お伺いいたします。

この問題についても、先日、川田栄子議員から質問があったわけでございますけれども、多少、重複する部分があるかと思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

私自身、濃厚接触者として、5日間自宅で待機し容態を見てきました。現在、コロナウイルスの感染が第8波に入ったと報じられていますが、私たちには、市内の感染の状況が全く分かりません。

専門家によると、この冬場を控えたこの時期を考えると、今年は新型コロナウイルスとインフルエンザが同時に感染する気配があるのではないかとされています。

そこでお伺いいたしますが、多くの市民が不安になりながら生活をしています。今日の宿毛市の感染の状況について、分かる範囲でお願いをいたします。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、12番、松浦議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の本市の発生状況としましては、高知県が公表しております感染症患者の発生状況等による情報でしか、本市としても分からない状況でございます。

以前は、市町村別の患者数の公表がなされておりましたが、令和4年9月26日から全国一律で全数把握の見直しが行われたことに伴い、高知県においても、9月27日公表分から市町村別の把握はしておりません。

現在、地域別の感染状況の目安としましては、保健所管内別患者数として、患者の居住地ではなく、報告のあった医療機関の所在地で整理された患者数が公表されております。

このようなことから、市内の感染状況をお示しすることはできませんが、幡多福祉保健所管内の患者数の推移により、一定の感染状況の傾向を見ることはできると考えておまして、最近の状況としましては、感染者数は多くなっている傾向にあります。

また、感染状況による対策につきましては、高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安及び県内の感染状況を踏まえた対応方針に準じて、市民への啓発や本市主催の事業の実施等について判断するなど、引き続き、状況に応じた対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 全国一斉の全数把握が中止になったということで、宿毛市の状況は分からないということでありまして、そういう面で、幡多福祉保健所管内の数字で、一定分かるんじゃないかなということですけども。

ということは、5回目のワクチンの接種状況を聞いても、大変難しいのではないかと思いますけれども、分かれば教えていただきたいと思っております。

5回目のワクチン接種の状況、今日の時点で構いませんので、お示しをいただきたいと思っております。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

まず、5回目の接種状況ということですが、御理解いただきたいのが、現在実施しているワクチン接種につきましては、オミクロン株に対

応したワクチン接種となっております。

このオミクロン株対応ワクチンの接種は、12歳以上の初回接種1回目、2回目完了した方が対象となりますので、個人の接種歴から、3回目になる方、4回目になる方、5回目になる方と、それぞれ違いがありますので、昨日、川田議員の御質問に対してお答えいたしました内容と同じになりますが、再度、オミクロン株対応ワクチンについての接種状況について、お答えさせていただきます。

12月7日時点で、12歳以上の対象者、1万6,169人に対しまして、6,016人の接種が、現在完了しておまして、接種率は37%となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 実は、私も、11月27日でしたか、5回目の予防接種を受けました。

そのときに、市役所の庁舎1階のロビーに人が、うようよするような、4回目まではあったと思うんですけども、5回目は非常に少なかったという感じがするわけございまして、このことが、コロナウイルスの感染状況と比例するのではないかなという感じもするわけございまして。

非常に寂しいというか、情けないというか。昨日の質問を聞いてますと、打たないほうがよいみたいな話もしてるわけですけども、実は5回打ったということでもあります。

政府は、新型コロナウイルスの感染症について、現在、2類相当として強い感染症対策を行っております。これを季節性インフルエンザと同じく、5類に緩和しようとしています。

5類に変わることで、市民生活にどのような問題なり、影響が生じると考えているのか、このことについて、市長の所見をお伺いいたしま

す。

併せて、これまで新型コロナウイルスの対策で、多くの交付金が、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金という名目で確保されていますが、2類から5類になることで、財源確保の状況はどのようになると考えているのか、併せて所見をお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

新型コロナウイルスについて、2類相当から5類へ緩和された場合、市民生活にどのような影響が生じるかとの御質問ですが、現在、厚生労働省において、新型コロナウイルスの感染症法上の分類の見直しに向けた議論が、本格的に開始されたばかりでありますので、5類に緩和された場合の状況につきましては、国からは、何も示されておらず、現時点で市民生活への影響について、どのようなことがあるかをお答えすることはできませんが、仮に一般的な5類の感染症と同じ扱いになるとすれば、外出自粛の要請などの行動制限がなくなることや、一般の医療機関で診察が受けられるようになる一方で、治療費は、保険適用以外の費用は原則自己負担となり、ワクチンにつきましても、現在は無料ですが、自己負担が求められることなどが想定されます。

また、財源の確保についての御質問に関しましては、議員も御承知のとおり、これまでの新型コロナウイルス対策に関連する大きな予算としましては、ワクチン接種に係る費用の財源となる新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金及び新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金や、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るために、必要な事業の財源としております新型コロナウイルス感染症対応地方創

生臨時交付金がございます。

ワクチン接種に係る予算につきましては、分類の見直しがされた場合は、その後のワクチン接種の状況により、示されるものと認識しておりますが、地方創生臨時交付金につきましては、感染症対策という主たる目的のほかに、地域経済対策や生活困窮者などへの支援など、新型コロナウイルス感染症がもたらす多様な影響への対策に要する費用の財源として交付されるものでありますので、現時点では2類相当から5類へ緩和されることによる交付金額への影響につきましては示されておりませんので、引き続き、国の動向に注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） この問題も、今現在、進行形という形で、具体的な部分についてのお答えがなかったわけですがけれども、市民の接種が有料になるということで、接種率が下がる思いがするひとりでございますので、ぜひとも頑張ってくださいたいし、声を上げていただきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（寺田公一君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時04分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 2時16分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） 8番、山上です。一般質問通告書に従いまして、進めさせていただきませんが、私が最後ですので、もう少し辛抱していただきまして、答弁のほうをよろしく願いいたします。



それでは、道路の関係から始めさせていただきます。

まず、1番目の項目ですが、市道などの整備、維持管理について、お尋ねいたします。

庁舎前の道路についてであります、歩道の縁石切り下げ部分の赤いボラードは、いつ、何のために設置されたのでしょうか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、山上議員の質問にお答えいたします。

縁石切り下げ部分の赤いボラードにつきましては、開庁当初に、駐車場入口付近の縁石に乗り上げてしまうといった事例がありましたので、注意喚起のため、本年6月上旬に設置したものでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） ちなみに、庁舎前の道路の種別ですが、道路構造令では何に当たるのか。また、市には同種の市道はどのくらいあるのか、お示しいただけますでしょうか。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、山上議員の一般質問にお答えします。

県道宿毛城辺線から市役所庁舎までをつなぐ市道高台1号線につきましては、高知県開発許可基準に基づき整備を行っており、道路構造令に当てはめると、第3種の規準に該当する道路となります。

また市内には、市道高台1号線と同様に、車線が2車線あり歩道のある市道の延長は、約20キロメートルであります。

以上です。

○議長（寺田公一君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） それでは、庁舎前の道

路と同等の市道との違いはあるのでしょうか。

もしないとすれば、同様の市道全てに歩道の縁石切り下げ部分には、ボラードを設置するのでしょうか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、山上議員の一般質問にお答えします。

市庁舎の出入り口につきましては、庁舎管理として、施設管理者が注意喚起のために必要と判断して設置したものになります。

そのほかの市道の出入り口においても、施設及び土地の所有者などから申請があれば、現地状況などを確認した上で、申請者の負担にはなりますが、設置していただくことはできます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） ボラードは、道路管理者が設置する道路施設ではないということが分かりました。

ということは、道路の問題を隣接する施設側がフォローしているように見えますが、それにしても、市庁舎前のボラードは、6月に設置したということですので、庁舎開庁してから1カ月ほどして設置されておりますが、それまでには入口の縁石に乗り上げた車が結構多くあるようで、その痕跡が見て取れますし、ボラードが設置した後でも、車が乗り上げて、ボラードのベースプレートには、タイヤの痕跡があります。

これらを見ますと、ボラードの効果は少ないということをお話しているようにも思います。

そこで、6月議会で、このことに関する質問が高倉議員からありました。

その答弁には、検討するということでしたが、庁舎東側駐車場の出入り口の検討はされたのか。その結果、どうであったのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（寺田公一君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、山上議員の質問にお答えいたします。

現在、庁舎東側駐車場の出入り口につきましては、庁舎建設の建設会社が、庁舎の設計時に駐車場に出入りする車の軌跡等の検討を行い、現在の形となっております。

ただ、駐車場の出入りがしにくく、御不便をおかけしている現状があることは、認識もしております。

駐車場利用者の利便性や、歩行者の安全確保等を総合的に勘案し、少しでも来庁の皆様にとストレスなく御利用いただけるように、検討作業を進めておまして、できるだけ早く対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） いろいろとお伺いしましたが、駐車場入口の乗り上げた縁石部分の一部を撤去して広くすれば、大きく改善されるのではないかと思います。どうしてボラードを立てる前に、縁石の一部を撤去する案が出てこなかったのか、不思議に思います。

例えば、私がいただいた図面に、自分で軌跡をおとしてみましたが、小型車、普通車といわれるものでおとしてみましたが、この入口の西側の部分が、かなりきつと言わざるを得ないというふうに思います。

その意味では、市のやることは完璧で、利用する者が悪いというふうにも見えてきますが、まずは検討された内容を早く実施していただけるように、改善を図っていただけるようお願いしたいと思います。

次の道路関係は、都市区画決定された高規格道路と交差する市道についてであります。通告には、市道錦線などという書き方をしておりますけれども、その他としては、小深浦線、大

深浦線、志沢尾線になります。これらの市道の幅員などを含めて、どのようにしていくのか。また国との協議は、どこの辺まで進んでいるのか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、山上議員の一般質問にお答えします。

まず、高規格道路である宿毛内海道路の進捗状況につきまして、御説明させていただきます。

令和3年12月10日に都市計画決定されまして、そのうち高知県側につきましては、宿毛新港から一本松が、今年度より新規事業化されているところです。

事業化されています宿毛新港から一本松につきましては、令和4年10月に測量・調査立入説明会が開催され、国土交通省からは、今年度より現地調査及び測量に入り、引き続き地質調査を実施していく予定とお聞きしている状況です。

御質問のありました宿毛内海道路と交差する市道の幅員などにつきましては、今後、市として、市道の整備方針を決定し、国土交通省と協議をする予定としております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） 宿毛市が事前復興を標榜するのであれば、これらの市道を都市計画等で、その幅員を担保する必要があるのではないかと思います。その辺の認識をどのようにお持ちなのか、お伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、山上議員の質問にお答えします。

都市計画道路については、都市の拠点間や、幹線道路を結ぶ道路網としての位置づけと、まちの構造や土地利用を誘導、形成していくことを目的に都市計画決定されます。

現状の市道錦線を見ますと、沿道には既に圃場整備された農地が広がり、錦の集落付近で路線終点となっており、農用地としての土地利用や、交通量、道路接続を踏まえると、都市計画道路としての位置づけは難しいと考えております。

しかし、今後の事前復興まちづくり計画の策定や、高規格道路の事業化により、新しい拠点整備、あるいは土地利用が形成されるようなことがあれば、これらと一体的な都市計画道路の計画も考えられると思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） これら4本の市道を結ぶ意味からも、高規格道路に沿って、北側には歩道を持った幅員の市道を設けることを、以前から折に触れて指摘させてもらっておりますが、これらの市道実現には、都市計画道路以外でも、道路幅員や断面構成などを担保できる方法があれば、その方法を用いていただければと思います。

続きましての道路は、生活道路についてであります。

市道などの生活道路は、凹凸というふうに読んでしまうと、滑らかなように聞こえますけれども、でこぼこですね。これが目につくようになってきておまして、雨が降りますと、水たまりが連続する状況で、歩きにくい。それと、またでこぼこにつまずいて、ひざを擦りむいたといった方も、私の周りにはおられます。

補修はできないかというような要望も、よく耳にします。これもちょっと写真を撮ってきたので、見ていただらと思うんですが、雨が上がって、大分たってからのことですから、大分乾いた状態ですけれども、こんなような状態というのが、ひとつ、例だけですけれども、こういうような状況が、結構、市内のあちこちにある。

私の地区では、掘れ込んでいるようなところもあつたりします。

そこで、アスファルトのオーバーレイをかけるなどの補修ができないものかと思いますが、これらの道路の補修計画はないのでしょうか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、山上議員の一般質問にお答えします。

宿毛市の市道は、総延長約390キロメートルあり、多数の路線を管理していることから、先ほど議員のお示しいただいたように、様々なところで老朽化に伴う舗装の損傷が生じており、地域の住民の皆様からも、路面の補修について日頃より御要望をいただいているところです。

また、10月、11月に開催しました地域懇談会におきましても、路面の補修をはじめ、道路などの維持管理につきまして、市民の皆様から様々な御意見、御要望をいただくことができました。

こうした状況の中、毎年限られた予算ではありますが、近年、道路の維持管理予算を増額しており、今年度の当初予算は平成26年度の当初予算と比べまして、約2倍の5,270万円を計上しているところです。

また、市道の認定路線ではない、地区内の生活道路の整備につきましても、少しずつではありますが、予算を増額しているところであります。

今後も路面の補修につきましては、職員のパトロールのほか、地域住民の皆様からの御連絡や御要望により、状況把握を行い、その都度、現地の状況などを勘案した上で、ポットホール補修や、先ほど議員のおっしゃられたアスファルト舗装のオーバーレイ工法などにより対応を行い、適正な市道の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） 私の周りの方からは、大きな道路、幹線道路のことですけれども、そのような整備も大切ではあるが、家の周りの10メートルを道路補修をしてほしいというようなことを言われます。

高齢者の方々からしてみれば、当然の要望であろうと思います。できるだけ早く、生活道路が往来しやすい状況になるようにしていただくことを望みます。

次の道路は、狭い道路、狹隘道路の件ですが、道路ということで、とってつけたような質間になりましたけれども。

市内の都市計画区域内の幅員4メートル以内の道路の建築時のセットバックについて、お伺いをいたします。

宿毛市の建築基準法第42条第2項の道路は、いつから指定されているのか、お示しいたげますでしょうか。

○議長（寺田公一君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） お答えします。

建築基準法では、緊急車両の通行や防災安全上の観点から、建物を都市計画区域内へ建築する場合、原則、幅員4メートル以上の道路に接していなければ、建築することができません。

しかしながら、幅員4メートル未満でも、特定行政庁である高知県が、建築基準法第42条第2項の規定による、いわゆる2項道路に指定した場合、建築時に道路の中心線から2メートル後退させることを条件に、建築することができます。

宿毛市における2項指定につきましては、昭和35年に68路線を一括指定し、その後、道路周辺の宅地化など、土地利用の変化に合わせ94路線を追加指定しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） 指定については、結構以前からされておりますが、2項道路と思われるところに接している建物で、指定されたときよりも、新しいと思われるところがセットバックされていないところがありまして、宿毛市では、建築主事がいませんので、特定行政庁ではありませんので、このような2項道路に、市はどのように関わっているのか、お示しいたげますでしょうか。

○議長（寺田公一君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 2項道路に対する県と宿毛市の役割分担について、お答えいたします。

建築確認の審査には、2通りの方法がありまして、宿毛市を經由し県が審査する方法。または、民間の指定確認検査機関が審査する方法があり、申請者はどちらかを選ぶことができます。

宿毛市を經由する場合は、都市建設課の職員が建築する敷地の用途制限や、接続道路がどのような種類で幅員は何メートルあるかなどを調査、付記した後、幡多土木事務所の建築主事が、建築基準法に適合した設計がなされているかを審査しています。

一方、民間の指定確認検査機関が審査する場合は、県も宿毛市も申請書類を直接審査することはありませんが、指定確認検査機関から都市建設課へ、接続道路に関する道路確認依頼書が送られてきますので、敷地が接する道路が建築基準法のどのような位置づけの道路なのか調査し、回答をしています。

また、県には、指定確認検査機関より審査結果の報告が行われております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） 現実には、宿毛市の場合、都市計画区域内であっても、消防車が入れ

ないようなところに住宅が立地しているのが現状で、狭いままとっております。

特定行政庁が、先ほど言われましたように高知県の土木事務所になっており、そこで建築時のセットバックの指導などが行われておりますので、そこで県の建築行政に対して、もっと注文をつけていくべきではないかと思いますが、その辺のところ、どのようにされているのでしょうか、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（寺田公一君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） お答えします。

2項道路のような狭隘道路は、防災の観点からも、セットバックなど建築制限等の対応が必要であると認識をしております。

建築確認の審査については、県と市町村が意見を交わす担当者会が、毎年度、開催されておりますので、2項道路のセットバックによる効果が、より確実になるよう、宿毛市の現状や課題を踏まえ、伝えてまいります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） そのようなことをしても、効果が限定的であれば、現実的には、以前にも宿毛市が特定行政庁になるべきであるとの質問をしたことがあります。宇和島市のように、4号物件だけ——4号物件と言いますと、200平米以下で木造の2階建て程度というふうに御理解いただけたらいいと思いますけれども、このような建物のみを確認などを行う、限定特定行政庁になることだと思えます。

宇和島市の担当者に聞きますと、宇和島市は自らが指導できるようになって、道路のセットバック（後退）が随分と進展したということでもありました。

できれば宿毛市も、宇和島市を見習うべきではないかというふうに思います。

続きまして、大きな項目の2番目になります

が、西部地域小中学校の予定地について、お尋ねいたします。

この項目を一般質問通告書に追加するため、通告書の提出が遅れまして、最後になってしまいました。

なぜ質問させていただくかと言いますと、先日の開会日に、予算決算常任委員会の令和3年度の決算認定の報告がありました。その中に、西部地域小中学校の敷地に関しまして、まち全体をつくり上げていくという視点で、というのがありましたが、このことを補足する意味も含めて、質問させていただくことになった次第です。

内容的には、計画の地盤高さを、いま一度、再考を求めるということであります。

その補足説明と言いますのは、通告書にありますように、街から市庁舎が見え、市庁舎からも街が見えるようにということでもあります。

街をつくっていく上で、街を視覚的に一体感を持たせることは、非常に重要なことであります。都市景観をつくっていくわけですから、学校が学校の敷地のことだけを考えるというのは、駄目だというふうに思います。

周辺との関係性も含めて考えていくべきで、今の計画では、敷地内のことだけしか考えていない。対症療法に過ぎないというふうに思います。

街をどのようにしていくのかということを含めて、再考すべきではないかと思えます。

その意味から、学校敷地の標高は市庁舎レベルと同じ、あるいはもっと下げてもよいのではないかというふうに思います。

全体の事業費としては、増加するものと思いますが、それは、全体の事業費が2倍になったり3倍になったりするわけでもないというふうに思いますので、もっと街全体のことを考えて、地盤を下げることで、視覚的な一体感を持たせ

た都市景観をつくっていくつもりはないか、その辺をお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 山上議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、山上議員のほうからは、金額のことばかりじゃなくということでございましたが、少し答弁が金額のことになっております。

西地域小中学校の敷地の高さにつきましては、適地調査におきまして、造成に係る費用と、学校に必要な敷地面積を考慮して、決定をしたところでございます。

当初は、議員の御提案のような、庁舎と同じ高さにする案も検討しておりましたが、残土処理費が多額となり、造成事業費が約23億円と見込まれていたところでございます。

また、残土の処分に当たっては、10トントラックで、延べ約6万9,000台に及ぶ残土を計画敷地外へ運搬が必要ということでございまして、その現実難しいという、当初計画でございました。

そのため、事業費の削減と、そして残土処分の課題の解消のためとなっておりますが、それによりまして、庁舎より約10メートル高くなりますが、原案としたものでございます。

原案では、概算ではありますが、造成事業費が約17億円と、その差が約6億円の減額となっております。

なお、宿毛小学校中学校の建設工事でもありましたように、大規模な工事の実施に当たっては、地盤等の影響により大幅な事業費の変更等、今後大きな増額の可能性もあるということは、御承知をお願いしたいというふうに思います。

西地域の小中学校の早期建設に向け、本市の財政状況も鑑み、現状案としたものでございます。

また、街全体ということも当然大切だと思

ますので、結構高い所にある学校もございます。そういった形の中で、全体像として10メートルの高さでやった場合に、どういうふうな、この辺りは形になって、どこからどのように街が見えるかといったことも、当然、検討というか、そういうことを決めていく中で、一つの考え方として取り入れながら、決めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） 再質問になります。

ただいま答弁がありました、事業費について、お聞かせいただきたいと思ます。

残土をどのくらいの距離に運ぶ工程をされているのか、またその処分場は購入されるのか。さらには、ダンプの費用はどのくらいを占めているのかなど、市庁舎と同レベルとした場合と、10メートル高いケースの造成費のそれぞれの内容を教えてくださいませんか。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

残土の処分地につきましては、適地調査では、周辺に残土処理場を設けず、運搬距離9.5メートル以内になりますが、こちらの産業廃棄物処理場にて処分する計画としておりますので、処分地の購入等は、計画をしていないような状況となっております。

先ほどの答弁でもお答えした、造成費のそれぞれの内訳でございますが、まず、市庁舎と同レベルの案につきましては、残土の処分、そして運搬費が13億4,000万円。こちらを含む、土工に要する費用が16億1,000万円。そして、道路及びのり面等の整備に要する費用が2億8,000万円。調整池の整備に要する費用が5,000万円、軟弱地盤処理に要する費用が1億9,000万円、用地の測量や補償

に要する費用が1億6,000万円としております。

次に、10メートル高い案については、土工に要する費用が3億1,000万円、道路及びのり面等の整備に要する費用が8億3,000万円、調整池の整備に要する費用が5,000万円、軟弱地盤処理に要する費用が3億3,000万円、用地の測量や補償に要する費用が1億7,000万円となっております。

加えて、少しお話をすると、当然、10メートル高い案のほうが、造成期間のほうは短いというふうに想定をしているところでございまして、一つには、造成の期間というものも考慮した内容となっております。

以上でございます。

すみません、訂正をさせていただきます。

運搬距離を9.5メートルと言ったようですが、大変失礼をいたしました。9.5キロメートル以内ということでございます。

○議長（寺田公一君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） 市庁舎と同レベルにすると、残土処分に13億円かかるということですが、例えば、敷地に隣接する西部木材センターを譲っていただくことも、選択肢の一つにあってもしかるべきではないかというふうには思うんですが。

そこで、用地費を含めて、概算してみたらどうでしょうか。

用地は路線価で概算が出せますし、土工については、希望ヶ丘の事例から容易に算定できると思います。それらを比較してみますと、随分とコストが軽減できるのではないかと思います。

10メートル高くしても、切り盛りがゼロということにしていきますと、一定の広さを確保しようとするれば、擁壁等にも結構コストがかかりますので、全体比較としては、差額は減少するのではないかというふうに思います。

また、西部木材センターにつきましては、以前には防災の観点から、津波が来たときに、製材した物とはいえ束ねておりますので、流されて凶器になる可能性もありますので、工業団地などの高台に移転を促す必要があるのではないかと指摘したこともあります。危険因子を除去する意味からも、今回のケースは、千載一遇のチャンスではないかというふうに思います。

ぜひ、再度、選択肢の一つとして、検討いただければというふうに思います。

一方では、敷地レベルを下げて、校舎など建てれば見えなくなるというふうな意見もあるかと思えます。それであれば、あえて下げる必要はないと思われるかもしれませんが、しかしながら、建物の配置とか、いかに見せるのか、いかに見えるのかというようなことの配慮は、建築家であれば当然されると思えます。

市庁舎よりも10メートルも高い擁壁ができるとした場合を想定して見ていただきたいと思えます。

街側から見れば、造成のための擁壁などが、殺伐とした景観になってしまうように思えます。設計のほうも、施工と併せたデザインビルド方式のコンペにすればいいのではないかというふうにも思えます。それに造成の方法まで含めて、コンペにするのも一案ではないかというふうに思えます。

建築家は、私のようにわか建築屋と違って、街の景観と特性を読み解いて、斬新なアイデアを提案してくれることは十分可能であるというふうに思えます。

次の質問に移ります。

大きい3項目めになりますが、公共事業等におけるペナルティー（罰則）について、お伺いします。

まず、公共事業などの入札で失格になるのはどのような場合で、ペナルティーはどのように

なっているのか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えいたします。

宿毛市では、入札で失格になる者については、入札に参加する資格を有しない者が入札した場合。最低制限価格を下回る入札書記載金額を入札した場合。落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときに、落札者を決定するために行うくじに参加しない場合。明らかに談合によると認められる入札をした場合。工事費内訳書提出対象の競争入札において、工事費内訳書を提出しない場合などの10項目があります。

これらのうち、ペナルティーを受ける項目といたしましては、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときに、落札者を決定するために行うくじに参加しない場合。明らかに談合によると認められる入札をした場合の2項目があり、前者は指名停止措置を行う対象となり、後者につきましては、場合によっては指名停止のほか、公正取引委員会の調査等により、課徴金などの重いペナルティーを受けることとなります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） それでは、工事や設計で、評価点をつけると思いますが、その評価点とペナルティーの関係は、どのようになっていますでしょうか、お示しいただけますでしょうか。

○議長（寺田公一君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えいたします。

宿毛市では、成績評価を行っていませんので、評価点はございません。

ただし、契約の内容に適合しないと認められ

る部分があれば、内容に応じて成果物等の補修や追加、損害金を請求するとともに、指名停止等の措置を行うなどのペナルティーを与えるケースもございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） 設計であれ工事であれ、成果物に対して一定の評価はすべきであると思います。それを設計者や施工者に知らしめることで、業者の技術力の向上にもつながると思いますので、ぜひとも導入をしていただければと思います。

次は、この場所ですね。希望ヶ丘の造成に関係しますが、成果品の評価をしていないということが、起因しているのかもしれないと思いますが、工事における問題になった件について、設計成果品については、どのような評価で、工事での問題が発覚した後のペナルティーはどのようにされたのか、希望ヶ丘の造成設計を例にして、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） お答えします。

希望ヶ丘の造成設計については、令和2年6月議会でお答えしたように、成果品に運搬計画の記載がなく、工事の契約後に判明したため、工事中に変更契約を締結することとなりましたが、工事の手戻り等の損害が生じなかったため、設計業者への損害請求は行っておりません。

しかしながら、業務委託契約書第40条に瑕疵担保の定めがあり、発注者が受注者から成果品の引渡を受けた日から3年以内であれば、受注者に対し、成果品の修補を請求できるとなっており、造成の設計業者へは作成されていなかった運搬計画の図面を請求し、造成整備土量配分計画図の追加提出を受けております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 8番山上庄一君。



○8番（山上庄一君） 小規模な入札でも、指名停止の可能性もある中で、設計における積算内容に問題があったにも関わらず、何のペナルティーもないということは、どこかおかしいのではないかというふうに思いますが、ここではどこが悪い、ここが悪いと議論しても、多分水かけ論になると思いますので、これ以上は質問しませんが、別の機会に譲りたいと思います。

次に、4項目めの園芸用の木質ペレットボイラー導入の助成についてであります。通告書にも書きましたように、化石エネルギーの高騰による経営圧迫に対する経営安定化などを図るよう、助成制度を創設することを考えていないかということなんです。ハウス園芸をやっている農家は、円高などの国際情勢による影響で、原油価格が高騰し、経営を圧迫していると聞いております。

そこで、国際情勢に影響される化石エネルギーから、あまり影響を受けない地場産の木質エネルギーに転換するための施策として、助成制度ができないかということなんです。カーボンオフセットなどの面からも、自然エネルギーにシフトすることは大きな意味がありますし、林業の活性化にも寄与するものと思います。

また、エネルギーの安定供給が図られることになり、地元の山からできる木質ペレットを燃料としたボイラーへ転換する意義は大きいものがあるというふうに思います。

以上のことから、助成の必要性を感じるところですが、そのお考えはないでしょうか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、8番、山上議員の一般質問にお答えいたします。

近年の原油価格高騰の現状は、宿毛市の施設園芸農業の経営にも大きな影響を及ぼしており、二酸化炭素実質排出量ゼロを目指し、ゼロカー

ボンシティ宣言を掲げる本市において、園芸用木質ペレットボイラーの導入支援は、森林資源の有効利活用の観点からも、大変重要なものと認識しております。

現状、園芸用木質ペレットボイラーの導入に対しての助成については、県の高知県木質資源利用促進事業が活用可能となっております。

補助率が3分の2以内となっておりますが、これまでは施設園芸農家からの要望はなく、宿毛市では、本補助事業による園芸用ハウスの木質ペレットボイラーの導入実績はございません。

しかし、先ほども述べましたように、様々な観点から推進していく必要があると考えておりますので、関係機関と連携し、先行導入事例の調査研究などを進めるとともに、助成制度の周知に努め、積極的に支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） 県の制度の利用者がいないということですが、市が上乗せ助成をすることで、自己負担の軽減を図れば、利用される園芸農家も出てくるのではないかというふうには思います。

助成制度を充実することで、宿毛市がブランド化に向けて推進しておりますイチゴ栽培の取組への支援にもつながるものではないかというふうに思います。

最後の質問に移ります。

人口対策についてということでありまして、先ほどの松浦議員の質問ともかぶってくるころがあるかもしれませんが、この件は、今年度の議会報告会の一環として、地区長連合会との意見交換会を行ったところ、筆頭に挙げられた項目がこの項目でありまして、いかに関心が高いかを示しているものと思います。

私の住む地区でも、人口は減少するとともに、

限界集落の指標の一つでもあります高齢化率も既に50%を超えているような状況で、そのほかの地区においてもそうだと思いますが、伝統行事もままならないというような状況に至っております。

通告書にも書いておりますように、人口対策は子育て支援にとどまらず、市民の生命、財産を守ることは言うまでもなく、就業機会だとか、あるいは居住環境の整備拡充なども重要ですし、高知県においては、子育てに至る前の男女の出会いにまで踏み込むというような報道もされておりました。

宿毛にも、昔は、昔と言っても50年ほど前になりますけれども、まちにはケとハレ、日常と非日常の使い分けができるような装置としての施設などがあったように思いますし、出会いの場としても、機能していたように思います。

このようなことから、出会いの場づくりにおいては、まちの在り方にまで言及するようなことになってまいりますし、人口対策はまちづくり全体に及ぶものと思います。

最近、よく耳にするのは、明石市を見習ったらどうですかというようなことがあります。子育て支援に特化した政策を行うものですが、まねたとしても、爆発的な効果は期待できないというふうに思います。

と言いますのは、宿毛市には近くに大都市がありませんし、子育て支援だけでは、人口増加策の決め手にはならないというふうに思います。

明石市は、子育て支援を厚遇することで、隣接する神戸市などから、子育て世代の移住が増加して、人口が増加したということですが、大都市である神戸市の三宮まで通勤で30分程度で行ってしまうという立地条件が大きく影響していると思います。

現状は、金が人を呼ぶと言ってもよい状況で、大都市を目指して、人が流れていくという図式

になっているように思います。

日本全体で人口が減少していく中で、宿毛市だけが增加するという事は、いたって難しい状況ですが、それでも何もしないで、指をくわえて見ているだけでは、よく言われる消滅自治体に向かってまっしぐらということにもなりかねません。

そこで、市長のまちの在り方などを含めて、子育て支援などにとどまらず、多岐にわたる施策について、お聞かせいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきますと思います。

議員からも、いろいろ御説明ありました。やはり人口減少対策というのは、移住定住促進や、子育て支援などの取組だけにとどまらず、まちづくり全体の施策が、人口減少の抑制につながるものだと捉えているところでございます。

本市の振興計画におきましても、魅力ある仕事や交流人口の拡大、そして、先ほど少しお話ありましたが、出会いというもの。この出会いから子育て、そして安心して暮らせる地域をつくるなど、大きく4つの目標を重点戦略に位置づけまして、地方創生に積極的に取組、移住・定住者を確保することで、人口減少の抑制を図ることとしているところでございます。

また、毎年の行政方針でも御説明しているところでもございますが、本市の重点施策を産業振興、観光振興、防災対策、人口減少対策、子育て支援対策、高齢化社会対策、文化芸術とスポーツ振興の7つの理念として、宿毛市発展のため、全力で現在、取り組んでいるところでございます。

その中でも、人口減少対策におきましては、私が市長に就任して以来、特に力を入れてきた施策でもありまして、移住定住推進の取組につ

きましては、平成28年度から移住定住推進室を新設をいたしまして、移住相談員も配置する中、総合的なサポートを行いまして大幅に移住者を増やしてきたところでもございます。

移住体験ツアーや短期滞在施設の提供、空き家バンクの充実などの住まいの支援、移住者交流会によるサポートなど、そのときの状況に合った事業を行うことで、移住希望者のニーズに応えるべく取り組んでおりまして、近年におきましても、空き家活用事業や子育て世帯移住支援事業、そして結婚新生活支援事業など、様々な事業を実施し、本年度からはUターン及び定住を支援するための、奨学金返還助成事業を新設をしたところでもございます。

そして、子育て支援に関わる取組といたしましては、平成30年度から子育て支援室を新設をいたしました。そして、保護者の方々が抱える悩みや心配事について、学校や保育園など各種機関と家庭児童相談室が連携して、サポートするといった体制の強化を図っておりまして、認可保育園全園でのゼロ歳児保育の実施もさせていただくようになりました。

そして、保育園同時入所の第2子保育料の無料化、幼児教育、保育の無償化に伴う副食費の無償化、また本年度より、中学校卒業までだった医療費の無料化を18歳年度末まで拡大をしたところでもございます。

さらなる子育て世帯の負担軽減を図っておりまして、今後も子育て支援に資する事業など、人口減少対策に対する事業におきましては、積極的に取り組んでまいりたいと、そのように考えているところでございます。

こういったことをいろいろやっているんですが、先ほど、議員からも御指摘をいただいたように、なかなか人口は増えることにはならないというのが現実でございます。

ただ、こういった取組をしなければ、さらな

る加速の中、人口減少が進んでいくというふうに考えておりまして、なかなか増えない、そういった現状ではありますが、こういった取組を常に粘り強く、前に進めていくというのが必要だというふうに考えているところでございます。

高知県を見たときには、県の人口の半分ぐらいが高知市にあって、そういった形の中で、例えば先ほど議員からも御指摘がありましたが、南国市であるとか、土佐市であるとか周辺は、こういった子育て施策を進めると、一時的には、そちらに人が流れていくということもあるのかもしれないんですが、なかなか宿毛市においては厳しい状況でもあります。

そういった形の中で県外含めて、特に大阪であるとか、東京であるとか、そういった大都市の周辺のほうからUターン、Iターン、そういったものを促進するような取組を、さらに進めていかなければならないというふうに思っております。

また、仕事を一定、そういったところでしてこられて、60歳、65歳で退職した方々に、またこちらに帰ってきてもらう。または、こちらに来てもらう、そういった形の中で、この宿毛市で過ごしていただくことができないのか、そういったことを、いろいろな医療現場の方々ともお話を聞く中で、これから進めていけなかなというふうに、今、試案をしているところでもございます。

いろんな形の中で、人口を増やしながらか、この地域の活性化を図ってまいりたい、そのように考えているところでございます。

そういった考えのもと、引き続き、誰もが安心して暮らせる、そしてにぎわいと活力に満ちた宿毛のまちづくりに向けて、取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、これからも、ぜひいろいろな意味で、御協力をいただきながら、一緒になって取り組みを進めてい

きたい、そのように思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（寺田公一君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） 長い御答弁、ありがとうございました。

とにかく宿毛に住んでよかった、楽しいと思えるようなまちにしていかなければ、人は減っていく一方になってしまうというふうに思います。

市民の方々が、一生を託すに足りるまちでありたいというふうには思います。

余談になりますけれども、最近、NHKの街角ピアノというのを見たことがありますか。

それで放送されております、誰でも、自由に弾くことができるというピアノを街角ピアノというのがありますが、高知県においても、四万十町の四万十緑林公園のピアノが、森のピアノというので結構放映されているようで、宿毛市でも林邸の庭あたりに、そういうものを設置することで、様々な意味において、街の活力を引き出すことに、意外と効果があるのかもしれないというふうには思います。

もちろん、これは前提条件があるんです。と言いますのは、テレビで放映されることが大前提になりますけれども。

これは余談になりましたけれども、そういうことで、意外な効果を期待できるということなので、検討したらどうかなというふうに思いました。

本当の意味で、豊かさを実感できて、潤いのある暮らしを実現できる街にしていかなければならないということなんですけれども、市長には、その方法論について、市民の方々から信託されておりますので、先ほどの生活道路ひとつにしてもそうですけれども、まちづくりをいかに進めていくかということに尽きると思います。

市長は、今後とも一層の推進力を、よりよい

方向に向けて、頑張っていただけることを期待しまして、私の質問を終わりにします。

各答弁、ありがとうございました。

○議長（寺田公一君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後 3時16分 休憩

-----・-----・-----

午後 4時01分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これにて一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4時02分 散会

令和4年  
第4回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第9日（令和4年12月14日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第27号まで

----- . . . ----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第27号まで

----- . . . ----- . . . -----

3 出席議員（12名）

1番 今 城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三 木 健 正 君	4番 川 田 栄 子 君
5番 川 村 三 千 代 君	7番 高 倉 真 弓 君
8番 山 上 庄 一 君	9番 山 戸 寛 君
10番 岡 崎 利 久 君	11番 野々下 昌 文 君
12番 松 浦 英 夫 君	13番 寺 田 公 一 君

----- . . . ----- . . . -----

4 欠席議員（1名）

14番 濱 田 陸 紀 君

----- . . . ----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	黒 田 厚 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈 良 和 美 君
議 事 係 長	桑 原 美 穂 君
庶 務 係 主 任	宮 本 恵 里 君

----- . . . ----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	上 村 秀 生 君
総 務 課 長 兼 選挙管理委員会事務局長	桑 原 一 君
危 機 管 理 課 長	有 田 巧 史 君
市 民 課 長	岡 本 武 君
税 務 課 長	山 岡 敏 樹 君

会計管理者兼 会計課長	佐藤 恵介 君
健康推進課長	松田 まなみ 君
長寿政策課長	谷本 裕子 君
環境課長	谷本 和哉 君
人権推進課長	川村 志保 君
産業振興課長	岩本 敬二 君
商工観光課長	長山 敏昭 君
土木課長	澤田 英典 君
都市建設課長	小島 裕史 君
福祉事務所長	朝比奈 淳司 君
水道課長	川島 義之 君
教育長	鎌田 勇人 君
教育次長兼 学校教育課長	和田 克哉 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	中平 成也 君
学校給食 センター所長	平井 建一 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

日程第1、「議案第1号から議案第27号まで」の27議案を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

3番三木健正君。

○3番（三木健正君） おはようございます。

3番、三木でございます。通告に従いまして、質疑を行わせていただきます。よろしくお願いたします。

質疑は3点ございます。それぞれ議案第1号別冊、令和4年度一般会計補正予算書からの質疑となりますので、よろしくお願いたします。

まず、1つ目でございます。

第21款市債、第1項市債、1目総務債、1節総務管理債、紙媒体で17ページ、タブレット21ページになります。

ここにございます、過疎地域持続的発展特別事業債、6,380万円について、お伺いをいたします。

この分は、歳入で計上されておられますが、この歳入に対しまして歳出の部分、こういった事業が予定されているのか、主立ったところで結構でございますので、説明をお願いいたします。

○議長（寺田公一君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、三木議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、令和4年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）、17ページ、タブレット21ページ。

第21款市債、第1項市債、1目総務債、1

節総務管理債、この中の過疎地域持続的発展特別事業債、6,380万円の事業について、どのような事業に活用されているのかという御質問でございますが、まず最初に、本起債について、少し説明をさせていただきたいと思っております。

地方債の多くは、地方財政法第5条に規定されている公営企業や災害復旧事業、各種公共施設の建設事業など、いわゆるハード事業の財源とされることに対し、この過疎地域持続的発展特別事業債は、住民の日常的な移動のための交通手段の確保や、地域医療の確保、集落維持及び活性化、その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業など、いわゆるソフト事業を実現するための財源として、起債することが認められているものでございます。

本市におきましては、本年4月に過疎団体としての要件を満たし、本年第3回定例会において、宿毛市過疎地域持続的発展計画の認定を決議いただいたことにより、ソフト事業に充当する過疎地域持続的発展特別事業債を含む過疎対策事業債を発行することが可能となったものでございます。

そのため、現在の既決予算において、先ほど申し上げた事業内容に該当する事業を抽出し、財源充当を行わせていただいたものでございます。

具体的には、あつたかふれあいセンター事業や、農業における担い手支援事業、市道、橋梁、トンネル点検業務委託などに充当させていただいているものでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 大変分かりやすい説明、ありがとうございました。

再質疑をさせていただきます。

先ほどの答弁の中で、ソフト面、ハード面と

という言葉が出てきておりましたが、今回の予算書を見ておきますと、確かに幾つかのところで、財源の振替というふうな形と思いとれるような箇所が多数ございまして、この過疎債におけるハード面の事業ではないかというふうに推測するわけですが、この予算書における予算の財源の振替というふうに認識をしていいのか、その点、答弁の中で補足的な説明いただけるようであれば、説明をいただきたいと思います。

特に、一般財源から地方債に振り替えられている箇所が多数ございますので、多分、そういうことじゃないかと思っておりますので、その辺、答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（寺田公一君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、三木議員の再質疑にお答えいたします。

過疎対策事業債におきましては、ハード事業についても、幅広い対象事業が定められており、産業の振興、交通通信体制の整備や、生活環境施設等更生施設の整備及び医療の確保、教育文化施設の整備などがございます。

今回の補正は、本年度当初予算から、前回補正予算までに過疎対策事業債と比べ、基準財政需要額への算入率や充当率が低い事業債を充当している事業から、本事業への振替をさせていただくと共に、新規の事業の充当もさせていただいております。

財源充当を行う事業につきましては、先ほど申し上げた過疎地域持続的発展特別事業債と同様に、主に既決予算において、対象事業内容に該当する事業を抽出してございまして、具体的には、道の駅すくも建設事業や環境管理センター長寿化事業、市道改良事業などに充当させていただいております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 大変分かりやすい説明、ありがとうございました。

続きまして、次の項目に移ります。

同じく議案第1号別冊、令和4年度一般会計補正予算（第6号）、第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、17節備品購入費、紙媒体で31ページ、タブレットの35ページになります。

道の駅すくも備品購入費、1,178万9,000円についてでございます。

この備品購入を予定してある品目と内訳等の説明をお願いいたします。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、三木議員の質疑にお答えをいたします。

議案第1号別冊、宿毛市一般会計補正予算（第6号）、31ページ、タブレット35ページになります。

第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、17節備品購入費、道の駅すくも備品購入費1,178万9,000円について、その内容についての御質問でございます。

新設する管理棟において、管理運営上必要となる物品や、施設の維持管理上必要となる機械類などの購入費用を計上しております。

主なものとしたしましては、受付カウンターやデジタルサイネージ、ポスシステム搭載のレジスター、冷凍冷蔵ショーケース、冷凍冷蔵庫、ノート型パソコンなどの事務用備品、またキャンプ・バーベキュー用のレンタル備品、草刈り機等でございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 再質疑をさせていただきます。

ただいま、主な購入予定の物をみる説明いただきました。



その中に、今後、点検や更新などを含めた維持管理費、ランニングコストが必要になってくるものがあるのではないかとと思いますが、どういった品目を想定されているのか。またその金額等がもし分かれば、現時点ではなかなか物が決まってないので分からないと思いますが、そういったランニングコストがかかるものは、今後出てくるのかということをお聞かせください。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、三木議員の再質疑にお答えをいたします。

現在、購入を想定しております備品の中で、ランニングコストが必要となるものとしましては、ポスレジスター、そして冷蔵冷凍機器がございます。

まず、ポスレジスターにつきましては、それを使用する際に発生する通信費及びシステムアプリの利用料で、年額およそ12万円かかるというふうに想定をしております。

次に、冷蔵冷凍機器につきましては、必須ではありませんが、万一のときのための保守契約費用としまして、1台当たり年額およそ4万円、4台ございまして、約16万円になるかというふうに想定をしております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 承知いたしました。ありがとうございます。

最後の項目になります。

同じく議案第1号別冊、令和4年度一般会計補正予算（第6号）から、第7款土木費、第5項住宅費、1目住宅管理費、18節負担金補助及び交付金、紙媒体の33ページ、タブレットの37ページになります。

空き家対策総合支援事業費補助金、444万8,000円について、お伺いをいたします。

この事業の内容をお聞かせ願いたいと思いま

す。よろしく願いいたします。

○議長（寺田公一君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、三木議員の質疑にお答えします。

議案第1号別冊、令和4年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）、33ページ、タブレット37ページ。

第7款土木費、第5項住宅費、1目住宅管理費、18節負担金補助及び交付金、空き家対策総合支援事業費補助金、444万8,000円の事業内容について、お答えします。

本事業は、老朽化が著しく進行している危険老朽空き家の所有者に対し、解体費用の80%、補助上限額160万円を補助するもので、毎年度5月、6月の2カ月間で申請を受け付けています。

今年度も当初予算へ961万円を計上し、受付をしたところ、予算額を大幅に上回る2,050万円の申請、件数で申し上げますと20件の申し込みがあり、現在のところ半分の10件分しか交付決定できておりません。

このことから、少しでも追加の補助金を交付できるよう、国・県へ補正予算を要望してきたところ、本市へ追加割当をしていただけたことになったため、年度途中であります。今議会へ予算提案をさせていただくものです。

過去8カ年の交付件数を見ますと、年平均9件の実績になっております。

補正予算額444万8,000円に対しては、5件分の追加交付を見込んでおりますので、既に交付決定している10件と合わせますと、計15件に対して交付でき、地震時の倒壊リスクを回避できる解体がより進むものと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 非常に分かりやすい説

明、ありがとうございました。

空き家対策に関しては、活用とか、いろいろございますが、解体という形で承知いたしました。

以上で質疑終わります。ありがとうございました。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 改めまして、皆様おはようございます。

私は1点、電気自動車のことについて、質疑をさせていただきます。

議案第1号別冊、令和4年度宿毛市一般会計補正予算。

7ページの第3表、債務負担行為補正、電気自動車借上料について、質疑を行います。

5項目ほどございますので、一括質疑をさせていただきます。

1点目として、電気自動車の車種もかなり増えてきたと思われませんが、この2つの車種を選択した理由について伺いをいたします。

2点目、充電器整備とありますが、その設備が本市にあるものを利用するのかどうか。リース契約に含まれるかどうかをお伺いいたします。

3点目といたしまして、リース契約とした理由について、伺いをいたします。

4点目、この2台の使用価値について、お聞きいたします。

現在、本市には必要な車両の確保が十分とするなら、カーボンオフのために2台を確保しようとしているのか。また、その使用価値はクリーンエネルギーを使用する電気自動車導入の結果が、本市にとってどんな役割を持つかとの目的を大義とすることは、どのように考えているのか。車両の必要性和事業の持つ役割について、伺いをいたします。

5点目、電気自動車のガス排出量削減を把握することを事業の目的とありますが、そのよう

なデータは、各メーカーから十分に出ていると思われま。その成果目標の意味は、5年後どうするかということになるのではと思われま。

有効ということになれば、どのような検討を考えているのか。

以上5点を一括質疑といたします。

○議長（寺田公一君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、川田議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、令和4年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）、7ページ、タブレット9ページの債務負担行為補正の中の電気自動車借上料につきまして、5点、御質問をいただいたと思います。

まず、1点目の御質問ですが、今回の導入する電気自動車の車種につきましては、日産のサクラとリーフを1台ずつ導入しようとするものでございます。

車種の選定理由につきましては、使用目的として、市内や中距離での出張を想定する中、国産車の電気自動車の車種はまだ少なく、価格面からも当該車種が最適であるというふうに判断をしたものでございます。

次に、2点目の充電器の設置についてでございますが、現在、宿毛市のほうは、充電器の機器が整備されておりませんので、今回のリース契約の中に、充電器も含む形でのリースを予定しております。

また、3点目のなぜリース契約にしたのかとの御質問ですが、今回のリース契約には、車の車検費用や、先ほど答弁した充電器の設置等の経費も含まれており、幾つかのプランを検討する中で、最も経費や運用面で有効であると判断したもので、リースとさせていただきます。

4点目の車両の必要性についてですが、来年

度、電気自動車2台を導入したいと考えておりますが、公用車の総数が純粋に2台増えるというふうには考えておりません。カーボンオフのため、今回の電気自動車を導入することと合わせて、今後、公用車の台数の削減にも努めてまいりたいと考えております。

最後に、成果目標についての御質問ですが、今回のリース契約で、電気自動車の導入がカーボンオフの面から有効であるというふうにご考えられた場合については、リース契約の延長や電気自動車の増車を含めて、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 了解いたしました。

この質疑をするに当たりまして、たったこれだけの質疑かということで、担当課長からびっくりされましたけれども、私のほうがびっくりしました。

これはとても重要なことなので、一言、貧困とかジェンダー問題、これ多分SDGs 17項目に掲げられた一環だと思うんですけども、電気自動車もそうです。ガソリンがどんどん高くなっていくのは、これは初めから、数年前から計画されておまして、今、電気自動車の切替えの時期になっております。

二酸化炭素を出してはならないということなども必要ではありますけれども、持続可能とか、平和とか、クリーンエネルギーとか、SDGsにはすばらしい言葉が並んでおります。

しかし、その裏では、電気自動車をつくるまでの過程の中で、たくさんの二酸化炭素が出る。SDGsには18番目が出てきますので、このことはとても重要と思ひ質疑をしました。

以上で質疑を終わります。

○議長（寺田公一君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

この際、議長から報告いたします。

濱田陸紀君から、会議規則第2条の規定により、欠席する旨の届出がありました。

ただいま議題となっております「議案第1号から議案第27号まで」の27議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、12月15日、12月16日、12月19日及び12月20日は休会いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、12月15日、12月16日、12月19日及び12月20日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

12月15日から12月20日までの6日間は休会し、12月21日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時24分 散会

議案付託表

令和4年第4回定例会

付託委員会	議案番号	件名
<p>予算決算 常任委員会 (10件)</p>	<p>議案第 1 号 議案第 2 号 議案第 3 号 議案第 4 号 議案第 5 号 議案第 6 号 議案第 7 号 議案第 8 号 議案第 9 号 議案第 10 号</p>	<p>令和4年度宿毛市一般会計補正予算について 令和4年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について 令和4年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について 令和4年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について 令和4年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について 令和4年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について 令和4年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について 令和4年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について 令和4年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について 令和4年度宿毛市水道事業会計補正予算について</p>
<p>総務文教 常任委員会 (9件)</p>	<p>議案第 11 号 議案第 12 号 議案第 13 号 議案第 14 号 議案第 15 号 議案第 16 号 議案第 17 号 議案第 18 号 議案第 19 号</p>	<p>宿毛市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について 宿毛市過疎地域指定における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について 宿毛市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について</p>

産業厚生 常任委員会 ( 7 件)	議案第 2 0 号	宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について
	議案第 2 1 号	すくもサニーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 2 2 号	指定管理者の指定について
	議案第 2 3 号	指定管理者の指定について
	議案第 2 4 号	指定管理者の指定について
	議案第 2 5 号	指定管理者の指定について
	議案第 2 6 号	指定管理者の指定について
	議案第 2 7 号	工事請負契約の変更について

令和4年  
第4回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第16日（令和4年12月21日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第27号まで

（議案第1号から議案第27号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 陳情第16号及び陳情第17号について

第3 委員会調査について

-----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第27号まで

日程第2 陳情第16号及び陳情第17号について

日程第3 委員会調査について

-----

3 出席議員（13名）

1番 今城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三木 健正 君	4番 川田 栄子 君
5番 川村 三千代 君	7番 高倉 真弓 君
8番 山上 庄一 君	9番 山戸 寛 君
10番 岡崎 利久 君	11番 野々下 昌文 君
12番 松浦 英夫 君	13番 寺田 公一 君
14番 濱田 陸紀 君	

-----

4 欠席議員

なし

-----

5 事務局職員出席者

事務局長	黒田 厚 君
次長兼庶務係長	奈良 和美 君
兼調査係長	
議事係長	桑原 美穂 君
庶務係主任	宮本 恵里 君

-----

6 出席要求による出席者

市長 中平 富宏 君

副市長	岩本昌彦君
企画課長	上村秀生君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	桑原一君
危機管理課長	有田巧史君
市民課長	岡本武君
税務課長	山岡敏樹君
会計管理者兼 会計課長	佐藤恵介君
健康推進課長	松田まなみ君
長寿政策課長	谷本裕子君
環境課長	谷本和哉君
人権推進課長	川村志保君
産業振興課長	岩本敬二君
商工観光課長	長山敏昭君
土木課長	澤田英典君
都市建設課長	小島裕史君
福祉事務所長	朝比奈淳司君
水道課長	川島義之君
教育長	鎌田勇人君
教育次長兼 学校教育課長	和田克哉君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	中平成也君
学校給食 センター所長	平井建一君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

川田栄子君より、会議規則第65条の規定により、発言取消の申出がありますので、この際、これを許します。

4番、川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 12月12日の私の一般質問における新型コロナウイルスについての質問の中で、表現が不適當なところがありましたので、「なぜ認可したのでしょうか。」の次から、「の有効性があったから」の前まで、及び「安全性は保障されていません。」の次から、「の非臨床実験で、」の前まで、並びに、「有効性については、」の次から、「の非臨床試験で、中和抗体が」の前まで、及び「厚労省のホームページ」から「次へまいります。」の前までの発言について、取消をお願いいたします。

○議長（寺田公一君） お諮りいたします。

ただいまの発言取消の申出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、川田栄子君からの発言取消の申出を許可することに決しました。

日程第1「議案第1号から議案第27号まで」の27議案を一括議題といたします。

これより「議案第1号から議案第27号まで」の27議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（川村三千代君） おはようございます。予算決算常任委員長。本委員会に付託されました「議案第1号から議案第10号まで」の10議案につきまして、審査の概要とその結果を御報告いたします。

議案の審査に当たりましては、効率的な審議を行うため、本委員会を2つの分科会に分け、12月15日、16日の2日間にわたり審議を行いました。

その後、12月20日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議結果の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託されました議案10件につきましては、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以下、分科会における主な審査概要について、御報告いたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第1号別冊、令和4年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）の20ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、21節補償補てん及び賠償金、津波避難タワー工損補償費167万1,000円についてであります。

本件は、本年完成した2基の津波避難タワーの工事の影響により、建物の破損等の被害があったと申出のあった建物について、補償コンサルタントによる調査を行い、工事前に行った調査との比較により、工事の影響があると判断できる壁のクラック、タイルの目地割れ、雨漏りなどの損傷を特定し、補償額が確定したため、補正計上するものであります。

なお、補償額については、公的に四国内で採用されている基準により、算定を行ったものであります。

なお、破損箇所と共に、所有者に説明を実施しており、今後については、所有者との合意のもと、補償に関する契約を締結し、支払いをする流れとなっております。

委員からは、今回、補償費の対象となるのは何件か。また、所有者との契約は示談書のよう



なものを取り交わすのか、との質問があり、執行部からは、三浦公園周辺の合計4件が対象となっている。また、示談とは違い事業損失の費用負担に関する契約書を交わすことになる。仮に、これ以上の異議がある場合については、自ら破損の箇所を証明し、裁判を行うことになるというものである、との答弁がありました。

また、委員から、駅前公園の津波避難タワーでは被害はなかったのか、との質問があり、執行部からは、事前調査をした対象の方には、一番振動が大きかった工事が終わる3月下旬に、工事の影響により家が破損している場合は、申し出ていただくことと、工事は夏頃には終了し、工事終了後1年が経過した場合には、申出ができなくなるという教示に関する文書を送付した。その結果、申出があった三浦公園周辺の4件について、今回の補正予算で対応しようとするものである。工事終了から1年は申出ができるため、今後、ほかの事案が発生する可能性もあるが、できるだけ早く対応するために、今回、補正計上したものである、との答弁がありました。

次に、第2分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第4号別冊、令和4年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）、8ページ。

第3表債務負担行為補正、事項、宿毛市産業祭実行委員会補助金、期間、令和5年度、限度額525万円以内について、御報告いたします。

本件は、令和5年4月29日に開催予定の第10回産業祭について、新年度になってから開催までの期間が短く、契約行為等を行う際に支障が生じる場合があるので、円滑な開催をするため、計上しているものです。

委員からは、開催において、苦情等も含めた反省点はあるか、との質問があり、執行部からは、苦情は特になかったが、例年、来場者やスタッフからの気づいた点などに関しては、産業

祭実行委員会にて情報を共有し、次に生かす取組をしている、との回答がありました。

また、委員からは、昨年度、商工会議所内に飲食店分科会が結成されている。この分科会は、食を通じた地域振興を目指して活動しており、ふるさと納税の返礼品の企画にも携わっている。この飲食店分科会へも声がけをし、産業祭でブースを設け、返礼品の即売会やアンケート調査など、地域振興に生かしていけるような形も検討していただきたい、との意見がありました。

次に、26ページ、第3款民生費、第3項生活保護費、1目生活保護総務費、12節委託料、生活保護システム改修業務委託料37万7,000円について、御報告いたします。

本件は、来年度よりオンラインで医療費扶助の資格確認を可能とするため、システム改修を行う費用であります。

現在、生活保護受給者の方が病院に行く際は、医療券を持参して受診しているが、このシステムの改修により、紙などのやりとりが不要となるため、来庁する必要がなくなり、手続の簡素化が図れるメリットがあります。

なお、本格運用は、令和6年3月の予定をしております。

委員からは、市内の病院等のシステム対応等、導入に対しては円滑に、かつ十分に成果が上がるように慎重に対応していただきたい、との意見がありました。

同じく28ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費、5目母子保健推進費、18節負担金補助及び交付金、出産・子育て応援給付金1,150万円について、御報告いたします。

本件は、妊娠期から出産・子育てまでの家庭に対し、身近で継続的な相談体制を整え、経済的支援と一体化することで、伴走型支援の充実を図るものです。

委員からは、新規事業等調査表には、100

人が出生、妊娠届が30人であるが、この人数の根拠はあるのか、との質問があり、執行部からは、令和4年度の予算としては、出生は今年の4月1日までさかのぼった人数となるので、転入者等も加味して100人を計上している。また、妊娠届の30人は、令和5年1月から3月までに妊娠届が出た人に面談していく、というものになるので、月10人を想定し、計上している。令和5年度からは、ここ数年の出生が90人から100人までの間を推移しているので、100人で計上している。また、新規事業等調査票には、令和6年度までの記載をしているが、国では給付事業だけではなく、伴走型の相談支援を一体的に行うことも、この事業の目的であるため、今後も継続していく事業と想定している、との回答がありました。

また、委員からは、多胎児出産の場合の取扱いはどうなるのか、との質問があり、執行部からは、妊娠届時は母親一人分であるが、出産した子供が2人であれば、1人5万円ずつの10万円の給付となる、との回答がありました。

次に、31ページ。第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、17節備品購入費、道の駅すくも監視カメラシステム機器購入費159万6,000円について、御報告いたします。

本件は、道の駅すくもサニーサイドパークの管理棟に、監視カメラ、液晶モニター、レコーダー等の設置を行う費用であります。

委員からの監視カメラの台数や、設置場所はどこあたりか、との質問に対し、執行部からは、監視カメラは5台で、設置場所については、管理棟内と管理棟周辺に設置予定である、との答弁がありました。

これに対し、委員からは、例えばRVパークエリア等は監視範囲ではないのか、との質問があり、執行部からは、駐車場の方向にカメラを向けて設置することは可能だが、RVパークの

みを撮影する設置は、今のところ想定していない、との回答がありました。

これに対し、委員からは、ほかの道の駅の駐車場では、事件や事故が発生したとの話も聞く。監視カメラの設置場所は、利用者への配慮等も含め、バランスも考えながら、よりよい形でのシステムの構築を求める、との意見がありました。

同じく17節備品購入費、道の駅すくも備品購入費1,178万9,000円について、御報告いたします。

本件は、管理運営上必要となる物品や、施設の維持管理上、必要となる機械類などの購入費用となります。

主なものとしては、受付カウンターや、デジタルサイネージ、POSシステム搭載のレジスター、冷凍冷蔵ショーケース、冷凍冷蔵庫、ノート型パソコンなどの事務用品、キャンプ、バーベキュー用のレンタル備品、草刈り機等であります。

委員からは、備品購入に当たっては、地元に戻元できるような方法を考えて対応していただきたい、との意見がありました。

以上で、本委員会に付託された10議案についての審査結果の報告を終わります。

○議長（寺田公一君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（岡崎利久君） 総務文教常任委員長、本委員会に付託されました9議案の審査結果を御報告いたします。

議案第11号は、宿毛市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてでございます。

内容は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第13条第1項の規定に基づき、情報通信技術を利用する方法により、市の機関に関わる申請、届出、その他の手続を行うために必要となる事項を定めるため、本条例を制定

しようとするものでございます。

審査の過程で、委員からは、国を含めてデジタル化を進めている状況で、デジタル技術を活用する場合は、それを使用する個人にも責任が生じてしまうので、情報漏えい等のリスクがあることを行政として周知する必要があるのではないかとの意見がありました。

議案第12号は、宿毛市過疎地域指定における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてでございます。

内容は、本年第3回定例会において可決した宿毛市過疎地域持続的発展計画に定めている、振興すべき業種に掲げている製造業等について、取得した一定の事業用資産の固定資産税を課税免除するため、本条例を制定しようとするものであります。

議案第13号は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

内容は、国家公務員の定年を上げる法律改正に併せて地方公務員法が改正されたことに伴い、市職員の定年を上げるために、関係条例の改正等をしようとするものでございます。

議案第14号は、督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

内容は、現在、市税等はコンビニ納付を導入しており、来年度からはQRコードを利用した電子納付の導入を予定している状況であり、納付方法の拡大に伴い、市民の利便性及び収納事務の効率化などから、現在徴収している督促手数料を廃止するため、関係条例の一部を改正しようとするものです。

議案第15号は、宿毛市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容は、議案第13号と同様、市職員の定年

を引き上げることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第16号及び議案第17号は、宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、及び宿毛市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容は、令和4年の人事院勧告により、国家公務員の給与の改正について閣議決定されたことから、本市においても、国に準拠し、両条例の一部を改正しようとするものです。

議案第18号は、宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容は、議案第13号及び議案第15号と同様に、市職員の定年を上げることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第19号は、宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容は、刑事施設等への被収容者に対する国民健康保険税について、減免できるようにするため、本条例の一部を改正しようとするものです。

改正に至った経緯としては、もともと刑務所等に収監された方で、仮に宿毛市の加入者であれば、国民健康保険の資格は持っているが、宿毛市からの医療費等の給付を受けることができないことが、国民健康保険法で定められており、こういったケースについては、減免を検討するようことの通知が、平成29年に国から届いていたが、宿毛市では、条例改正をしていなかった。本年10月に市民から減免に関する問い合わせがあり、高知市など、県内10市に現状確認を行ったところ、本市以外では既に取り組みされていたことから、減免制度を盛り込む改正を行おうとするものであります。

審査の過程で、委員からは、対象者は何人と

想定しているのかとの質疑があり、執行部からは、全容把握はできないが、本年度中に問い合わせをいただいたのは2件となっている、との答弁がありました。

これに対し、委員からは、他市の取組からは遅れているが、国からの通達などはこれに限らず、様々なものが届くと思うが、市民に対して、影響が及ぶこととなるので、税務課だけではなく全体に伝えることだが、真剣に向き合って対処していくべきである。今後は、より一層、配慮する中で、業務に当たっていただきたいとの意見がありました。

以上の9議案につきましては、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、いずれも全会一致で、原案を適当であると認め、可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案9件についての審査報告を終わります。

○議長（寺田公一君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（三木健正君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました議案8件について、審査結果を御報告いたします。

議案第20号は、宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、刑事施設等への被収容者に対する介護保険料について、減免できるようにするため、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第21号は、すくもサニーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、現在、リニューアル工事中のすくもサニーサイドパークについて、新たにイベント広場やRVパークなどを整備することから、当該施設の利用などについて規定するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

なお、本条例の利用料は、上限を定めるものであり、実際の利用料については、本施設の指定管理者と協議の上、決定するものであります。

議案第22号から議案第26号までは、いずれも指定管理者の指定についてでございます。

内容につきましては、まず、議案第22号から議案第24号までは、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間、神有地区を神有多目的集会所の指定管理者として、楠山地区を楠山多目的集会所の指定管理者として、坂本地区を坂本多目的集会所の指定管理者として、それぞれ指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第25号は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間、N'sグループをすくもサニーサイドパークの指定管理者として、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

委員からの、この指定管理者はどういった団体なのかとの質問に対し、執行部からは、有限会社布電業社と、株式会社N'sファクトリーの共同事業体である。両社の責任区分や業務形態等を含めた協定書の提出も受けている。なお、両事業者とも代表者は同一である、との答弁がありました。

議案第26号は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間、合同会社ドラマチックを、宿毛市林邸の指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第27号は、工事請負契約の変更についてでございます。

内容につきましては、令和3年5月10日の議会議決を受け、四電エンジニアリング株式会社高知支店と契約を締結しました錦川ゲートポ

ンプ機械設備工事につきまして、物価水準の変動により、契約金額に変更が生じたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

委員からの物価水準の変動とのことだが、具体的にはどの部分なのか、との質問に対し、執行部からは、ゲートポンプ2基の製作が主な工事となっているが、鋼材の価格が5%程度の値上がりをしている状況である、との答弁がありました。

また、委員から、物価の変動に伴う工事契約の変更について、何か基準があるのかとの質問に対し、執行部からは、工事請負契約書の第26条において、物価水準の変動等による場合は、工事金額が変更できると規定されており、今回は、この条項に基づき変更している、との答弁がありました。

以上、8議案につきましては、担当課から詳しい説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

**○議長（寺田公一君）** 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

**○議長（寺田公一君）** 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第1号から議案第27号まで」の27議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

**○議長（寺田公一君）** 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第1号から議案第27号まで」の27議案を、電子表決により一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンをお押し願います。

（電子表決）

**○議長（寺田公一君）** 表決漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

**○議長（寺田公一君）** 表決漏れなしと認め、確定いたします。

全員賛成であります。

よって「議案第1号から議案第27号まで」の27議案は、原案のとおり可決されました。

日程第2「陳情第16号及び陳情第17号」を議題といたします。

これより「陳情第16号及び陳情第17号」について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

**○産業厚生常任委員長（三木健正君）** 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました陳情2件の審査結果を報告いたします。

陳情第16号は、宿毛市の独自事業として、難聴者への補聴器購入補助事業の導入を求める陳情書についてであります。

.....

内容といたしましては、加齢性難聴者への補聴器購入に対し、市独自の助成制度の創設を求めるものです。

審査の過程で、委員からは、担当課も来年に行われるニーズ調査や、要介護認定時の訪問調査等で宿毛市の実態を把握することを予定していることから、陳情をくみ取り、議会としてこの制度導入に後押しをする必要がある、との

賛成意見の一方で、加齢性難聴者への対応が迫られていることは十分理解できるが、宿毛市における実態は分かっておらず、来年度、担当課が行う予定である調査結果を踏まえて検討すべきでないか、といった意見や、国などからの補助制度がない中、一般財源を投じての制度導入を考える必要性があり、現段階で採択するのは難しく、趣旨採択すべきといった意見がありました。

このような審議を踏まえまして、採決した結果、賛成多数で趣旨採択と決しました。

続きまして、陳情第17号、要介護高齢者等への訪問理美容サービス制度を求める陳情書についてであります。

.....  
.....

内容といたしましては、在宅介護を受けている高齢者や在宅療養をしている人に対し、訪問理美容サービスの制度創設を求めるものであります。

審査の過程で、委員から、陳情書内にある訪問理美容サービスを受けたい人に対する相談窓口は、専門の窓口は難しいが、地域包括支援センターや長寿政策課の窓口で対応している。

しかし、制度として導入するには、サービスを提供する理美容業者が施術する際の設備面や、整髪時の拘束時間などへの考慮や、サービスを必要としている人数や金銭的負担を感じている人などの現状を把握する必要性もあるという意見を踏まえ、採決した結果、全会一致で趣旨採択と決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情2件についての報告を終わります。

**○議長（寺田公一君）** 以上で、委員長の報告は終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

**○議長（寺田公一君）** 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、陳情第16号について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

1番今城 隆君。

**○1番（今城 隆君）** 1番、今城です。

陳情第16号「宿毛市の独自事業として、難聴者への補聴器購入補助事業の導入を求める陳情」について、私は、趣旨採択には反対であり、これを採択すべきものとして討論させていただきます。

加齢に伴い、音を感じる部位に障害が起こり、聴力低下を起こす加齢性難聴は、65歳以上で6人に1人、75歳以上で約半数が難聴に悩んでいると言われております。

こうした難聴の影響は、危険の察知や、家族や友人とのコミュニケーションがうまくいかなくなるとともに、孤立し、うつ状態や認知症の発症のリスクを大きくします。

その改善のために、補聴器は生活の質を維持し、社会交流を図りながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らすための必需品であり、つまり社会のバリアフリーに必要なものと捉えるべきと考えます。

補聴器は高額であり、保険適用がないため、全額個人負担となります。年金生活者や、低所得の高齢者にとって負担が大き過ぎ、経済的負担を軽減する取組が全国で急速に広がっています。

この1年で3倍増の114自治体、特に新潟では、9割の自治体が補聴器補助制度を導入したということです。

近隣では、今年、四万十町が導入を決定しま

した。

本市の65歳以上の高齢者で、補聴器が必要な程度の難聴の方は、おおよそ1,000人程度と考えられますが、必要とする人が補聴器を使える、つまり聞こえのバリアフリーを宿毛市に広げるために、補助の大小に関わらず、必要とするときに相談ができる、そして補聴器購入補助を立ち上げていただきたいと思っております。

納税の本来の意味から考えると、財源はふるさと納税の活用も可能でしょう。

今年11月に北九州で始まった、誰一人取り残さない希望のまちプロジェクトという例も、福祉への活用のもので参考になると思います。ふるさと納税の活用に、参考にしていただければと思います。

社会のバリアフリー化、困ったときはお互いさまのまなざしで、市民が困ったとき、何らかの支援が届けられる仕組みづくりを求めて、私の反対討論といたします。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 私は、陳情第16号、難聴者への補聴器購入補助事業の導入を求める陳情書に対し、委員長報告は趣旨採択でありましたが、私は採択すべき立場で討論を行います。

聴力が規定以下の場合、身体障害者に認定されますが、認定を受けていれば、障害者総合支援法により補聴器購入時に補助が受けられます。

認定される規定は、高度難聴レベルですので、軽度・中等度の難聴では認定されません。

私の手元にも、当事者から話が合わない、孤独感を感じると、参加したくないなど、また年金生活で補聴器が高いから買えない、補助を出してもらいたい、などなどの声が届いています。

障害者総合支援法には、情報保障の観点から、聞こえの保障が義務づけられています。

軽度、中度の難聴の方は、助成がないことか

ら、高齢者の生活の質の向上はもちろんですが、児童の言語発達の機会を失わないことが、自治体による独自の助成制度の整備が全国的にも広まっており、当市においても、その調査に2月より入ると説明を受けております。

今回の陳情書とも一致することから、その結果を期待するものであります。

当市は、平成24年度に宿毛市地域福祉計画を策定し、令和4年から8年度までの5カ年計画とする第3次宿毛市地域福祉計画を策定しています。計画の推進をするためには、市民一人一人が基本計画の理念や基本目標を実現し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、関係者の連携の重要性などが書かれています。

また、令和3年に第8期宿毛市高齢者保健福祉計画及び宿毛市介護保険事業計画が策定されています。その基本理念は、高齢者が健康で生きがいを、安心して暮らせるまちづくりの実現、全ての高齢者が住み慣れた地域でシステムの構築を進めていく必要があると書かれています。

健康で生きがいを持ち、笑顔で安心して、生き生きと生涯をおくることのできる社会をつくるために、この8期計画の円滑な推進については、計画の周知、連携の体制の強化についても書かれています。

また、高知県議会においても、令和元年6月議会で、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書が採択されるとともに、県内7市9町3村の19自治体で同様の意見が採択されています。県下の自治体半分以上であります。

国の動きが鈍い中、東京をはじめ全国の市町村では、補聴器購入費助成が広がりつつあります。国への働きかけを強くするとともに、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成について、賛成の立場で討論を行いました。

議員各位の皆様のご賛同をお願い申し上げて、終わります。

○議長（寺田公一君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、陳情第16号について、電子表決により採決いたします。

「陳情第16号」は、委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンをお押し願います。

（電子表決）

○議長（寺田公一君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成9人、反対3人で、賛成多数であります。

よって、本件については、委員長報告のとおり可決されました。

これより、「陳情第17号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

1番 今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 1番、今城です。

陳情第17号「介護高齢者等への訪問理美容サービス制度を求める陳情」について、私は、趣旨採択には反対であり、これを採択すべきものとして討論させていただきます。

陳情者の話では、在宅介護で介護度が上がってくると、体を支えながらの散髪は、家族では無理になってくるし、必要なときに訪問理美容サービスをしてくれる業者を探すことも、個人の対応では困難である、そういう現実を聞かされました。

訪問サービスを必要とする者、理美容業者について、双方がやっていけるよう、理容師法に関わる条件にも絡んで、市としての関与が必要であることが挙げられました。

それは、1つ目として、訪問理美容サービスをしてくれる業者の一定の確保と紹介であり、2つ目として、必要とする者の相談に応じた業者との調整が一定求められるということでした。

これをうまく回すために、有料の理美容サービス券や理美容事業者への出張費補助を出す自治体もありますが、陳情者は、お金の問題ではない。在宅介護で必要とする者に対して、髪を整え、清潔にしてあげられるように、宿毛市として仕組みづくりをしていただきたいという訴えでした。

市政は、住民福祉の増進を図り、地域行政を自主的に実施するという理念において、必要経費の大小に関わらず、必要とするときに相談ができ、必要とするサービスが受けられるよう、制度を立ち上げていただきたいと思います。

困ったときはお互いさま、このまなざしが今後の宿毛のまちづくりに最も必要であると考えます。

市民が困ったとき、何らかの支援が受けられる仕組みづくりを求めて、私の反対討論といたします。

○議長（寺田公一君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、陳情第17号について、電子表決により採決いたします。

「陳情第17号」は、委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンをお押し願います。



(電 子 表 決)

○議長(寺田公一君) 表決漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成9人、反対3人で、賛成多数であります。

よって、本件については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3「委員会調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶の申出がありますので、発言を許します。

市長。

○市長(中平富宏君) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る12月6日に開会いたしました今期定例会は、本日までの16日間、議員の皆様におかれましては、連日、熱心に御審議をいただきまして、御提案申しあげました27議案につきまして、原案のとおり御決定をいただき、誠にありがとうございます。

今議会を通じ、お寄せいただきました数々の

貴重な御意見や御提言につきましては、今後さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

今年も残りわずかとなりました。議員の皆様におかれましては、どうか健康に御留意をなされて、すばらしい新年を迎えられますことを心より祈りまして、閉会の御挨拶にかえさせていただきます。

本当にありがとうございました。お疲れさまでした。

○議長(寺田公一君) 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、令和4年第4回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前10時49分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 寺田公一

宿毛市議会副議長 高倉真弓

議員 岡崎利久

議員 野々下昌文

令和4年12月20日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

予算決算常任委員長 川 村 三千代

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第 1 号	令和4年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 2 号	令和4年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 3 号	令和4年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 4 号	令和4年度宿毛市定期船業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 5 号	令和4年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 6 号	令和4年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 7 号	令和4年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 8 号	令和4年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 9 号	令和4年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第10号	令和4年度宿毛市水道事業会計補正予算について	原案可決	適 当

令和4年12月15日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

総務文教常任委員長 岡 崎 利 久

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第11号	宿毛市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について	原案可決	適当
議案第12号	宿毛市過疎地域指定における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	原案可決	適当
議案第13号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決	適当
議案第14号	督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決	適当
議案第15号	宿毛市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第16号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第17号	宿毛市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第18号	宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第19号	宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当

令和4年12月16日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

産業厚生常任委員長 三 木 健 正

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第20号	宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第21号	すくもサニーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第22号	指定管理者の指定について	原案可決	適 当
議案第23号	指定管理者の指定について	原案可決	適 当
議案第24号	指定管理者の指定について	原案可決	適 当
議案第25号	指定管理者の指定について	原案可決	適 当
議案第26号	指定管理者の指定について	原案可決	適 当
議案第27号	工事請負契約の変更について	原案可決	適 当

令和4年12月16日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

産業厚生常任委員長 三 木 健 正

陳情審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第16号	宿毛市の独自事業として、難聴者への補聴器購入補助事業の導入を求める陳情書	趣旨採択	趣旨妥当
第17号	要介護高齢者等への訪問理美容サービス制度を求める陳情書	趣旨採択	趣旨妥当

令和4年12月15日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

総務文教常任委員長 岡 崎 利 久

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
  - (1) 総合計画の策定状況について
  - (2) 行政機構の状況について
  - (3) 財政の運営状況について
  - (4) 公有財産の管理状況について
  - (5) 市税等の徴収体制について
  - (6) 地域防災計画について
  - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和4年12月16日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

産業厚生常任委員長 三 木 健 正

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
  - (1) 農林水産業の振興対策状況について
  - (2) 商工業の活性化対策状況について
  - (3) 観光産業の振興対策状況について
  - (4) 市道の管理状況について
  - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
  - (6) 下水道事業の運営管理状況について
  - (7) 保育施設の管理状況について
  - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため



令和4年12月20日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

議会運営委員長 野々下 昌 文

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 議会の運営に関する事項  
(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項  
(3) 議長の諮問に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

一 般 質 問 通 告 表

令和4年第4回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	1 番 今城 隆君	<p>1 定住自立圏協定について（市長）</p> <p>（1）看護系4年生大学誘致について</p> <p>ア 誘致断念に対する見解について</p> <p>イ 本市の今後の方針について</p> <p>2 防災行政無線について（市長）</p> <p>（1）現用システム構成及び活用状況について</p> <p>（2）情報伝達における問題について</p> <p>（3）問題の克服について</p> <p>3 介護保険外サービスについて（市長）</p> <p>（1）在宅介護をしている家族への支援について</p> <p>（2）アシストスーツの助成等について</p> <p>（3）補聴器助成について</p> <p>（4）訪問理美容サービスについて</p>
2	7 番 高倉真弓君	<p>1 コロナ禍における文化財等の保護について（教育長）</p> <p>（1）祭りや地域行事等の現状把握について伺う</p> <p>2 パートナーシップ制度について（市長）</p> <p>（1）宿毛市の状況・考え方を伺う</p> <p>3 手話奉仕員養成講座開設について（市長）</p> <p>（1）市民より講座の開設を希望する意見があるが如何か伺う</p> <p>4 コロナ禍における支援体制について（市長）</p> <p>（1）農林漁業分野について</p> <p>（2）商工業、サービス事業等について</p> <p>5 避難タワーの設置後の状況について（市長）</p>

3	11番 野々下昌文君	<p>1 物価高騰に対する総合経済対策について（市長）</p> <p>(1) 出産・子育て応援交付金について</p> <p>ア 本市の取組について問う</p> <p>イ 今度もこのスキームを継続していくのか問う</p> <p>ウ 今行っている事業との兼ね合いについて問う</p> <p>エ 妊娠期が令和3年となる場合の給付について問う</p> <p>オ 多胎児の場合についての支給支援について問う</p> <p>カ 転入・転出時の給付相談支援について問う</p> <p>2 不登校児童・生徒対策について（市長、教育長）</p> <p>(1) 不登校解消に向けた取組について</p> <p>ア 本市の過去5年間の推移について問う</p> <p>イ 学年別の発生状況について問う</p> <p>ウ 同一児童・生徒の不登校継続の状況について問う</p> <p>(2) 不登校の原因把握と対策について</p> <p>ア 不登校の原因は多岐にわたり複雑、その類型の把握について問う</p> <p>イ いじめと不登校の関係について問う</p> <p>ウ 専門的知見を持った立場の支援について問う</p> <p>エ 不登校になる前の予兆の把握について問う</p> <p>(3) 不登校解決の実績と対策について</p> <p>ア 解決につながった事例について問う</p> <p>イ 保護者に対する指導支援について問う</p> <p>ウ 中学卒業後の進路指導と実態把握について問う</p> <p>エ 教育長・市長の不登校についての考えを聞く</p>
4	4番 川田栄子君	<p>1 新型コロナウイルスの現状と対策の現状について（市長）</p> <p>(1) オミクロン株の現状認識について</p> <p>ア オミクロン株の現状について</p> <p>イ ワクチンの価値について</p> <p>(2) 感染予防効果について</p> <p>(3) オミクロン株対応ワクチンBA4、BA5について</p> <p>ア オミクロン株BA4、BA5の安全性について</p> <p>イ 子ども・妊婦への接種の懸念について</p> <p>(4) アナフィラキシーについて</p> <p>ア アナフィラキシーについて聞く</p> <p>イ 当市の対応の確認について</p>

		<p>(5) 普及の正当化について</p> <p>(6) 8月の高知県の死者について</p> <p>(7) 当市の接種率について</p> <p>ア 当市全体の接種率について</p> <p>イ 10代、20代、30代の接種率について</p> <p>ウ 5歳から11歳の接種状況について</p> <p>エ 6か月から4歳の接種率について</p> <p>(8) 接種者と感染者との関係について</p> <p>(9) サイトカインストームについて</p> <p>(10) 自治体のワクチン廃棄について</p> <p>(11) 頻回接種について</p> <p>(12) ADEの危険性について</p> <p>2 マスク対策の現状と被害について（市長、教育長）</p> <p>(1) マスク強要について</p> <p>(2) 黙食の強要について</p> <p>(3) マスク着用基準について</p> <p>3 ワクチン接種と献血について（市長）</p> <p>4 プロパガンダと対策宣言について（市長）</p>
5	10番 岡崎利久君	<p>1 地域懇談会について（市長）</p> <p>(1) 地域懇談会の開催時期について</p> <p>(2) 各地域の参加人数と合計人数について</p> <p>(3) 地域懇談会開催の周知方法について</p> <p>(4) 令和5年度に実施できる事業について</p> <p>(5) 来年度の開催方法と開催時期と開催地域について</p> <p>2 ICT教育について（教育長）</p> <p>(1) タブレット端末を使った事業の成果と課題について</p> <p>(2) 学習支援ソフトについて</p> <p>(3) タブレット端末の持ち帰りについて</p> <p>ア 保護者に対する説明について</p> <p>イ 持ち帰りを実施している小中学校の数について</p> <p>ウ 持ち帰りを実施していない小中学校の対応について</p> <p>エ タブレット端末故障の対応について</p> <p>オ タブレット端末充電器の持ち帰りについて</p>

		<p>(4) W i - F i 環境のない家庭について</p> <p>(5) W i - F i 環境のない家庭に対する対応について</p> <p>(6) I C T 支援員の配置について</p> <p>3 小学校教科担任制について (教育長)</p> <p>(1) 導入している学校数について</p> <p>(2) どのような教科を教えているのか</p> <p>(3) 教科担任制度導入によるメリット、デメリットについて</p>
6	5 番 川村三千代君	<p>1 学校施設の安全対策について (教育長)</p> <p>(1) ブロック塀倒壊対策と現在について</p> <p>(2) その他器具、設備の現状と対策について</p> <p>(3) 樹木の点検、対策について</p> <p>2 文化振興について (教育長)</p> <p>(1) 市展、オールドパワー文化展出品数の推移について</p> <p>(2) 文化活動事業の現状と展望について</p> <p>(3) 岡村勲弁護士の講演会開催の経緯について</p> <p>3 観光振興について (市長、教育長)</p> <p>(1) ジャパンサイクルリーグ高知大会開催の総括と今後について</p> <p>(2) サニーサイドパークリニューアルオープンの日程と内容について</p> <p>(3) 来年度の観光振興の取組について</p> <p>(4) 関西圏に向けた観光振興の取組について</p>
7	1 2 番 松浦英夫君	<p>1 中山間地域の対策について (市長、教育長)</p> <p>(1) 集落の実態調査について</p> <p>(2) 実態調査の分析について</p> <p>(3) 今後の対策について</p> <p>(4) 地区における伝統行事の継承活動について</p> <p>(5) 情報通信環境の整備について</p> <p>2 文化財の保護行政について (教育長)</p> <p>(1) 高知県との協議について</p> <p>(2) 教育長の姿勢について</p>

		<p>3 不登校について（教育長）</p> <p>4 新型コロナウイルスについて（市長）</p> <p>（1）新型コロナウイルスの感染状況について</p> <p>（2）5回目の接種状況について</p> <p>（3）2類から5類への緩和について</p>
8	8番 山上庄一君	<p>1 市道等の整備、維持管理について（市長）</p> <p>（1）市庁舎前の道路について</p> <p>ア 歩道の縁石切り下げ部分の赤いボラードはいつ、何のために設置されたのか</p> <p>イ 市庁舎前の道路種別は、道路構造令では何にあたるのか。また、市内には同種の市道はどのくらいあるのか</p> <p>ウ 市庁舎前の道路と同種の市道との違いはあるのか、ないとすれば同種の市道全てに歩道の縁石切り下げ部分にはボラードを設置するのか</p> <p>エ 市庁舎東側駐車場の出入口の検討はされたのか</p> <p>（2）都市計画決定された高規格道路と交差する市道について</p> <p>ア 市道錦線など含めて、どのようにして行くのか。また、国との協議は、どこまで進んでいるのか</p> <p>イ 事前復興を標榜するのであれば、錦線などの市道を都市計画で、その幅員を担保する必要があると思うが、その認識を問う</p> <p>（3）市道などの生活道路に、雨上がりには、水たまりが連続する状態であり、オーバーレイをかけるなど改修するつもりはないか</p> <p>（4）市内都市計画区域の幅員4m以内の道路の建築時のセットバックについて</p> <p>ア 宿毛市の建築基準法第42条第2項の道路は、いつから指定されているのか</p> <p>イ 2項道路に対し、県との役割分担などはされているのか</p> <p>ウ 県の建築行政に対して、徹底が図られるようにすべきではないか</p> <p>2 西部地区小中学校の敷地について（市長）</p> <p>（1）街の方から庁舎が見え、庁舎からも街が見えるようにすべきではないか</p>

		<p>3 公共事業等におけるペナルティーについて（市長）</p> <p>（1）公共事業などの入札で失格になるのはどのような場合で、ペナルティーはどうなっているのか</p> <p>（2）工事や設計などの評価点と、ペナルティーの関係はどのようなものになっているのか</p> <p>（3）工事で問題になった設計について、工事で問題発覚した後のペナルティーはどのようにされているのか</p> <p>4 園芸用の木質ペレットボイラー導入の助成制度について（市長）</p> <p>（1）化石エネルギーの高騰による経営圧迫に対する経営安定化などを図るためにも助成制度を創設することは考えていないか</p> <p>5 人口減少対策について（市長）</p> <p>（1）子育て支援にとどまらず、多岐に渡るためトータルな施策を問う</p>
--	--	---

令和4年第4回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案（令和4年第3回定例会提出分）

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	令和3年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	1 2 月 6 日	認 定
第 2 号	令和3年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 2 月 6 日	認 定
第 3 号	令和3年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 2 月 6 日	認 定
第 4 号	令和3年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 2 月 6 日	認 定
第 5 号	令和3年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について	1 2 月 6 日	認 定
第 6 号	令和3年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 2 月 6 日	認 定
第 7 号	令和3年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 2 月 6 日	認 定
第 8 号	令和3年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 2 月 6 日	認 定
第 9 号	令和3年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について	1 2 月 6 日	認 定
第10号	令和3年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 2 月 6 日	認 定
第11号	令和3年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 2 月 6 日	認 定
第12号	令和3年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	1 2 月 6 日	認 定
第13号	令和3年度宿毛市水道事業会計決算認定について	1 2 月 6 日	認 定



議 案（令和4年第4回定例会提出分）

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	令和4年度宿毛市一般会計補正予算について	12月21日	原案可決
第 2 号	令和4年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	12月21日	原案可決
第 3 号	令和4年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	12月21日	原案可決
第 4 号	令和4年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	12月21日	原案可決
第 5 号	令和4年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	12月21日	原案可決
第 6 号	令和4年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	12月21日	原案可決
第 7 号	令和4年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	12月21日	原案可決
第 8 号	令和4年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	12月21日	原案可決
第 9 号	令和4年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	12月21日	原案可決
第10号	令和4年度宿毛市水道事業会計補正予算について	12月21日	原案可決
第11号	宿毛市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について	12月21日	原案可決
第12号	宿毛市過疎地域指定における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	12月21日	原案可決
第13号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	12月21日	原案可決
第14号	督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	12月21日	原案可決
第15号	宿毛市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について	12月21日	原案可決
第16号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	12月21日	原案可決
第17号	宿毛市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	12月21日	原案可決

第18号	宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	12月21日	原案可決
第19号	宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	12月21日	原案可決
第20号	宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について	12月21日	原案可決
第21号	すくもサニーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	12月21日	原案可決
第22号	指定管理者の指定について	12月21日	原案可決
第23号	指定管理者の指定について	12月21日	原案可決
第24号	指定管理者の指定について	12月21日	原案可決
第25号	指定管理者の指定について	12月21日	原案可決
第26号	指定管理者の指定について	12月21日	原案可決
第27号	工事請負契約の変更について	12月21日	原案可決

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第16号	宿毛市の独自事業として、難聴者への補聴器購入補助事業の導入を求める陳情書	12月21日	趣旨採択
第17号	要介護高齢者等への訪問理美容サービス制度を求める陳情書	12月21日	趣旨採択